

美濃加茂市  
MINOKAMO CITY

# 障がい者プラン



令和6年3月  
美濃加茂市

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 関連法等にかかる年表.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
（1）計画の性格.....	3
（2）根拠法令.....	3
（3）上位・関連計画について.....	4
（4）SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象者.....	6
6 計画の策定体制.....	7
（1）「美濃加茂市障がい者総合支援協議会」の開催.....	7
（2）アンケート調査の実施.....	7
（3）パブリックコメントの実施.....	7
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	<b>8</b>
1 障害者手帳所持者の動向.....	8
（1）人口等の状況.....	8
（2）身体障害者手帳所持者の状況.....	10
（3）療育手帳所持者の状況.....	13
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	15
（5）難病の人の状況.....	17
（6）就学の状況.....	18
（7）障がい者雇用の状況.....	20
（8）障がい福祉関係歳出予算の状況.....	21
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績評価.....	23
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	23
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	24
（3）地域生活支援拠点等の整備.....	25
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	26
（5）障がい児支援の提供体制の整備等.....	27
（6）相談支援体制の充実・強化等.....	29
（7）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組.....	30

(8) 障がい福祉サービスの前計画見込量に対する実績.....	31
(9) 障がい児支援サービスの前計画見込量に対する実績.....	34
(10) 地域生活支援事業の前計画見込量に対する実績.....	35
3 アンケート調査からみる現状.....	38
(1) 障がい者調査の結果.....	38
(2) 事業所調査の結果.....	51
4 団体等アンケート調査からみる現状.....	55
(1) 障がい者関連団体等へのアンケート調査結果（抜粋）.....	55
5 課題の整理.....	57
(1) 「共生のまち」をめざして	
～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～.....	57
(2) 「安心・安全なまち」をめざして	
～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～.....	58
(3) 「生きがいのあるまち」をめざして	
～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～.....	59
<b>第3章 計画の考え方.....</b>	<b>60</b>
1 基本理念.....	60
2 基本目標.....	60
3 施策体系.....	62
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>64</b>
基本目標1 「共生のまち」をめざして	
～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～.....	64
1 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進.....	64
(1) 理解促進・広報啓発の推進.....	64
(2) 小中学校における福祉教育等の推進.....	67
(3) ボランティア活動の推進.....	68
2 地域での生活における支援.....	70
(1) 社会参加と外出支援.....	70
(2) 支援の受け手と支え手の循環.....	71
3 行政等における配慮の充実.....	73
(1) 行政サービス等における配慮.....	73

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	75
(1) 権利擁護の推進.....	75
(2) 虐待の防止 .....	77
(3) 障がい理由とする差別の解消の推進 .....	78
基本目標2「安心・安全なまち」をめざして	
～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～ .....	79
1 自立した生活の支援・意思決定支援.....	79
(1) 利用者本位の生活支援体制の整備.....	79
(2) 障がい福祉サービスの充実 .....	80
(3) 意思決定支援の推進.....	82
(4) 高齢障がい者への支援 .....	83
2 安全・安心な生活環境の整備 .....	84
(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	84
(2) 親なき後を見据えた生活の場の確保.....	85
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	86
(1) 情報バリアフリー化の推進 .....	86
(2) 意思疎通支援の充実.....	88
(3) 行政情報のアクセシビリティの向上.....	89
4 防犯、防災等の推進.....	90
(1) 防犯対策の推進.....	90
(2) 防災対策の推進.....	91
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 .....	94
基本目標3「生きがいのあるまち」をめざして	
～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～.....	95
1 保健・医療の推進.....	95
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療等 .....	95
(2) 保健・医療の充実.....	97
(3) 精神保健福祉・医療の充実 .....	99
(4) 難病に対する保健・医療施策の推進.....	101
(5) 医療と保健・福祉の連携 .....	103
2 教育の充実 .....	104
(1) インクルーシブ教育システムの推進.....	104
(2) 教育環境の整備.....	107

3	障がいのある子どもに対する支援の充実 .....	108
(1)	発達支援体制の構築と推進 .....	108
(2)	障がい児福祉サービスの提供充実.....	111
4	雇用・就業、経済的自立の支援.....	112
(1)	障がいのある人の雇用の促進.....	112
(2)	総合的な就労支援施策の推進.....	113
(3)	経済的な自立支援.....	115
5	社会参加を支える取り組み .....	116
(1)	スポーツ活動の振興.....	116
(2)	文化・芸術活動の振興 .....	117
(3)	生涯学習の振興.....	118

## **第5章 第7期障がい福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～ .....119**

1	第7期計画の成果目標.....	119
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	119
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	120
(3)	地域生活支援の充実.....	121
(4)	福祉施設から一般就労への移行等.....	122
(5)	相談支援体制の充実・強化等.....	123
(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築 ..	124
2	第7期計画の活動指標.....	124
(1)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催.....	124
(2)	精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用 .....	125
(3)	相談支援体制の充実・強化のための取組 .....	126
(4)	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組.....	127
3	障がい福祉サービスの見込量と確保方策 .....	128
(1)	訪問系サービスの見込量と確保方策.....	128
(2)	日中活動系サービスの見込量と確保方策 .....	129
(3)	居住系サービスの見込量と確保方策.....	132
(4)	相談支援サービスの見込量と確保方策 .....	133
3	地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	134
(1)	必須事業の見込量と確保方策.....	134
(2)	任意事業の見込量と確保方策.....	137

<b>第6章 第3期障がい児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～ .....</b>	<b>138</b>
1 第3期計画の成果目標.....	138
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	138
2 第3期計画の活動指標.....	140
(1) 発達障がい児等に対する支援.....	140
3 障がい児支援サービスの見込量と確保方策 .....	140
(1) 障害児通所支援等の見込量と確保方策 .....	140
<b>第7章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>142</b>
1 計画の推進に向けて .....	142
2 計画の進行管理.....	143
<b>資 料 編.....</b>	<b>144</b>
1 用語解説 .....	144
2 美濃加茂市障がい者総合支援協議会設置要綱 .....	156
3 美濃加茂市障がい者総合支援協議会委員名簿 .....	159

### 「障がい」の表記について

岐阜県では公文書において、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、県行政のこうした取組を通じて障がい者や障がい福祉に対する県民の理解を促進し、共生社会の実現を目指した「人と環境にやさしい岐阜県づくり」の推進を図るとしてしています。

美濃加茂市でも県の考え方にに基づき、本計画書では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や団体等の固有名称等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画書では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

我が国では、平成18年に国際連合が採択した『障害者の権利に関する条約』（以下『障害者権利条約』）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には『障害者基本法』の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の制定を行いました。

また、障がい者の人権に関しては、平成23年の『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』（平成28年施行）が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に『第4次障害者基本計画』が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進が図られています。

また、『第4次障害者基本計画』では、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

加えて、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）』が令和4年に施行されました。

本市では令和3年度に『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』を策定し、『美濃加茂市第6次総合計画』における基本構想である「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」や、『美濃加茂市地域福祉計画』の目標である「地域共生社会の実現」の理念に基づき、障がいのある人への総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

令和5年度をもって『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）』の計画期間が満了することから、近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、新たに『美濃加茂市障がい者プラン（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）』（以下、「本プラン」という。）を策定します。

## 2 関連法等にかかる年表

年	内 容
昭和45年	5月：心身障害者対策基本法の制定
平成5年	12月：心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成15年	4月：支援費制度の施行
平成16年	6月：障害者基本法の改正（同年6月4日施行）
	12月：発達障害者支援法の制定（平成17年4月1日施行）
平成17年	10月：障害者自立支援法の制定（平成18年4月1日施行）
平成18年	12月：第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年	9月：障害者権利条約への署名
	12月：重点施策実施5か年計画（後期分）の策定
平成23年	6月：障害者虐待防止法の制定（平成24年10月1日施行）
	8月：障害者基本法の一部改正（同年8月5日施行）
平成24年	4月：障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正（同年4月1日施行）
	6月：障害者総合支援法の制定（平成25年4月1日施行）
	6月：障害者優先調達推進法の制定（平成25年4月1日施行）
平成25年	5月：成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の制定（同年6月30日施行）
	6月：障害者差別解消法の制定（平成28年4月1日施行）
	6月：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定（一部を除き、平成26年4月1日施行）
	6月：障害者雇用促進法の一部改正（平成28年4月1日施行）
平成26年	1月：障害者権利に関する条約（障害者権利条約）の批准
	5月：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月1日施行）
平成28年	4月：成年後見制度利用促進法の制定（同年5月13日施行）
	6月：障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正（平成30年4月1日施行）
	6月：児童福祉法の一部改正（平成29年4月1日施行）
	6月：発達障害者支援法の改正（同年8月1日施行）
平成30年	3月：第4次障害者基本計画の策定
令和元年	6月：障害者雇用促進法の改正（同年6月14日から段階的に施行）
令和3年	5月：障害者差別解消法の改正（令和6年4月1日施行）
令和4年	5月：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（同年5月25日施行）
	6月：児童福祉法の一部改正（施行期日：令和6年4月1日）
	12月：障害者総合支援法の一部改正（施行期日：令和6年4月1日）

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の性格

「障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

#### (2) 根拠法令

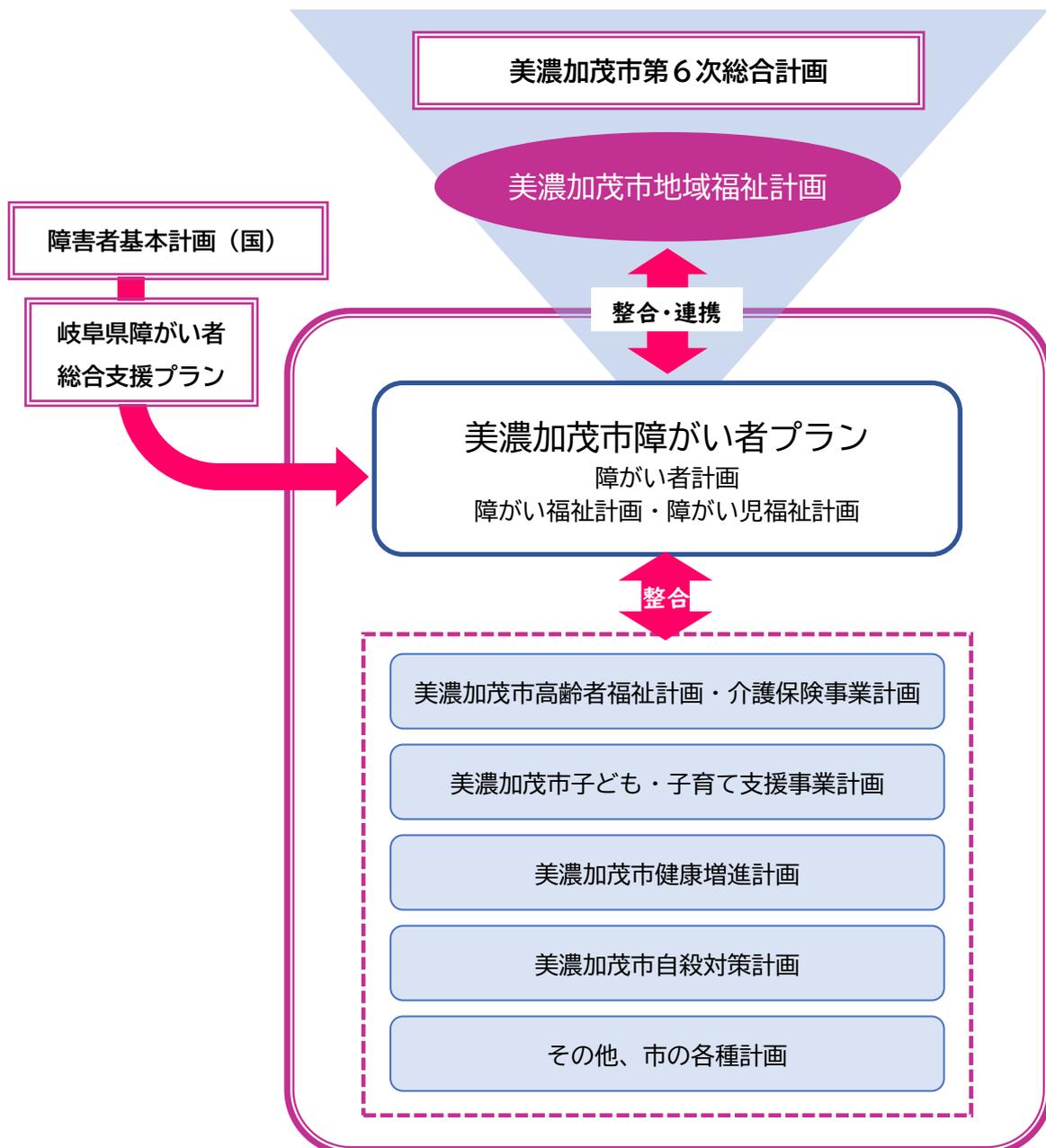
本プランは、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (概ね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第5次計画)の内容と、本市の現行計画(令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障がいを有する児童の健全やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

### (3) 上位・関連計画について

本プランは、市の最上位計画である『美濃加茂市第6次総合計画』の部門別計画として位置づけられ、『美濃加茂市地域福祉計画』、『美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画』、『第4期美濃加茂市健康増進計画』、『美濃加茂市自殺対策計画』等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### ■ 上位計画・関連計画



## (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

本市においては、2020年7月に『みのかもSDGs推進宣言』を行いました。本プランの推進に当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいのある人々の最善の利益が実現される社会を目指します。



## 4 計画の期間

本プランは、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

### ■ 計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第6次総合計画（計画期間10年）									
		地域福祉計画 （計画期間4年）				地域福祉計画 （計画期間6年）					
障がい者計画		<b>障がい者プラン</b> 障がい者計画				<b>障がい者プラン</b> 障がい者計画		<b>次期障がい者プラン</b> 障がい者計画			
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画				第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			

## 5 計画の対象者

本プランの主な対象者は、障害者基本法に定める障がいのある人を原則としていますが、施策の展開には、あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから、対象者は全市民であるといえます。

### 《障害者基本法における定義》

第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

本プランにおける「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】（発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。）
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指します。

また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】（発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。）
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

## 6 計画の策定体制

### (1) 「美濃加茂市障がい者総合支援協議会」の開催

本プランは、障がい者等及びその家族、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、保健、医療、福祉、教育及び雇用に関する機関の代表者等から構成される「美濃加茂市障がい者総合支援協議会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

開催日	会議名
令和4年 11月1日(火)	障がい者総合支援協議会 第1回計画評価部会 ・美濃加茂市障がい者プラン策定に係る意識調査(アンケート実施)について
令和5年 3月7日(火)	障がい者総合支援協議会 第2回計画評価部会 ・美濃加茂市障がい者アンケート結果について ・美濃加茂市障がい者プラン策定に係る調査結果の活用について
令和5年 7月4日(火)	障がい者総合支援協議会 第1回代表者会議 ・美濃加茂市障がい者プランの策定について
令和5年 9月5日(火)	障がい者総合支援協議会 第1回計画評価部会 ・美濃加茂市障がい者プラン骨子案について
令和5年 11月7日(火)	障がい者総合支援協議会 第2回計画評価部会 ・美濃加茂市障がい者プラン(素案)について
令和5年 12月5日(火)	障がい者総合支援協議会 第2回代表者会議 ・美濃加茂市障がい者プラン(素案)について

### (2) アンケート調査の実施

本プランの策定にあたり、「障がい者調査」と「事業所調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

	障がい者調査	事業所調査
調査対象	令和4年12月6日現在、障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療受給者(精神通院)及び障害福祉サービスなどを利用されている方	障害福祉サービス事業者
実施期間	令和4年12月16日～令和5年1月20日	令和5年1月25日～令和5年2月20日
実施方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答方式	
有効回答数	1,262件(有効回答率48.1%)	68件(有効回答率95.8%)

また、障がい者関連団体等へ「障がい福祉に関わる分野の課題」等についてアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本プラン案を、令和6年1月15日～令和6年2月5日まで市のホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

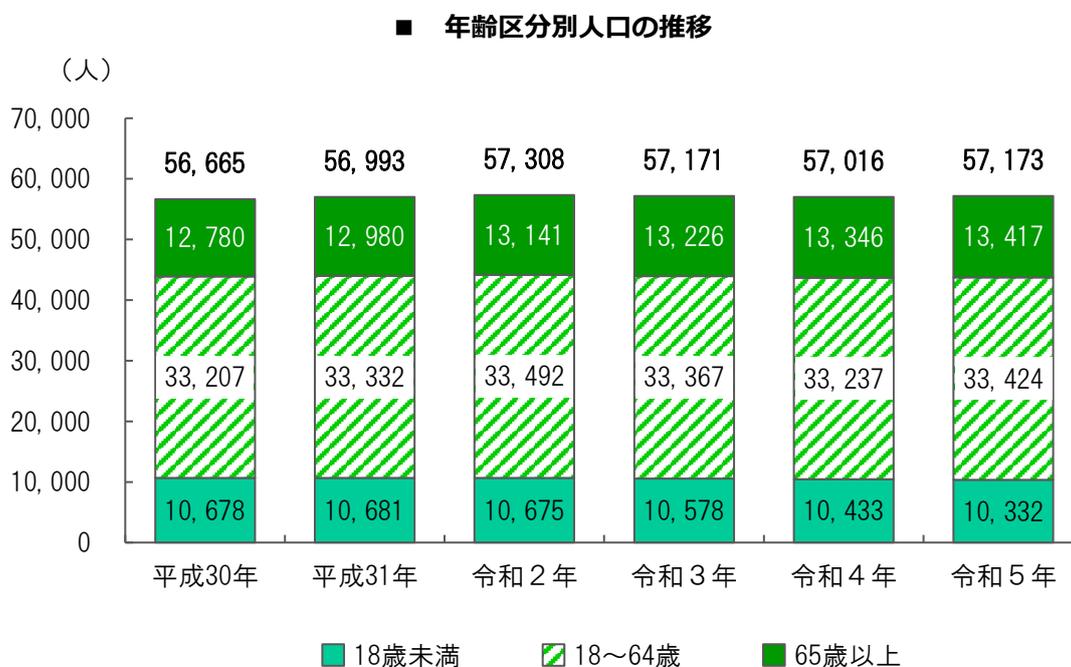
## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1 障害者手帳所持者の動向

#### (1) 人口等の状況

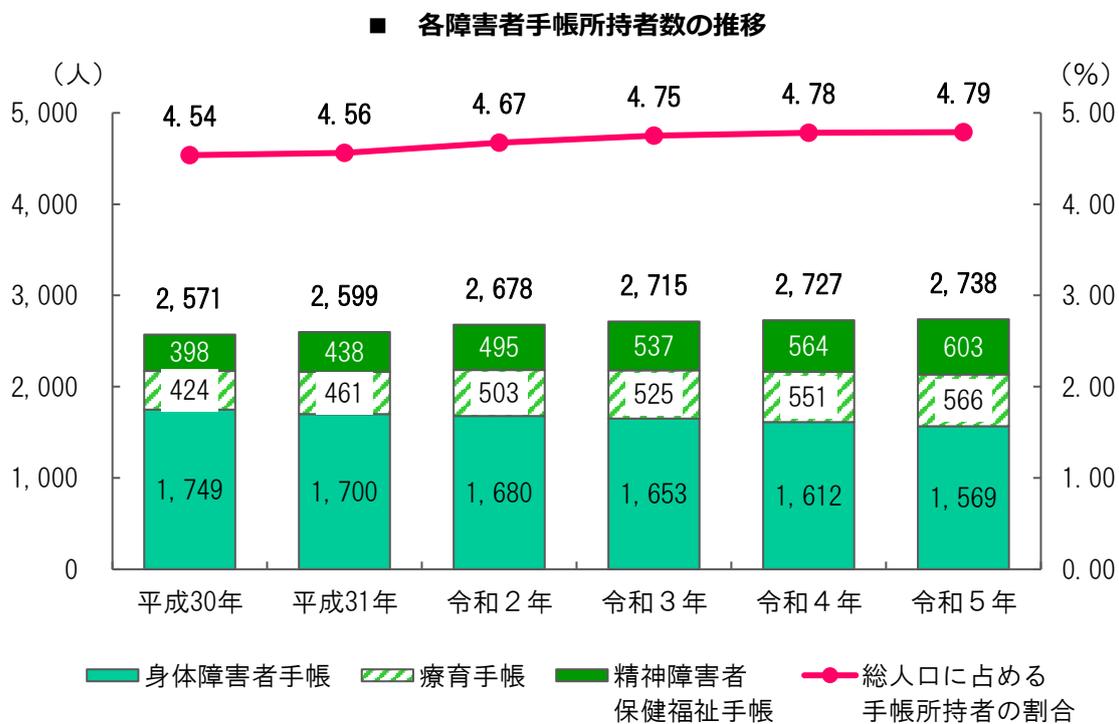
本市の総人口は、令和2年をピークに令和3年以降は横ばい傾向にあり、令和5年4月1日現在で57,173人となっています。

年齢3区分別にみると、18歳未満人口は減少傾向、18～64歳人口は増減があるものの横ばいで推移、65歳以上人口は増加を続けています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

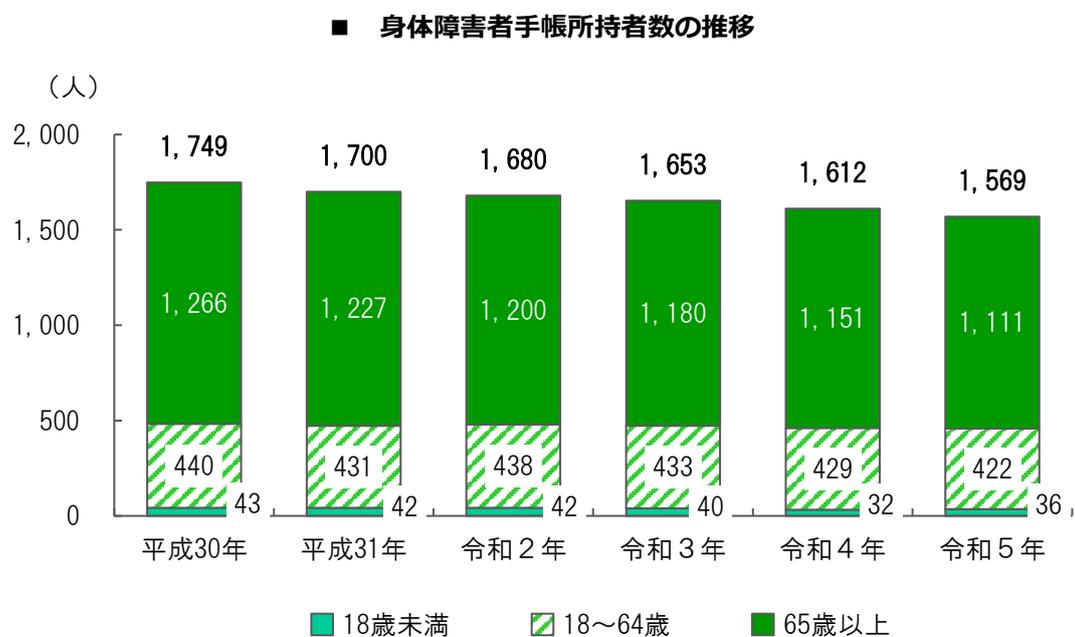
障害者手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年3月31日現在で2,738人となっています。また、総人口に占める手帳所持者の割合をみると、手帳所持者数の増加に伴い割合も増加しており、令和5年3月31日現在4.79%となっています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）  
 総人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、全体では減少傾向にあり、令和5年3月31日現在で1,569人となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は36人、「18～64歳」は422人、「65歳以上」は1,111人となっています。

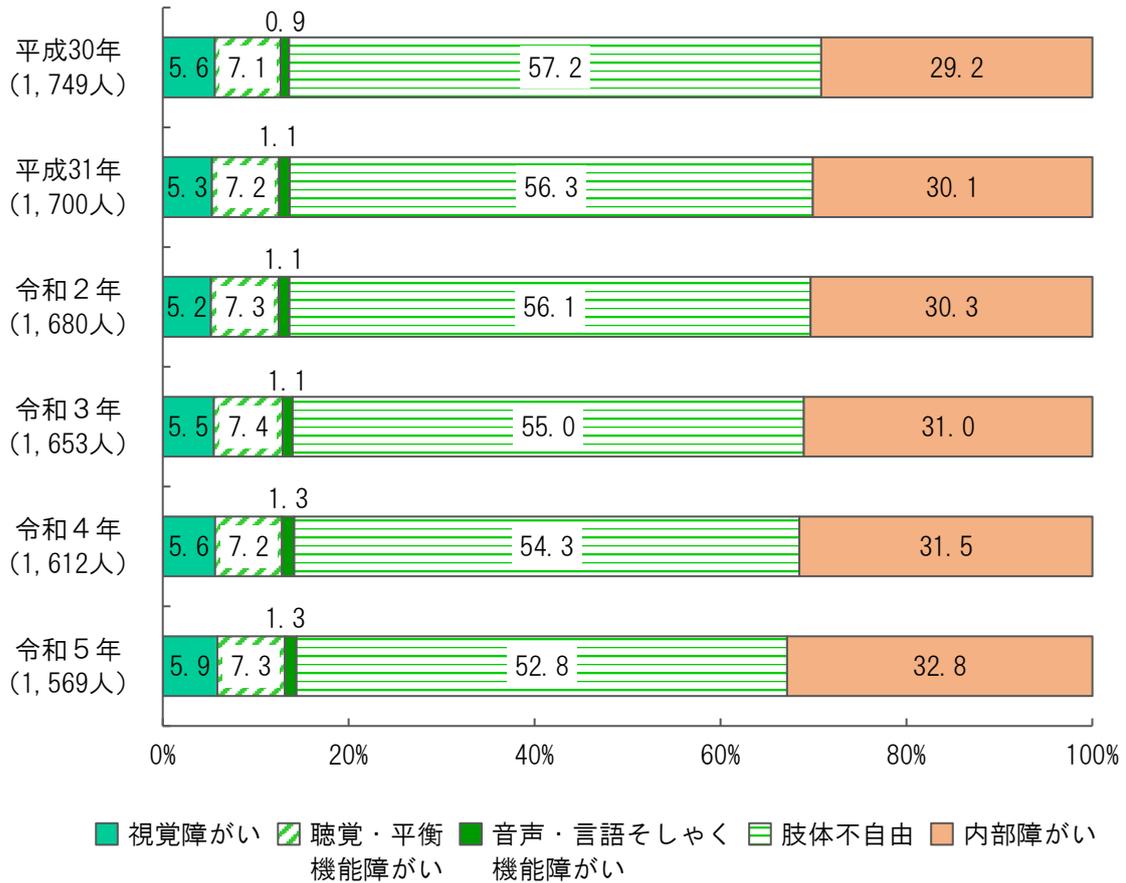


資料：福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の障がいの部位別構成比をみると、すべての年で「肢体不自由」の割合が最も高く、5割台で推移しています。

また、「内部障がい」の割合は年々高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の障がい部位別構成比の推移

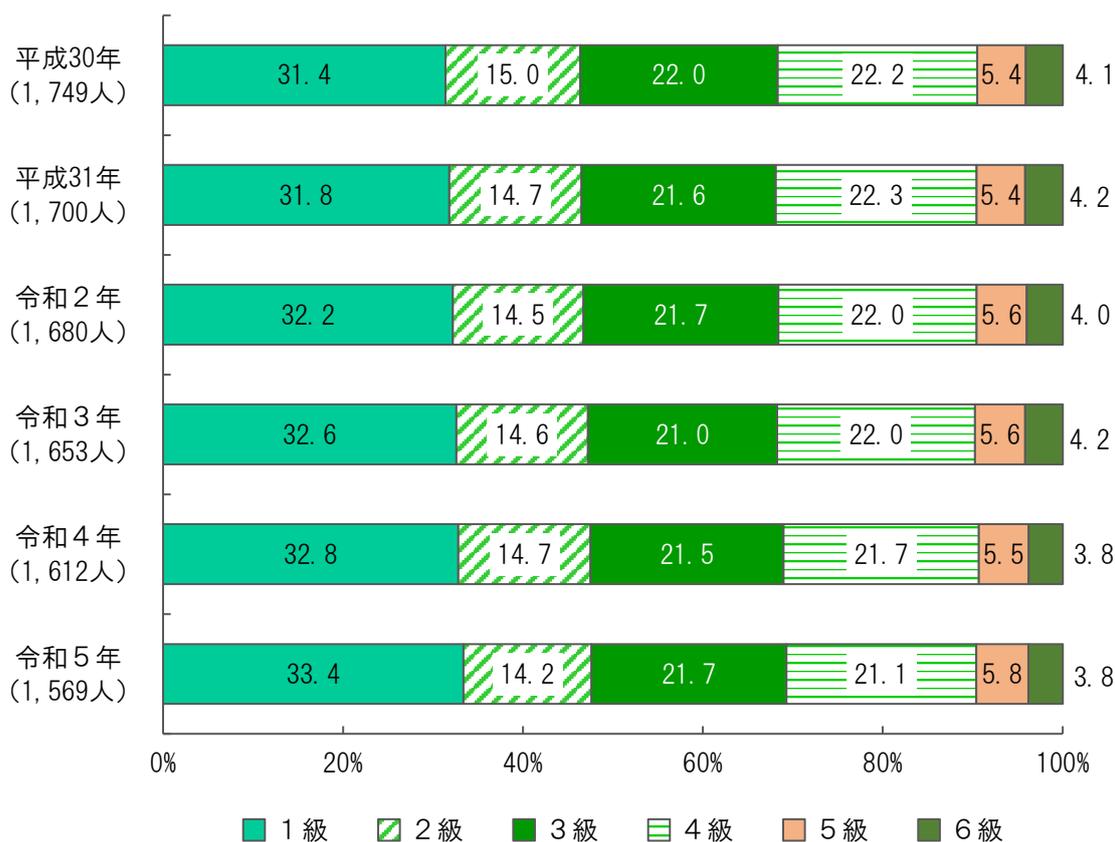


資料：福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数の等級別構成比をみると、令和5年3月31日現在では「1級」が33.4%と最も高く、次いで「3級」が21.7%、「4級」が21.1%となっています。

また、平成30年から令和5年の推移をみると、最も重度な「1級」は2.0ポイント高くなり、最も軽度な「6級」は0.3ポイント低くなっています。

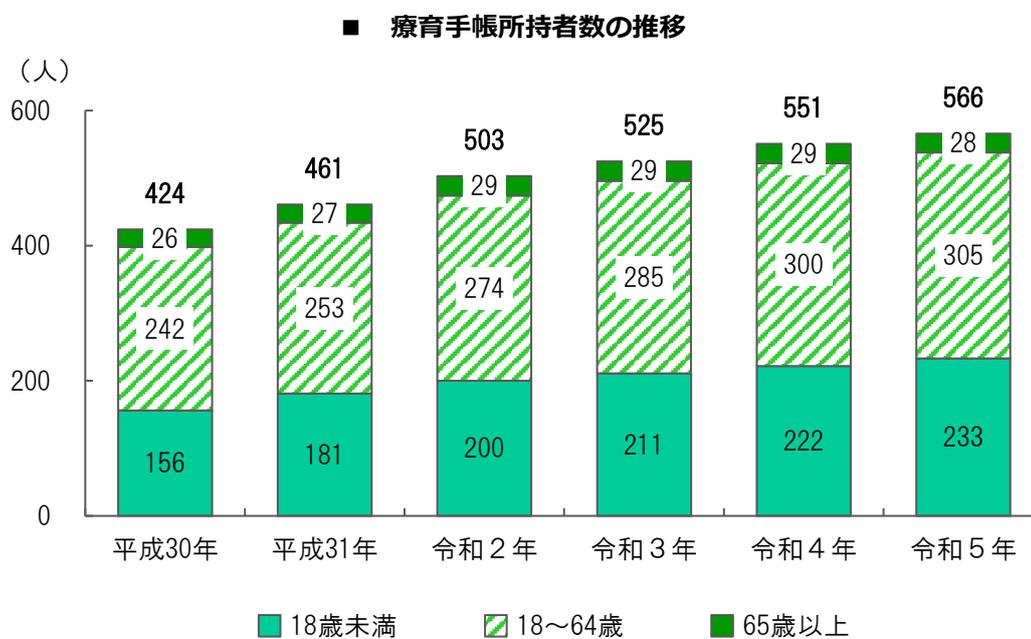
■ 身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年3月31日現在では566人と平成30年の1.3倍となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は233人、「18～64歳」は305人、「65歳以上」は28人となっています。

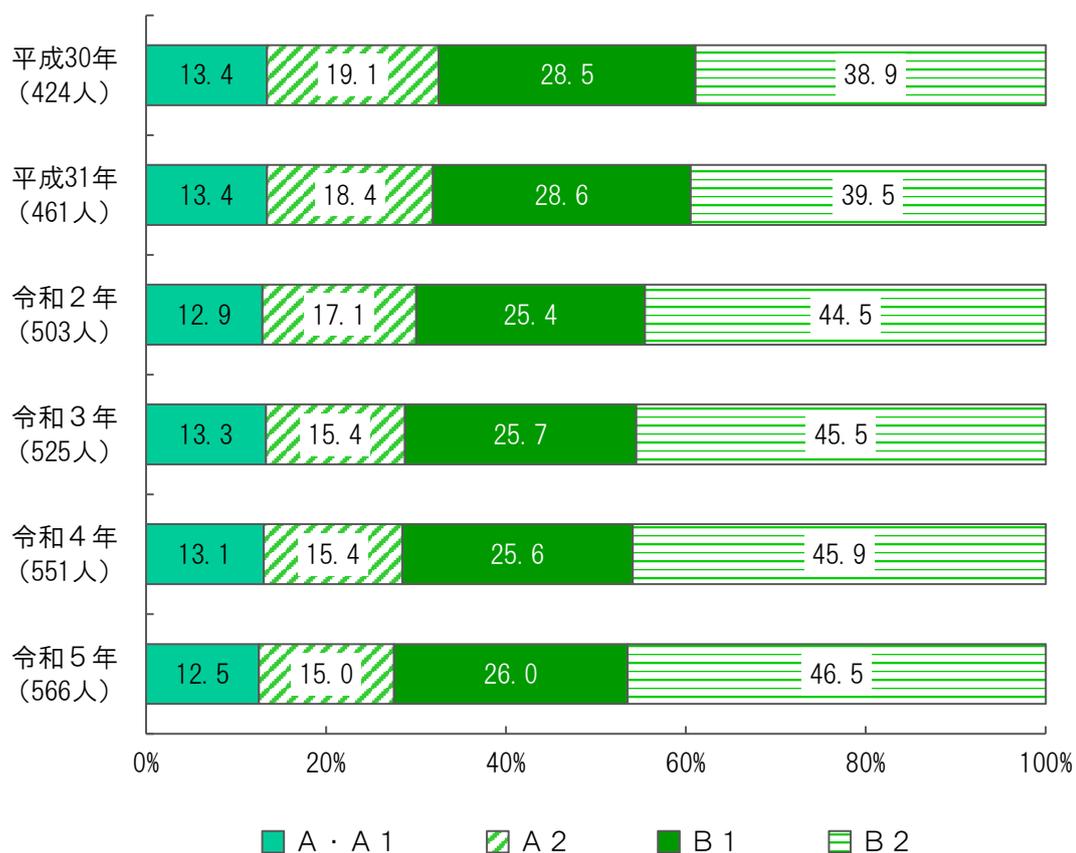


資料：福祉課（各年3月31日現在）

療育手帳所持者数の判定別構成比をみると、令和5年3月31日現在では「B2」が46.5%と最も高く、次いで「B1」が26.0%となっています。

また、平成30年から令和5年の推移をみると、最も軽度な「B2」は7.6ポイント高くなり、最も重度な「A・A1」は0.9ポイント低くなっています。

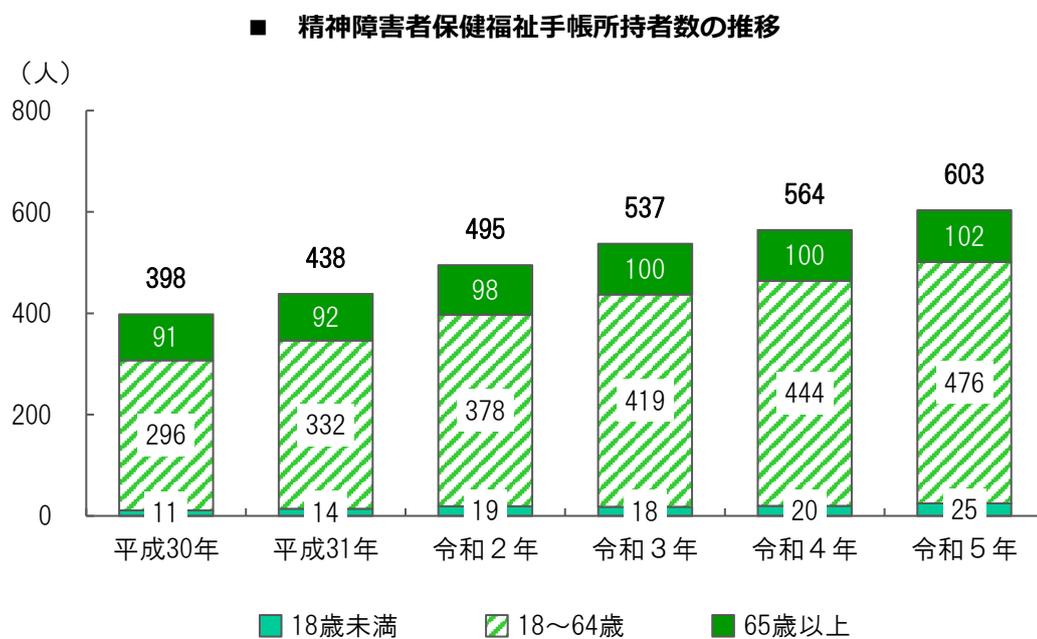
■ 療育手帳所持者の判定別構成比の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、令和5年3月31日現在では603人と平成30年の1.5倍となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は25人、「18～64歳」は476人、「65歳以上」は102人となっています。

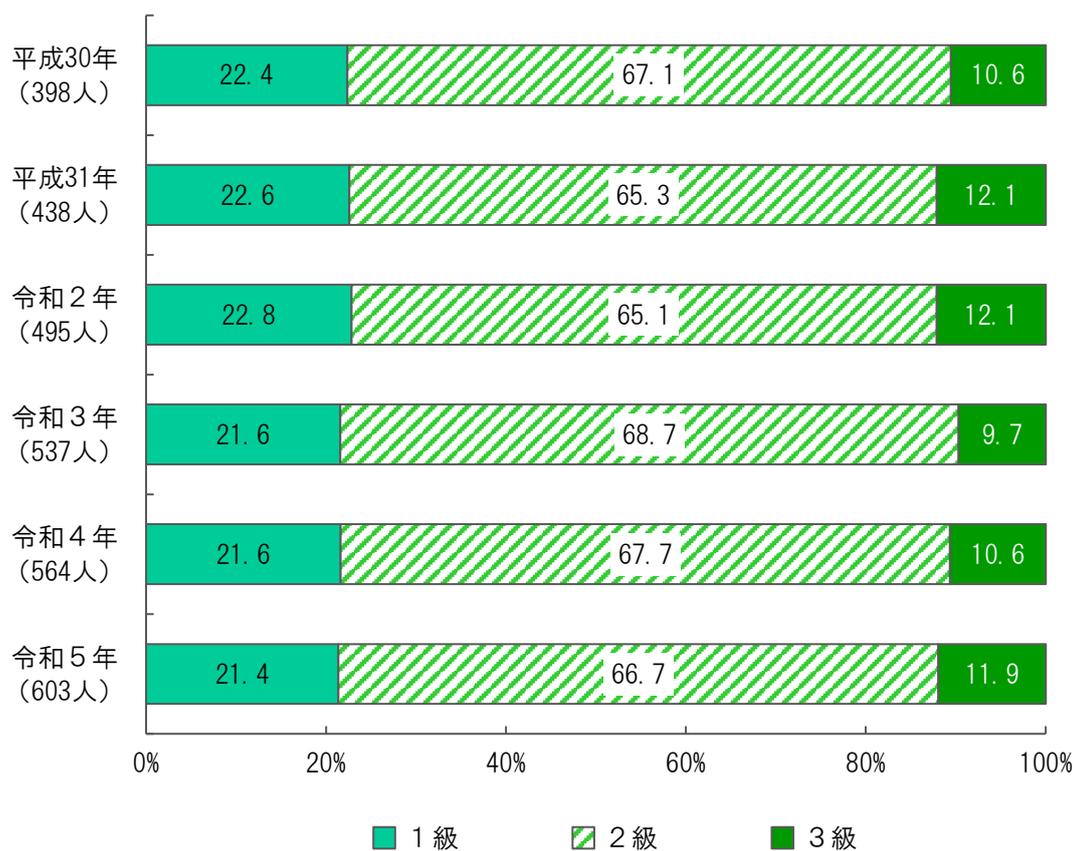


資料：福祉課（各年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成比をみると、令和5年3月31日現在では「2級」が66.7%と最も高くなっています。

また、平成30年から令和5年の推移をみると、最も軽度な「3級」は1.3ポイント高くなっています。

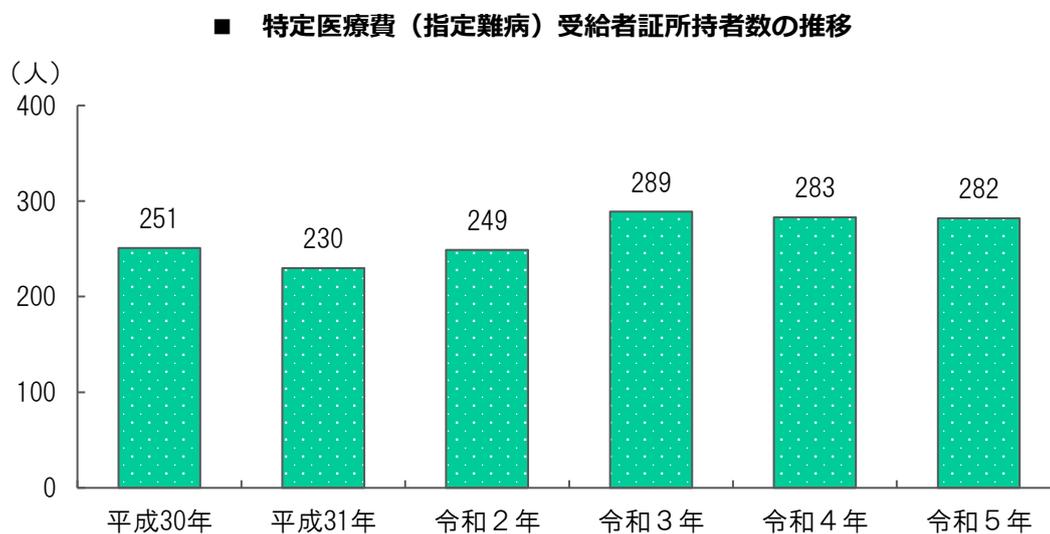
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

## (5) 難病の人の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和2年から令和3年にかけて40人増加し、その後は280人台で推移しています。



資料：岐阜県保健医療課（各年3月31日現在）

## (6) 就学の状況

本市の特別支援教育の状況をみると、特別支援学級の在学者数は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

小学校では、令和5年の在学者数は163人となり、平成30年の1.4倍となっています。それに伴い、学級数も増え令和5年では29学級となっています。

中学校では、令和5年の在学者数は80人となり、平成30年の2倍となっています。

また、本市の特別支援学校の在学者数は、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和5年では全体で93人となっています。

### ■ 特別支援教育を受ける児童・生徒数の推移

単位：学級・人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校						
特別支援学級数	24	26	28	29	29	29
在学者数	118	130	140	151	158	163
高学年	43	45	44	55	69	71
中学年	37	47	58	62	62	53
低学年	38	38	38	34	27	39
中学校						
特別支援学級数	8	10	13	13	15	14
在学者数	40	43	64	61	74	80
特別支援学校						
在学者数	84	86	93	91	85	93
小学部	31	37	37	35	35	39
中学部	18	16	20	20	20	19
高等部	35	33	36	36	30	35
在学者合計	242	259	297	303	317	336

資料：学校教育課（各年4月7日現在）

■ 特別支援学校の学校別在学者数の推移

単位：人

学校名		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
岐阜盲学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	1	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0
岐阜聾学校	小学部	0	0	0	0	0	1
	中学部	1	1	0	0	0	0
	高等部	0	1	2	2	1	0
	計	1	2	2	2	1	1
岐阜清流高等 特別支援学校	高等部	3	4	4	1	0	1
中濃特別支援学校	小学部	1	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0
可茂特別支援学校	小学部	30	37	37	35	35	37
	中学部	17	15	20	20	20	19
	高等部	29	26	28	32	29	34
	計	76	78	85	87	84	90
東濃特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
飛騨特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	1	0	0
	計	0	1	1	1	0	0
岐阜希望が丘特別 支援学校	小学部	0	0	0	0	0	1
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	1
関特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	2	1	1	0	0	0
	計	2	1	1	0	0	0
長良特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
小学部（小計）		31	37	37	35	35	39
中学部（小計）		18	16	20	20	20	19
高等部（小計）		35	33	36	36	30	35
合 計		84	86	93	91	85	93

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## (7) 障がい者雇用の状況

『障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）』が、事業主に対して義務付けている法定雇用率は、民間企業は2.3%（令和6年4月から2.5%に引き上げ予定）、国・地方公共団体等では2.6%（令和6年4月から2.8%に引き上げ予定）となっています。

美濃加茂公共職業安定所管内の障がい者雇用率は、令和4年6月1日現在2.68%となり、全国・岐阜県を上回っています。また、雇用達成企業の割合は67.4%となっており、全国・岐阜県を上回っています。

美濃加茂公共職業安定所の求職登録者数について、令和5年3月31日現在で身体障がい者が481人、知的障がい者が369人、精神障がい者が471人となっており、全体で1,366人となっています。

本市における障がい者の雇用状況をみると、障がい者雇用率算定対象職員数540人に対し、障がいのある職員数は12人となり、障がい者雇用率は2.50%と法定雇用率を下回っています。

### ■ 民間企業の障がい者雇用状況

単位：%

美濃加茂公共職業安定所管内		岐阜県		全国	
実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
2.68	67.4	2.35	55.1	2.25	48.3

資料：岐阜労働局（令和4年6月1日現在）

全国・県は厚生労働省「令和4年障害者雇用状況の集計結果」より

### ■ 求職登録者数

単位：人

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
481	369	471	45	1,366

資料：ハローワーク美濃加茂（令和5年3月31日現在）

### ■ 美濃加茂市の障がい者雇用状況

単位：人・%

美濃加茂市障がい者雇用率算定対象職員数	障がい者数（実雇用数）	障がい者雇用率
540	13.5（12）	2.50

資料：キャリアサポート課（令和5年6月1日現在）

## (8) 障がい福祉関係歳出予算の状況

### ① 主な事業の種類と内容

#### i サービス等に関するもの

事業名	内容
自立支援費給付事業	障害者総合支援法に基づき障がい者及び障がい児を対象に、各種障がい福祉サービスを提供して障がい者の日常生活及び社会生活を支援するとともに介助者の負担軽減を図るものです。
重度心身障害者福祉医療費助成事業	重度障がい者に対して福祉医療費受給者証を交付し、保険診療を受けた場合の自己負担額を助成するものです。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的且つ効果的に実施することによって、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るものです。
特障手当支給事業	精神又は身体等に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある障がい者及び障がい児の福祉の向上を図るため、必要となる精神的及び物質的な特別な負担の軽減の一つとして手当を支給するものです。
自立支援医療費給付事業	身体障がい者及び身体障がい児の方が受ける、心身の障がいの除去及び軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。
補装具費助成事業	障がいにより失われた身体の各部分や機能を補い、安定した地域生活を送るため補装具（車椅子、補聴器、義肢、座位保持装置など）の購入費又は修理費に対して助成を行うものです。
精神障害者通院費助成事業	精神障がい者の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的に精神疾患を有する人に対して、精神通院にかかる自己負担分を助成し、受診機会の促進を図り、福祉の増進を図るものです。
在宅障がい者支援事業	車椅子利用者の健康診断費用の助成、重度障がい者の属する市民税非課税世帯への下水道等使用料の助成、障がい児者の在宅生活における住宅改修の助成、リフト自動車に改造するために要する費用等の助成を行うものです。

#### ii 事務に関するもの

事業名	内容
自立支援費事務費	障がい福祉サービスの提供に関する事務の円滑化を図るとともに障害支援区分を決定するため認定調査の実施など障害福祉サービス支給の決定に関する事務を行うものです。
障がい者支援事務費	特別障害者手当の支給に係る嘱託医への報酬や携帯電話を利用した聴覚障がい者への情報発信を行うものです。
障がい者活動支援事業	岐阜県身体障害者スポーツ協会への事業費負担、身体・知的障がい者団体、難病団体等の活動に対する補助金を交付するものです。

## ② 過去の事業別決算実績の推移

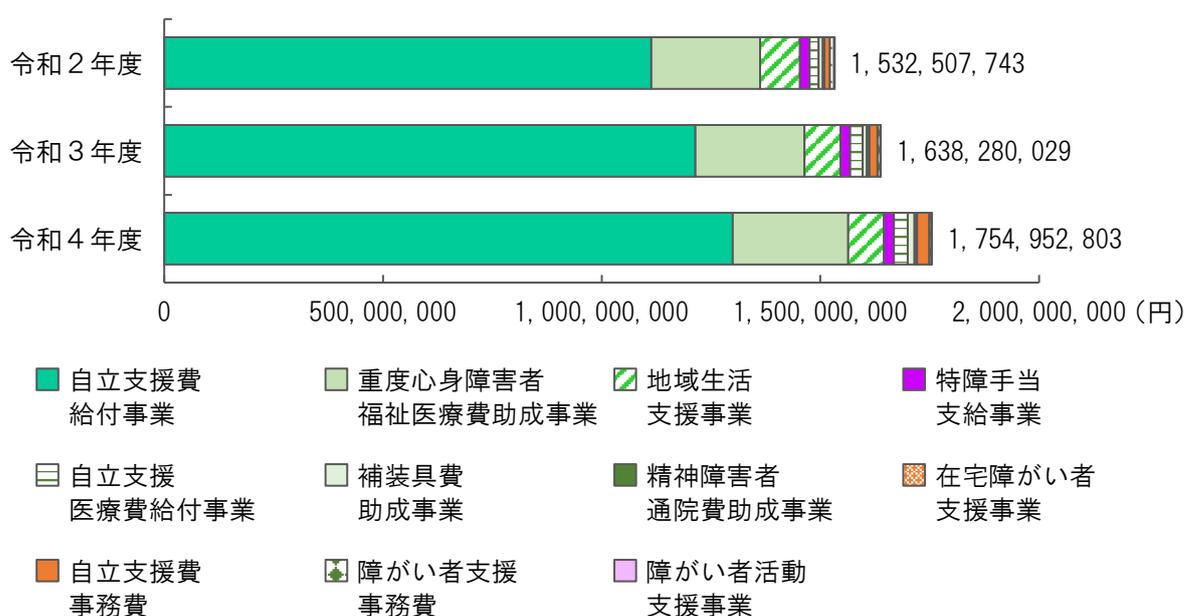
決算実績は、対前年比で令和3年度は6.9%、令和4年度は7.1%上昇しています。

その人に合った適切な支援を行うためには、障がい福祉サービスの充実は必要不可欠です。限られた貴重な財源を有効に活用し、地域共生社会の実現に向かうことが、将来にわたる安心に繋がると考え、施策の見直しと推進を市民の皆さんと共に考え実行していくことが重要と考えています。

### ■ 障がい福祉関係決算実績推移

単位：円

事業費名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援費給付事業	1,113,511,982	1,214,259,438	1,299,849,256
重度心身障害者福祉医療費助成事業	248,416,053	249,626,433	263,940,015
地域生活支援事業	91,693,069	81,845,665	81,246,252
特障手当支給事業	21,518,610	22,330,612	22,758,910
自立支援医療費給付事業	20,892,126	28,850,342	32,054,365
補装具費助成事業	9,512,011	9,108,705	15,264,771
精神障害者通院費助成事業	2,517,730	5,359,440	4,589,350
在宅障がい者支援事業	1,482,108	1,026,134	1,251,106
自立支援費事務費	12,547,690	18,535,632	28,208,772
障がい者支援事務費	9,277,663	6,192,343	4,808,797
障がい者活動支援事業	1,138,701	1,145,285	981,209
合 計	1,532,507,743	1,638,280,029	1,754,952,803



## 2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績評価

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、これまでの実績や市の実情等を勘案し、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示しています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 《第6期計画の目標》

- 令和元年度末の施設入所者数44人の6.8%にあたる3人を令和5年度末までに地域生活に移行することを目標としました。
- 令和5年度末の施設入所者数は41人とすることを目標としました。

#### 《実績》

令和元年度末の施設入所者数44人のうち、3人(6.8%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、令和5年度末時点の実績(見込み)は1人(2.3%)と目標値を下回っています。

また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者44人から3人削減し、41人とする目標設定に対し、実績(見込み)は49人となっています。

	令和5年度末 目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から地域生活への移行者数(人)	3	3	0	1
福祉施設入所者数(人)	41	46	50	49

※令和5年度の実績は見込み

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 《第6期計画の目標》

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を年8回開催することを目標としました。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場には、15人の参加を目標としました。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数は、年1回を目標としました。
- 精神障がい者の地域移行支援利用者数、地域定着支援利用者数、共同生活援助（グループホーム）利用者数、自立生活援助利用者数の目標を設定しました。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数は、県との調整の結果、見込まないこととしました。

### 《実績》

保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する令和5年度の実績（見込み）は、以下のようになっています。

- 開催回数：目標の8回に対し、13回開催の実績
- 関係者の参加人数：目標の15人に対し、18人参加の実績
- 目標設定及び評価の実施回数：目標通り1回開催の実績

いずれも、目標値を上回る実績となりました。

また、精神障がい者の地域定着支援利用者数、共同生活援助（グループホーム）利用者数では令和5年度末の実績（見込み）は目標値を上回っています。一方、精神障がい者の地域移行支援利用者数、自立生活援助利用者数は目標1人に対し、実績（見込み）が0人となりました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数（回）	目 標	8	8
		実 績	12	12
		達成率(%)	150.0	150.0
	参加人数（人）	目 標	15	15
		実 績	18	18
		達成率(%)	120.0	120.0
	目標設定及び評価の実施回数（回）	目 標	1	1
		実 績	1	1
		達成率(%)	100.0	100.0

※令和5年度の実績は見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数 《月当たり実利用者数》(人)	目標	1	1	1
	実績	0	0	0
	達成率(%)	0.0	0.0	0.0
精神障がい者の地域定着支援利用者数 《月当たり実利用者数》(人)	目標	3	3	3
	実績	7	6	4
	達成率(%)	233.3	200.0	133.3
精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)利用者数 《月当たり実利用者数》(人)	目標	6	7	8
	実績	6	11	11
	達成率(%)	100.0	157.1	137.5
精神障がい者の自立生活援助利用者数 《月当たり実利用者数》(人)	目標	1	1	1
	実績	0	0	0
	達成率(%)	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績は見込み

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 《第6期計画の目標》

- 地域生活支援拠点等については、圏域で1カ所設置していることから、運用状況の検証・検討、機能強化を図ることを目標としました。

#### 《実績》

地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討については、中濃圏域障がい者総合支援推進会議を年1回実施し、機能強化に努めました。

	令和5年度末 目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・ 検討《地域生活支援事業部会の実施》(回)	1	1	1	1

※令和5年度の実績は見込み

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### 《第6期計画の目標》

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績（5人）の1.40倍にあたる7人を目標としました。
  - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数は、令和元年度実績（3人）の1.33倍にあたる4人を目標としました。
  - 就労継続支援A型を通じた移行者数は、令和元年度実績（1人）の2.00倍にあたる2人を目標としました。
  - 就労継続支援B型を通じた移行者数は、令和元年度実績が0人であったため、1人を目標としました。
- 令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人のうち5人が就労定着支援事業を利用することを目標としました。
- 就労定着率にかかる目標は、市内に就労定着支援事業所がないため設定しないこととしました。

##### 《実績》

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度実績（5人）の1.40倍にあたる7人の目標設定に対し、令和5年度の実績（見込み）は目標通りの7人となりました。

利用事業の内訳別にみると、就労移行支援事業を通じた移行は目標4人に対し、実績（見込み）は3人、就労継続支援A型を通じた移行は目標2人に対し、実績（見込み）は3人、就労継続支援B型を通じた移行は目標1人に対し、実績（見込み）も1人となり、概ね目標を達成しています。

一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用している人数は、目標の5人に対し、令和3年度は9人の実績、令和4年度は5人の実績と目標を上回っているものの、令和5年度は4人の実績（見込み）となっています。

		令和5年度末 目標	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労への 移行者数	全 体 (人)	7	7	7	7
	就労移行支援事業 (人)	4	1	2	3
	就労継続支援A型 (人)	2	4	3	3
	就労継続支援B型 (人)	1	2	2	1
就労定着支援事業利用者数 (人)		5	9	5	4

※令和5年度の実績は見込み

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 《第6期計画の目標》

- 国の基本指針においては、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置することとされています。本市では、美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家を設置していることから国が示す成果目標を達成していますが、引き続き児童発達支援センターの機能強化に努めることとしました。
- 国の基本指針においては、令和5年度末までにすべての市町村又は圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされていますが、本市では、既に体制構築を実施済みであることから引き続き体制の強化、支援内容の充実に努めこととしました。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保として、美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家をすでに設置済みであり、放課後等デイサービス事業所の確保も完了していることから、引き続き事業所の体制強化、市との連携強化、事業内容の充実に努めることとしました。
- 本市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を圏域で設置済みであるため、引き続き協議の場における議論を通じて医療的ケア児支援の更なる充実に努めることとしました。
- 令和5年度末までに医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人配置することを目標としました。
- 発達障がい者等への相談支援体制等の充実として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数の見込みを設定しました。

### 《実績》

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、いずれも目標を達成しています。

医療的ケア児支援のための協議の場は1カ所設置しており、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置は、目標の1人に対し、令和5年度は3人の実績（見込み）となり目標値を上回っています。

また、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、令和5年度は目標の2人対し、実績（見込み）は42人と大きく目標値を上回っています。一方、ペアレントメンターの人数は0人、ピアサポートの活動への参加人数は目標の70人対し、実績（見込み）は50人と目標達成には至っていません。

	令和5年度末 目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター設置	設置済みのため 機能強化	有	有	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の 構築	継続	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保	確保済みのため 体制強化	有	有	有
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置済みのため 機能強化	有	有	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置 (人)	1	1	3	3

※令和5年度の実績値は見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等の受 講者数(人)	目 標	0	0	2
	実 績	0	25	42
	達成率(%)	0.0	—	2100.0
ペアレントメンターの人数(人)	目 標	0	0	1
	実 績	0	0	0
	達成率(%)	0.0	0.0	0.0
ピアサポートの活動への参加人数(人)	目 標	70	70	70
	実 績	29	47	50
	達成率(%)	41.4	67.1	71.4

※令和5年度の実績は見込み

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 《第6期計画の目標》

- 総合的・専門的な相談支援の実施については、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を推進することを目標としました。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の目標を設定しました。
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の目標を設定しました。
- 地域の相談機関との連携強化の取組に関する実施回数の目標を設定しました。

### 《実績》

美濃加茂市基幹相談支援センターが中心となり、総合的・専門的な相談支援を行ってきました。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は、目標値を大きく上回る実績となっています。

また、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数も令和5年度は目標値を上回っています。同様に地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数も目標値を上回り、目標を達成しています。

	令和5年度末 目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	推進	有	有	有

※令和5年度の実績は見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	目標	2	3	4
	実績	22	51	24
	達成率(%)	1100.0	1700.0	600.0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	目標	5	6	7
	実績	8	5	10
	達成率(%)	160.0	83.3	142.9
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(件)	目標	8	8	8
	実績	9	10	10
	達成率(%)	112.5	125.0	125.0

## (7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

### 《第6期計画の目標》

- 岐阜県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修へ市職員が2人参加することを目標としました。
- 令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を確保し、それに基づく会議を年1回実施することとしました。

### 《実績》

岐阜県が実施する障がい福祉サービス等の研修への参加人数は、令和5年度は目標の2人に対し、4人の実績（見込み）と目標値を上回っています。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有については、体制も構築済みであり、令和5年度は共有の実施も1回の実績となり、目標を達成しています。

		令和5年度末 目標	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数（人）		2	1	2	4
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数（回）	1	0	0	1

※令和5年度の実績は見込み

## (8) 障がい福祉サービスの前計画見込量に対する実績

### ① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績をみると、居宅介護、重度訪問介護では利用人数・利用時間ともに計画値を下回っています。一方、行動援護は計画値を上回る実績で推移しています。

また、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用時間（単位：時間/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	計画値	84	91	97	1,016	1,053	1,090
	実績値	57	53	53	854	713	715
	計画比(%)	67.9	58.2	54.6	84.1	67.7	65.6
重度訪問介護	計画値	1	2	2	10	20	20
	実績値	0	1	1	0	5	12
	計画比(%)	0.0	50.0	50.0	0.0	25.0	60.0
同行援護	計画値	5	6	6	47	47	47
	実績値	2	3	4	44	41	49
	計画比(%)	40.0	50.0	66.7	93.6	87.2	104.3
行動援護	計画値	2	2	2	19	21	24
	実績値	3	3	3	37	45	42
	計画比(%)	150.0	150.0	150.0	194.7	214.3	175.0
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績は見込み

## ② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績をみると、就労継続支援（B型）では利用人数は概ね計画値通りに推移し、利用日数で見ると計画値を上回る実績となっています。

一方、生活介護は利用人数・利用日数ともに計画値を下回る実績で推移しています。

また、自立訓練（機能訓練）の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用日数（単位：日/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画値	136	140	145	2,544	2,615	2,686
	実績値	120	124	125	2,317	2,407	2,486
	計画比(%)	88.2	88.6	86.2	91.1	92.0	92.6
自立訓練 （機能訓練）	計画値	1	2	2	20	40	40
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立訓練 （生活訓練）	計画値	7	8	8	74	79	85
	実績値	3	6	7	28	106	90
	計画比(%)	42.9	75.0	87.5	37.8	134.2	105.9
就労移行支援	計画値	13	15	16	114	121	127
	実績値	3	4	10	38	54	135
	計画比(%)	23.1	26.7	62.5	33.3	44.6	106.3
就労継続支援 （A型）	計画値	126	139	152	1,676	1,760	1,843
	実績値	91	92	95	1,700	1,725	1,709
	計画比(%)	72.2	66.2	62.5	101.4	98.0	92.7
就労継続支援 （B型）	計画値	113	119	124	1,446	1,483	1,519
	実績値	112	119	124	1,731	1,766	1,840
	計画比(%)	99.1	100.0	100.0	119.7	119.1	121.1
就労定着支援	計画値	5	6	7			
	実績値	9	3	3			
	計画比(%)	180.0	50.0	42.9			
療養介護	計画値	4	4	5			
	実績値	4	4	4			
	計画比(%)	100.0	100.0	80.0			
短期入所（福祉型）	計画値	95	103	111	370	381	392
	実績値	51	50	54	393	344	345
	計画比(%)	53.7	48.5	48.6	106.2	90.3	88.0
短期入所（医療型）	計画値	1	1	1	2	2	2
	実績値	0	3	2	0	3	9
	計画比(%)	0.0	300.0	200.0	0.0	150.0	450.0

※令和5年度の実績は見込み

### ③ 居住系サービス

居住系サービスの利用実績をみると、共同生活援助（グループホーム）は概ね計画値通りに推移し、施設入所支援は計画値を上回る実績で推移しています。

また、自立生活援助の利用はありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0
共同生活援助 （グループホーム）	計画値	38	40	41
	実績値	37	39	42
	計画比(%)	97.4	97.5	102.4
施設入所支援	計画値	43	42	41
	実績値	46	49	50
	計画比(%)	107.0	116.7	122.0

※令和5年度の実績は見込み

### ④ 相談支援（サービス等利用計画作成）等

相談支援（サービス等利用計画作成）等の利用実績をみると、計画相談支援は計画値を上回る実績で推移しています。

また、地域定着支援は令和3年度・令和4年度では計画値を上回っているものの、令和5年度は利用がありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	91	98	104
	実績値	125	135	129
	計画比(%)	137.4	137.8	124.0
地域移行支援	計画値	1	2	2
	実績値	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計画値	3	4	4
	実績値	5	4	0
	計画比(%)	166.7	100.0	0.0

※令和5年度の実績は見込み

## (9) 障がい児支援サービスの前計画見込量に対する実績

障がい児支援サービスの利用実績をみると、児童発達支援、障がい児相談支援の利用人数は概ね計画値通りに推移しています。また、児童発達支援の利用日数は計画値を上回る実績となっています。

一方、放課後等デイサービスは計画値を下回る実績となっていますが、利用人数・利用日数ともに増加傾向となっています。

また、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援は利用がありませんでした。

		利用人数（単位：人/月）			利用日数（単位：日/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	99	98	96	275	266	257
	実績値	102	104	95	314	366	369
	計画比(%)	103.0	106.1	99.0	114.2	137.6	143.6
放課後等 デイサービス	計画値	170	187	203	1,947	2,148	2,350
	実績値	143	158	179	1,883	2,049	2,312
	計画比(%)	84.1	84.5	88.2	96.7	95.4	98.4
保育所等訪問支援	計画値	10	10	10	20	20	20
	実績値	8	5	6	12	9	12
	計画比(%)	80.0	50.0	60.0	60.0	45.0	60.0
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療型 児童発達支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	計画値	67	76	85			
	実績値	61	77	86			
	計画比(%)	91.0	101.3	101.2			

※令和5年度の実績は見込み

(10) 地域生活支援事業の前計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

《必須事業》

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	継続実施	継続実施	継続実施	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	継続実施	継続実施	継続実施	
		実績値	有	有	有	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	設置箇所数(カ所)	計画値	6	6	6
		実績値	6	6	6	
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	
	自立支援協議会	実施の有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
実績値			無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数(人)	計画値	1	1	1	
		実績値	0	0	1	
		計画比(%)	0.0	0.0	100.0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	推進実施	推進実施	推進実施	
		実績値	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置者数(人)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1	
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	
	手話通訳派遣事業	年間延派遣人数(人)	計画値	158	166	173
			実績値	167	119	120
			計画比(%)	105.7	71.7	69.4
	要約筆記派遣事業	年間延派遣人数(人)	計画値	103	106	109
			実績値	28	74	80
			計画比(%)	27.2	69.8	73.4
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付等件数(件)	計画値	2	2	1
		実績値	4	3	2	
		計画比(%)	200.0	150.0	200.0	
	自立生活支援用具	給付等件数(件)	計画値	5	5	4
			実績値	2	6	6
			計画比(%)	40.0	120.0	150.0
	在宅療養等支援用具	給付等件数(件)	計画値	20	21	23
			実績値	10	8	10
			計画比(%)	50.0	38.1	43.5
	情報・意思疎通支援用具	給付等件数(件)	計画値	11	11	12
			実績値	6	4	7
			計画比(%)	54.5	36.4	58.3

				令和3年度	令和4年度	令和5年度
	排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	計画値	1,220	1,274	1,327
			実績値	1,087	1,179	1,113
			計画比(%)	89.1	92.5	83.9
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数 (件)	計画値	1	1	1
			実績値	0	1	1
			計画比(%)	0.0	100.0	100.0
養成 研修 事業	手話奉仕員養成講座	受講者数 (人)	計画値	8	30	30
			実績値	8	8	20
			計画比(%)	100.0	26.7	66.7
	要約筆記チャレンジ講座	受講者数 (人)	計画値	10	10	10
			実績値	—	5	9
			計画比(%)	—	50.0	90.0
移動支援事業	年間 利用人数 (人)	計画値	33	35	37	
		実績値	16	13	18	
		計画比(%)	48.5	37.1	48.6	
	年間延べ 利用時間 (時間)	計画値	1,151	1,129	1,106	
		実績値	362	408	657	
		計画比(%)	31.5	36.1	59.4	
地域活動支援センター 事業	市内実施 箇所数 (カ所)	計画値	3	3	3	
		実績値	1	1	1	
		計画比(%)	33.3	33.3	33.3	
	年間延べ 利用件数 (件)	計画値	4,100	4,150	4,200	
		実績値	696	217	187	
		計画比(%)	17.0	5.2	4.5	

※令和5年度の実績は見込み

《任意事業》

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	市の指定する 事業所数 (カ所)	計画値	13	13	13
		実績値	23	23	26
		計画比(%)	176.9	176.9	200.0
	年間 実利用者数 (人)	計画値	55	53	53
		実績値	63	61	76
		計画比(%)	114.5	115.1	143.4
	年間延べ 利用日数 (日)	計画値	6,405	6,781	7,156
		実績値	5,216	5,380	6,295
		計画比(%)	81.4	79.3	88.0
訪問入浴サービス事業	市内実施 事業所数 (カ所)	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		計画比(%)	100.0	200.0	200.0
	年間 実利用者数 (人)	計画値	5	5	6
		実績値	6	8	8
		計画比(%)	120.0	160.0	133.3
	年間延べ 利用回数 (回)	計画値	378	413	448
		実績値	420	531	748
		計画比(%)	111.1	128.6	167.0
自動車改造助成事業	年間 実利用者数 (人)	計画値	3	3	3
		実績値	0	1	1
		計画比(%)	0.0	33.3	33.3
運転免許取得助成事業	年間 実利用者数 (人)	計画値	3	3	3
		実績値	3	2	2
		計画比(%)	100.0	66.7	66.7

※令和5年度の実績は見込み

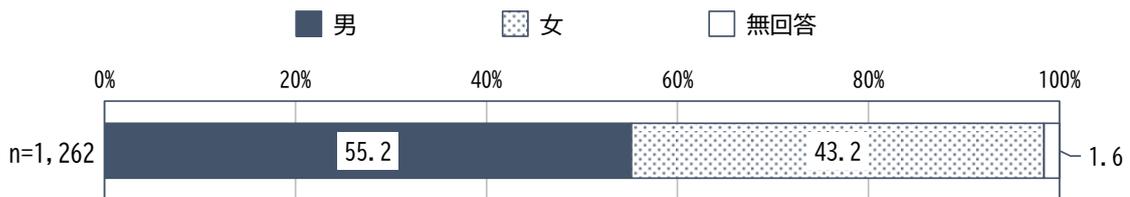
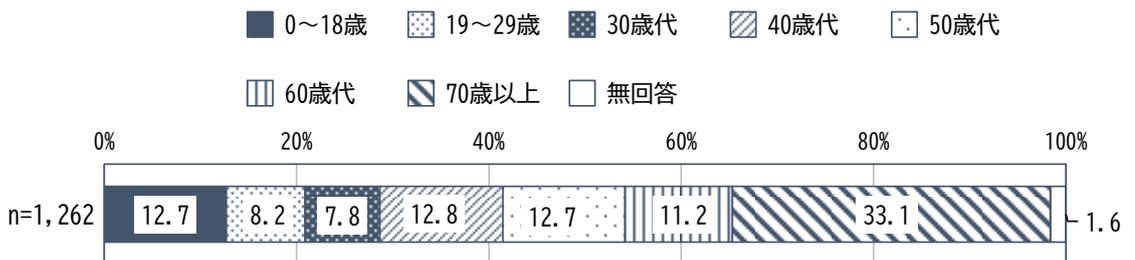
### 3 アンケート調査からみる現状

#### (1) 障がい者調査の結果

##### ① 回答者の属性

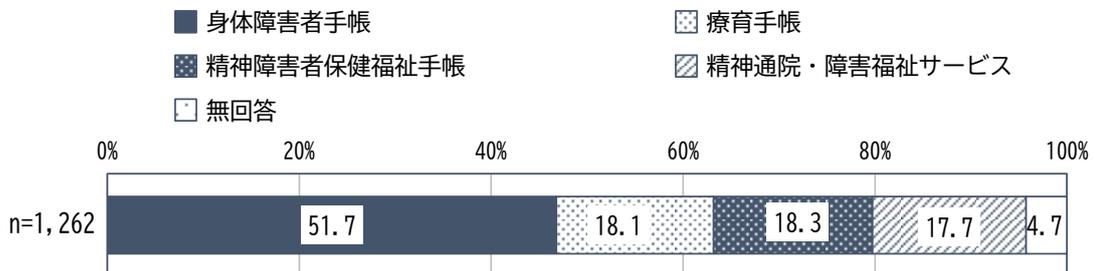
年齢については「70歳以上」が33.1%で最も高く、次いで「40歳代」が12.8%となっています。

性別については「男」が55.2%、「女」が43.2%となっています。



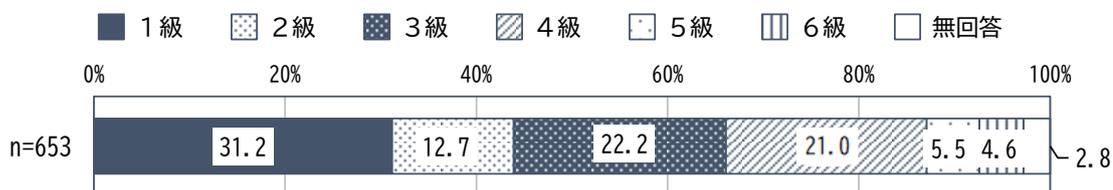
##### ③ 障害者手帳の状況

所持している手帳や受給者証については「身体障害者手帳」が51.7%で最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が18.3%となっています。



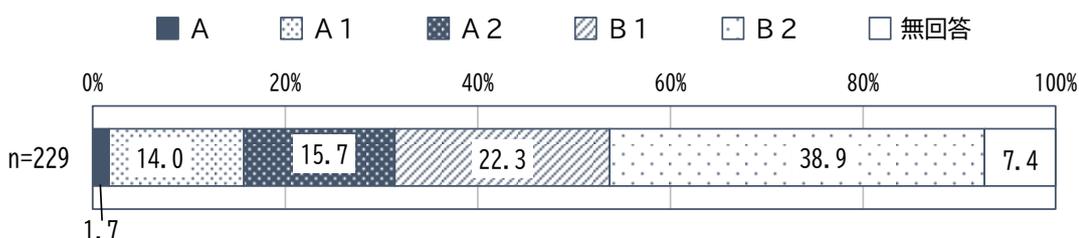
### <身体障害者手帳の等級>

身体障害者手帳の等級は「1級」が31.2%で最も高く、次いで「3級」が22.2%となっています。



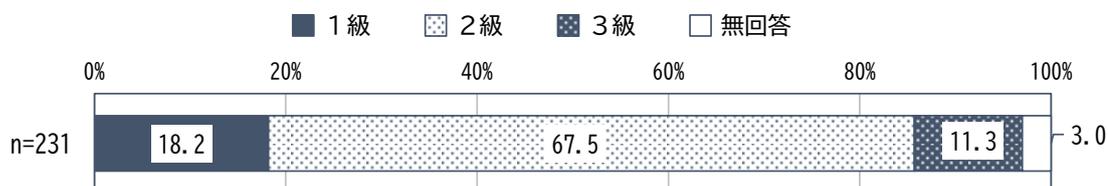
### <療育手帳の種類>

療育手帳の種類については「B 2」が38.9%で最も高く、次いで「B 1」が22.3%となっています。



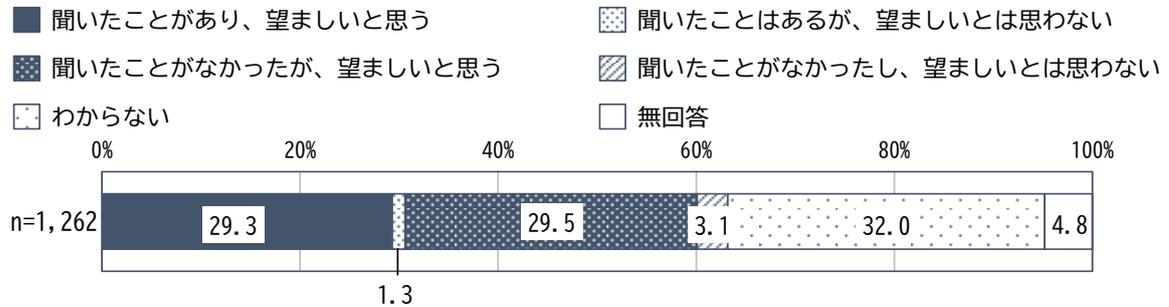
### <精神障害者保健福祉手帳の等級>

精神障害者保健福祉手帳の等級については「2級」が67.5%で最も高く、次いで「1級」が18.2%となっています。



#### ④ 「地域共生社会」という言葉の認知状況とあり方についての考え

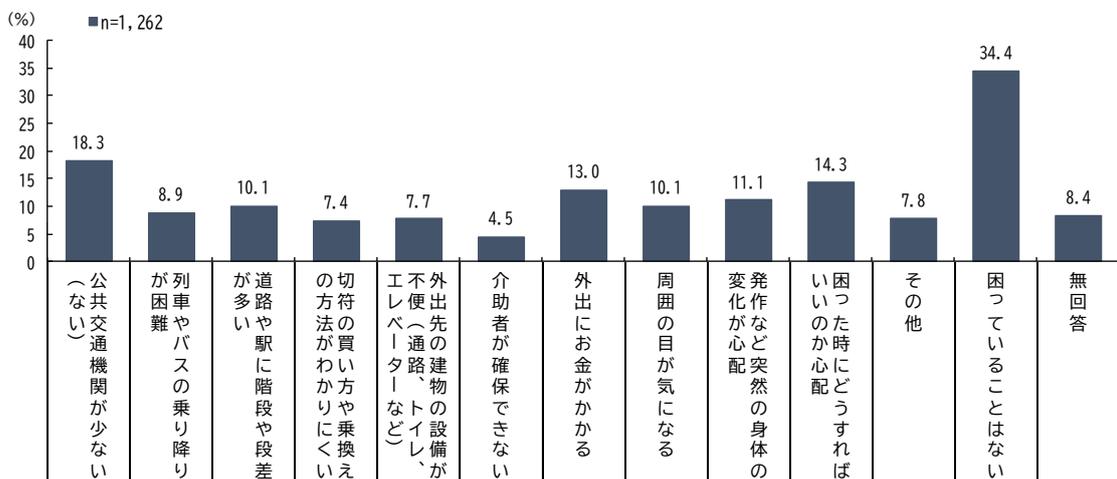
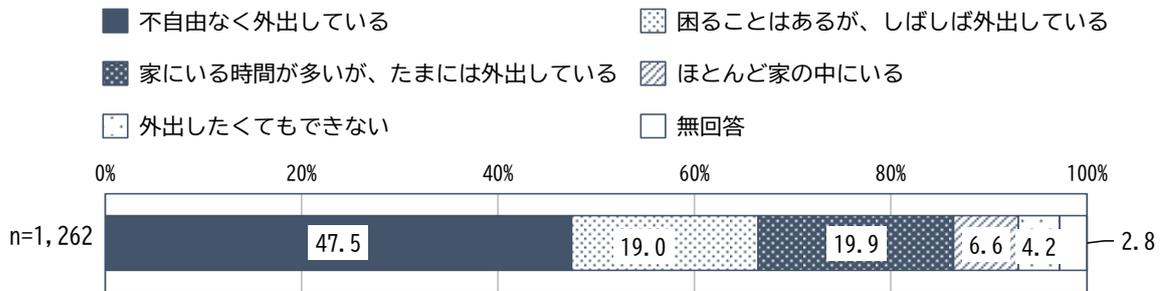
「地域共生社会」の認知状況と「地域共生社会」のあり方についての考えについては「わからない」が32.0%で最も高く、次いで「聞いたことがなかったが、望ましいと思う」が29.5%、「聞いたことがあり、望ましいと思う」が29.3%となっています。



#### ⑤ 外出の状況

外出が思うようにできているかについては「不自由なく外出している」が47.5%で最も高く、次いで「家にいる時間が多いが、たまには外出している」が19.9%、「困ることはあるが、しばしば外出している」が19.0%となっています。

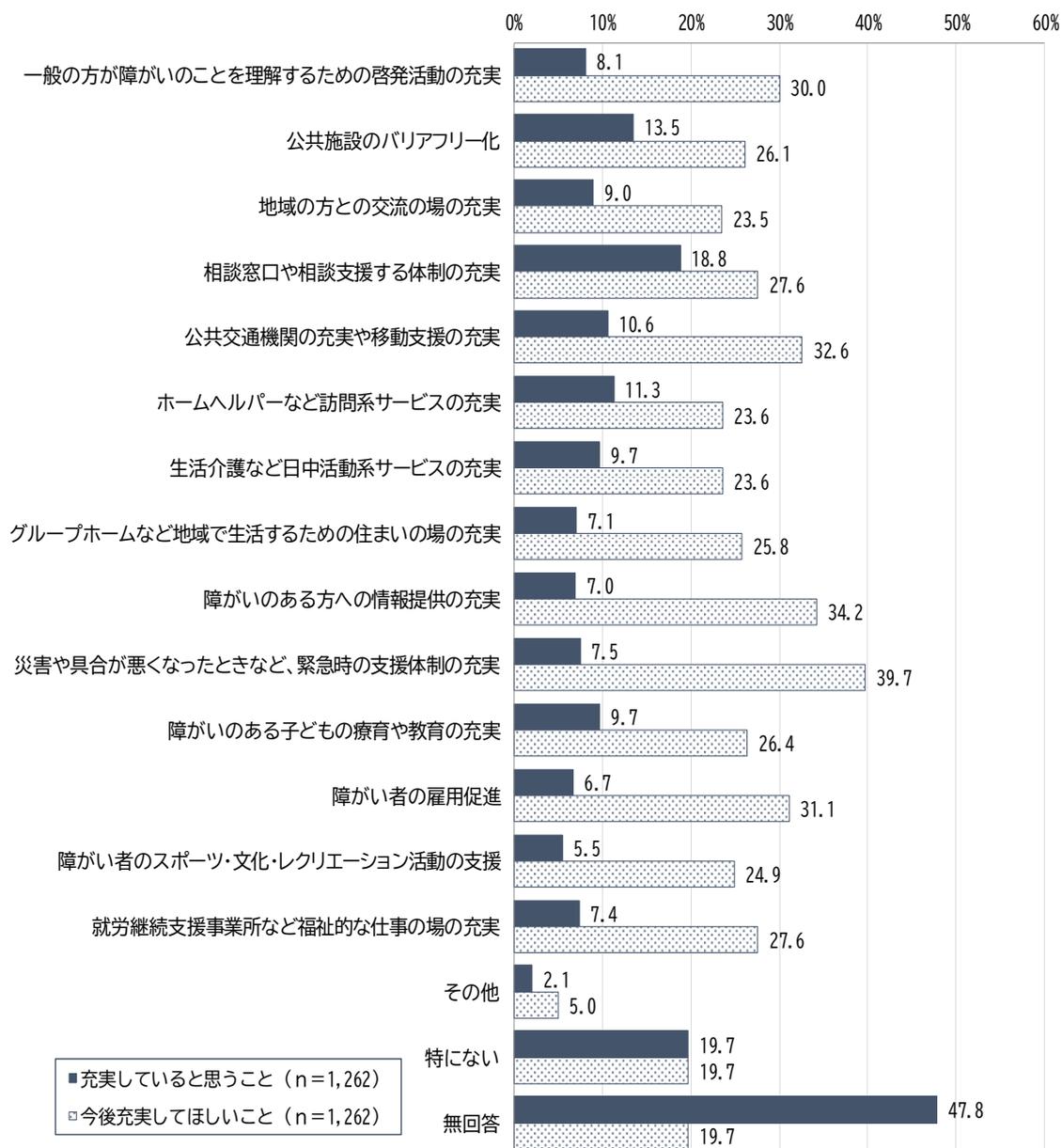
外出する時に困ることについては「公共交通機関が少ない(ない)」が18.3%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が14.3%となっています。また、「困っていることはない」が34.4%となっています。



## ⑥ 行政等における配慮の充実

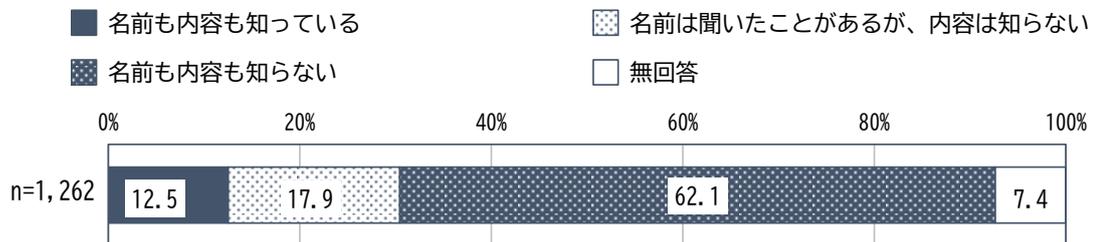
現在、市の福祉施策で充実していると思うことについては「相談窓口や相談支援する体制の充実」が18.8%で最も高く、次いで「公共施設のバリアフリー化」が13.5%となっています。

一方、今後、市で充実してほしいことについては「災害や具合が悪くなったときなど、緊急時の支援体制の充実」が39.7%で最も高く、次いで「障がいのある方への情報提供の充実」が34.2%となっています。

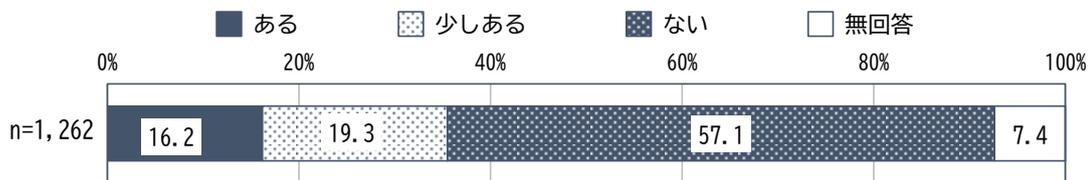


## ⑦ 差別の解消、権利擁護の推進

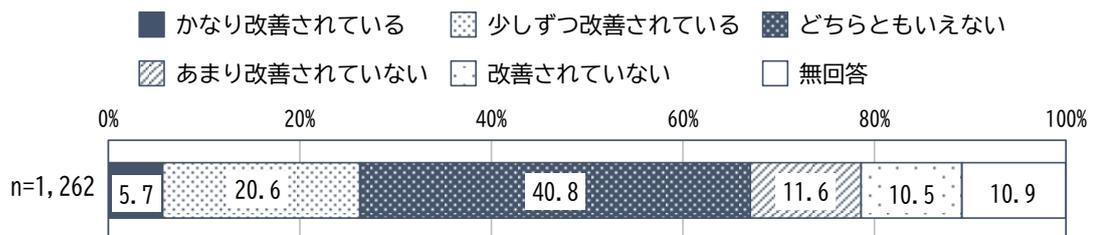
障害者差別解消法の認知状況については「名前も内容も知らない」が62.1%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が17.9%となっています。



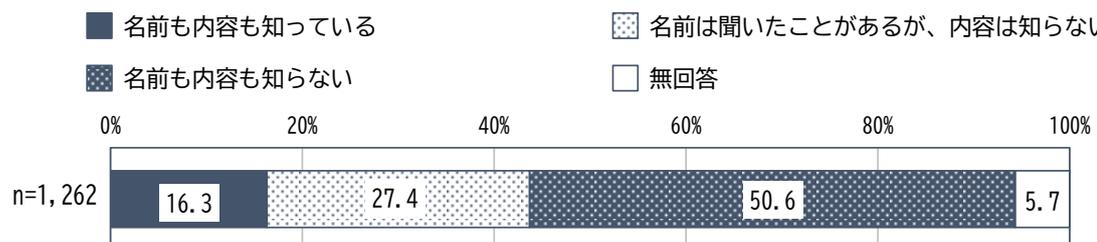
5年以内に障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては「ない」が57.1%、「少しある」が19.3%となっています。



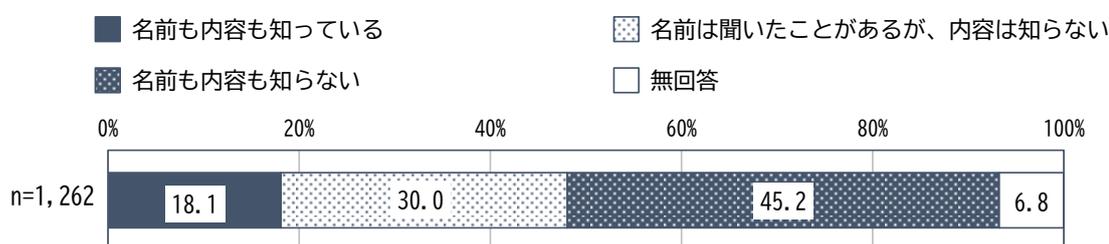
5年前と比べて障がいのある方に対する差別や偏見は改善されていると思うかについては「どちらともいえない」が40.8%で最も高く、次いで「少しずつ改善されている」が20.6%となっています。



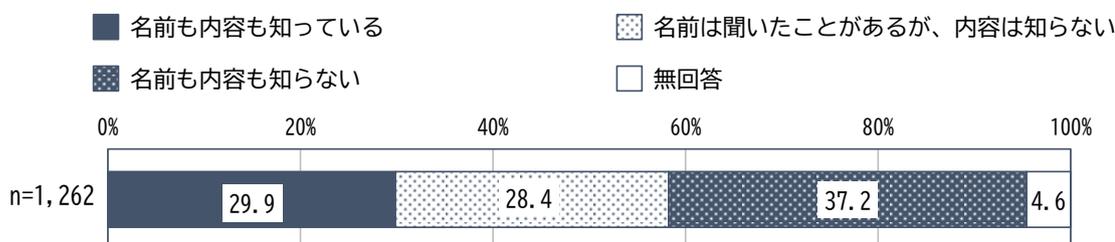
障害者虐待防止法の認知状況については「名前も内容も知らない」が50.6%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.4%となっています。



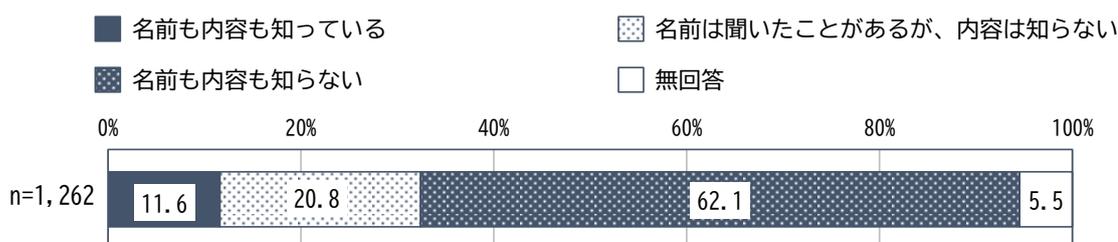
日常生活自立支援事業の認知状況については「名前も内容も知らない」が45.2%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.0%となっています。



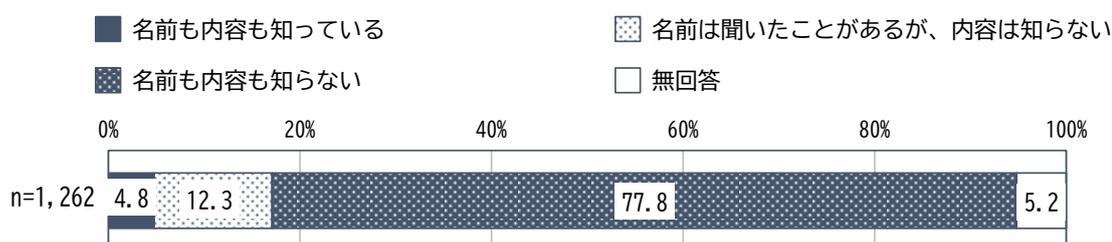
成年後見制度の認知状況については「名前も内容も知らない」が37.2%で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が29.9%となっています。



任意後見制度の認知状況については「名前も内容も知らない」が62.1%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が20.8%となっています。



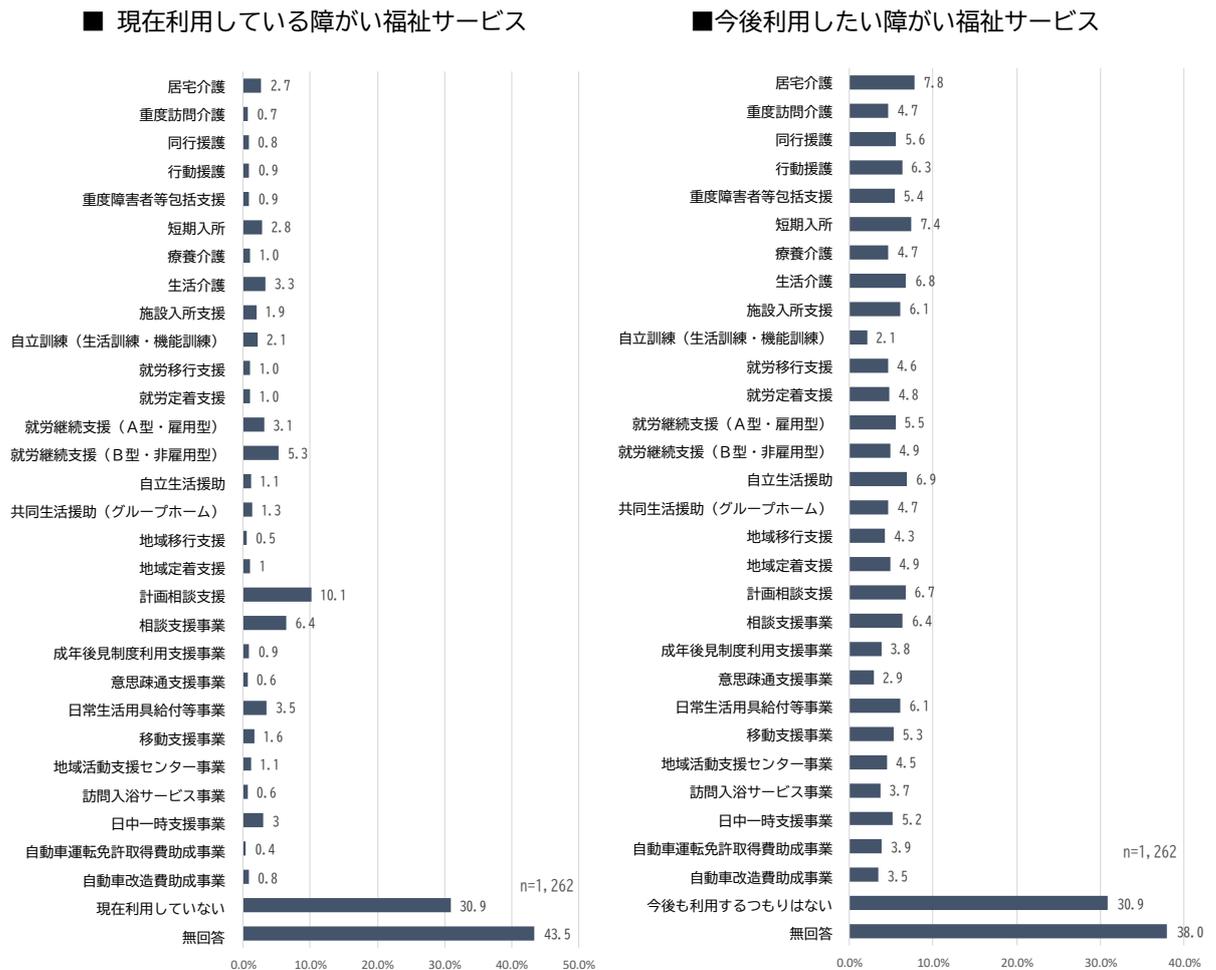
「美濃加茂市権利擁護支援センター」の認知状況については「名前も内容も知らない」が77.8%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が12.3%となっています。



## ⑧ 障がい福祉サービスの利用状況と今後の意向

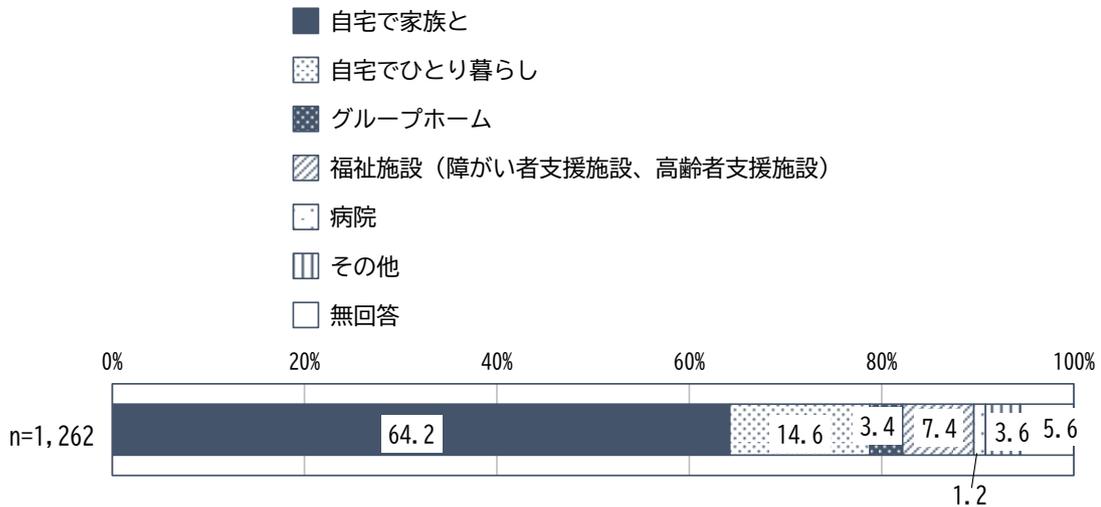
障がい福祉サービスの現在の利用状況については「計画相談支援」が10.1%で最も高く、次いで「相談支援事業」が6.4%、「就労継続支援（B型・非雇用型）」が5.3%となっています。また、「現在利用していない」が30.9%となっています。

障がい福祉サービスの今後の利用意向については「居宅介護」が7.8%で最も高く、次いで「短期入所」が7.4%、「自立生活援助」が6.9%となっています。また、「今後も利用するつもりはない」が30.9%となっています。

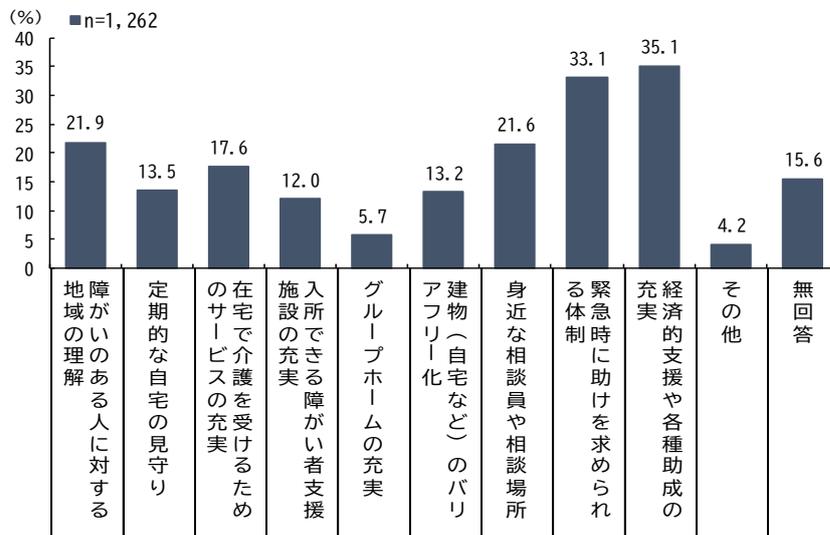


⑨ 将来の暮らしの希望と美濃加茂市の暮らしやすさ

将来住みたいと思う生活の場については「自宅で家族と」が64.2%で最も高く、次いで「自宅でひとり暮らし」が14.6%となっています。



希望の暮らし方を実現するために必要な条件・支援については「経済的支援や各種助成の充実」が35.1%で最も高く、次いで「緊急時に助けを求められる体制」が33.1%、「障がいのある人に対する地域の理解」が21.9%となっています。



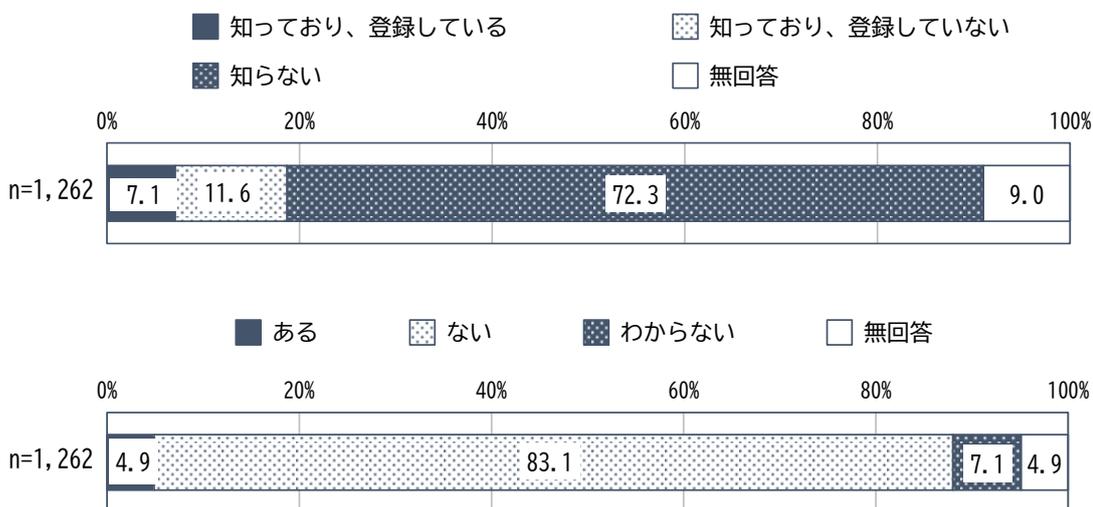
美濃加茂市は障がいのある人にとって暮らしやすいかについては「暮らしやすい」が57.1%で最も高く、次いで「少し暮らしにくい」が13.8%、「暮らしにくい」が8.2%となっています。



## ⑩ 防災、防犯等の推進

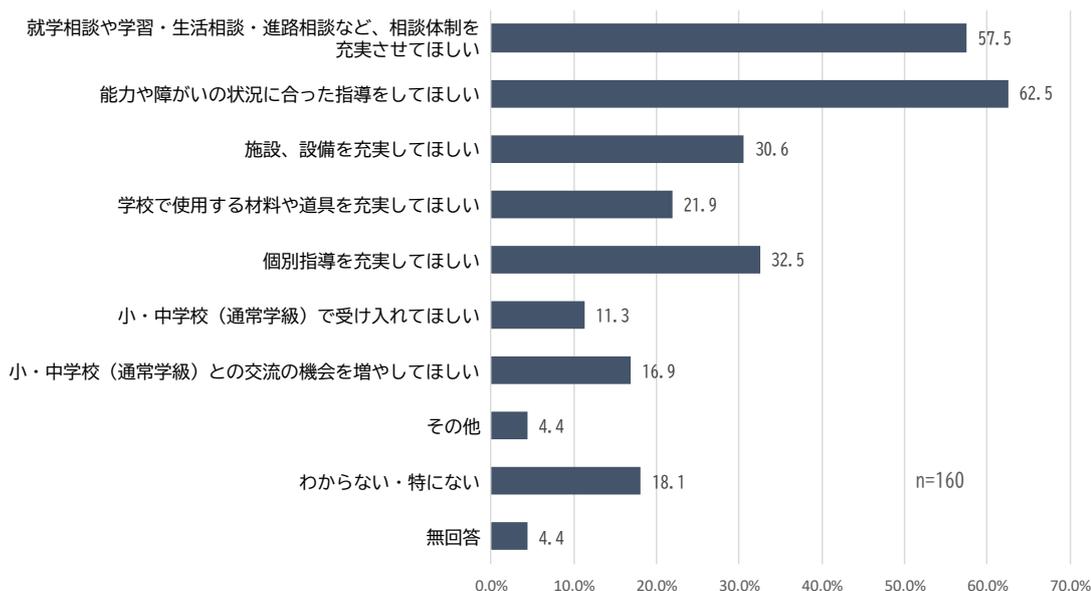
避難行動要支援者制度（個別避難計画の作成提出）の認知状況については「知らない」が72.3%で最も高く、次いで「知っており、登録していない」が11.6%となっています。

消費者トラブルに巻き込まれた経験の有無については「ない」が83.1%で最も高く、次いで「わからない」が7.1%、「ある」が4.9%となっています。

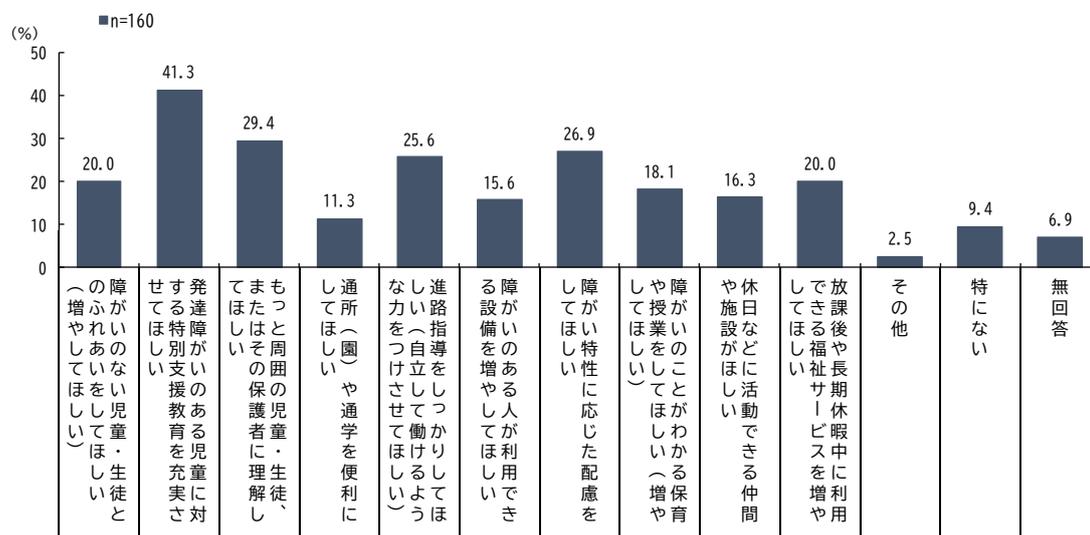


## ⑪ 教育の充実

学校教育に望むことについては「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が62.5%で最も高く、次いで「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」が57.5%、「個別指導を充実してほしい」が32.5%となっています。

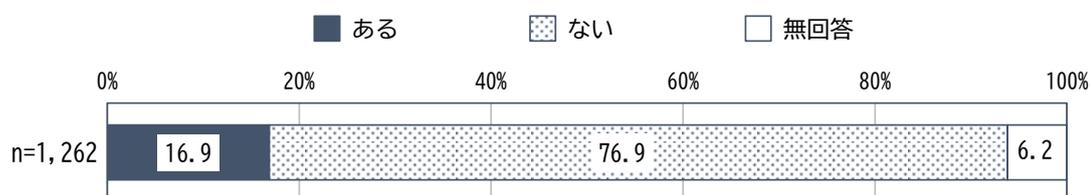


障がいのある児童の保育や教育について必要だと思うことについては「発達障がいのある児童に対する特別支援教育を充実させてほしい」が41.3%で最も高く、次いで「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が29.4%、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」が26.9%となっています。



## ⑫ 障がいのある子どもに対する支援の充実

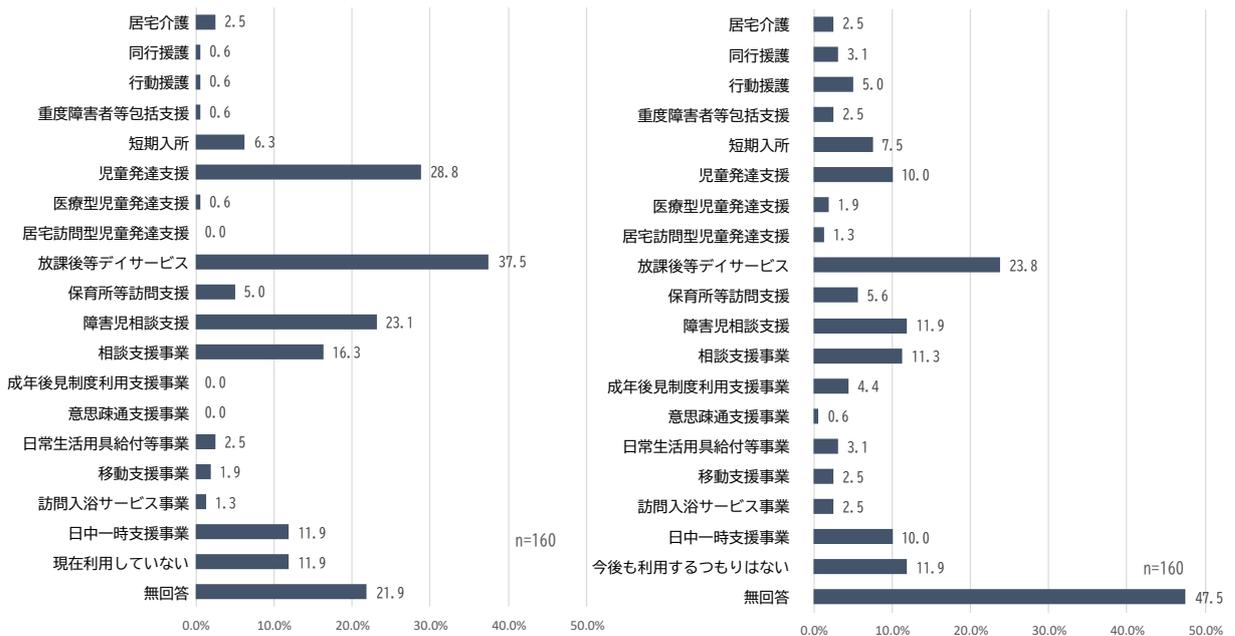
発達障がいと診断されたことがあるかについては「ない」が76.9%、「ある」が16.9%となっています。



障がい福祉サービスの現在の利用状況については「放課後等デイサービス」が37.5%で最も高く、次いで「児童発達支援」が28.8%、「障害児相談支援」が23.1%となっています。

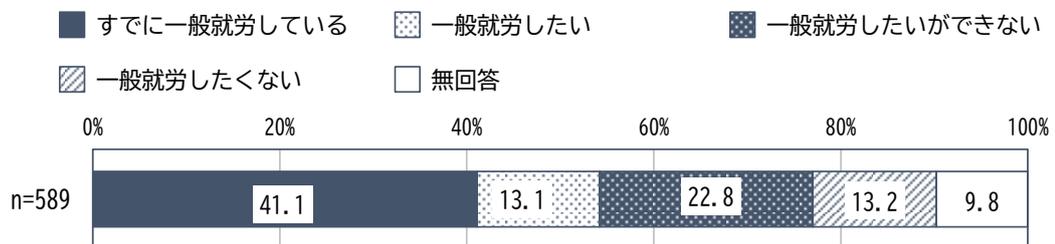
障がい福祉サービスの今後（おおむね3年以内、継続利用も含む）の利用意向については「放課後等デイサービス」が23.8%で最も高く、次いで「障害児相談支援」が11.9%、「相談支援事業」が11.3%となっています。

■ 現在利用している障がい福祉サービス（18歳以下） ■ 今後利用したい障がい福祉サービス（18歳以下）

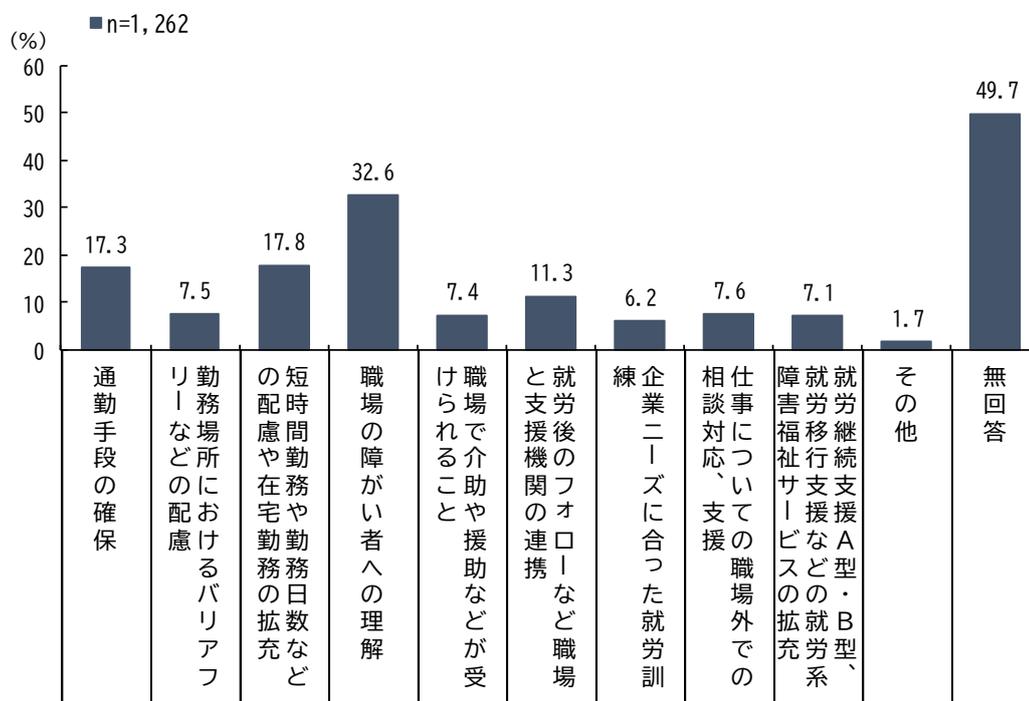


### ⑬ 就労の状況と必要な就労支援

一般就労の状況や今後の希望については「すでに一般就労している」が41.1%で最も高く、次いで「一般就労したいができない」が22.8%となっています。

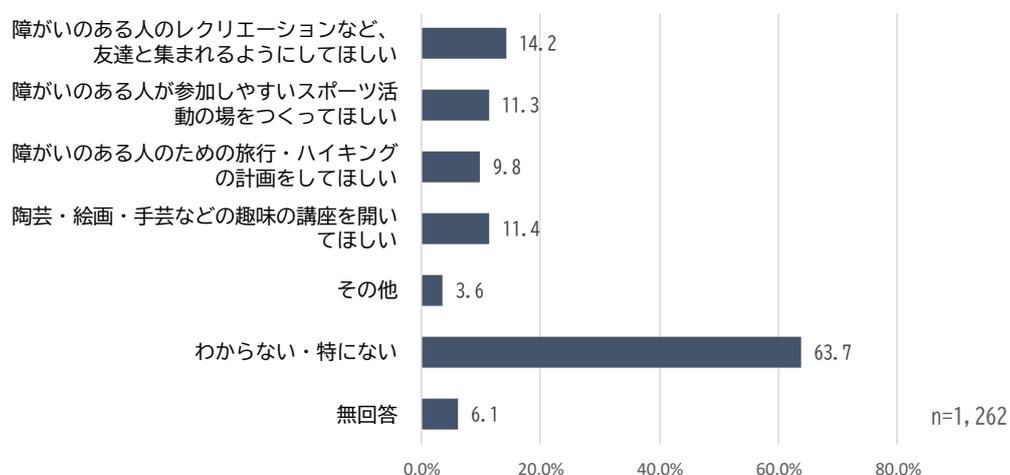


障がい者の就労支援として必要だと思うことについては「職場の障がい者への理解」が32.6%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮や在宅勤務の拡充」が17.8%、「通勤手段の確保」が17.3%となっています。

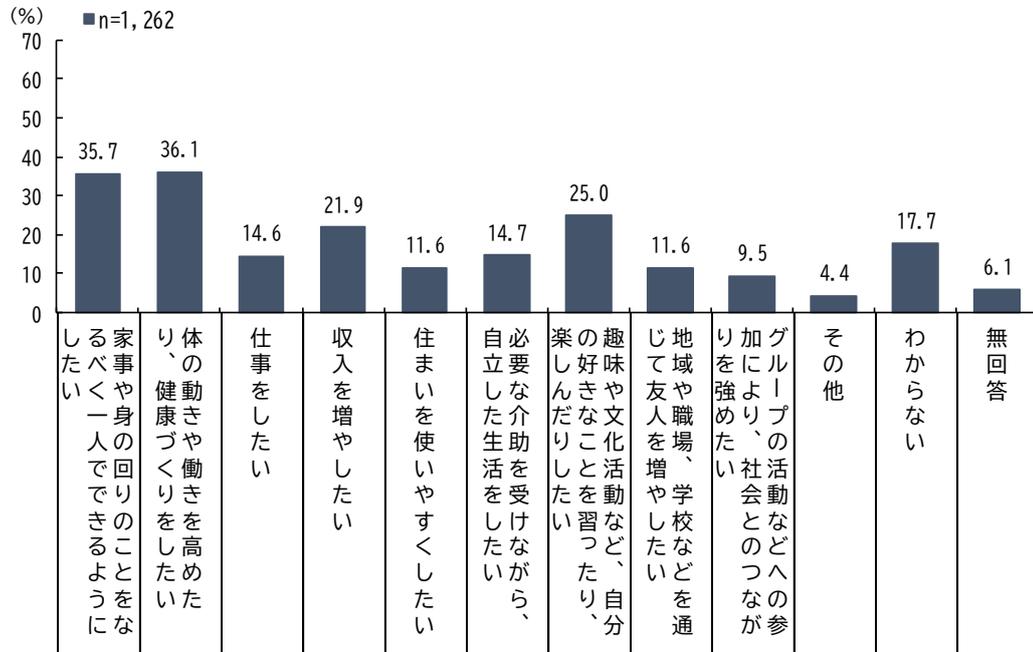


#### ⑭ 社会参加を支える取り組み

地域においてやってほしいレクリエーション・文化活動・スポーツ活動については「障がいのある人のレクリエーションなど、友達と集まれるようにしてほしい」が14.2%で最も高く、次いで「陶芸・絵画・手芸などの趣味の講座を開いてほしい」が11.4%となっています。

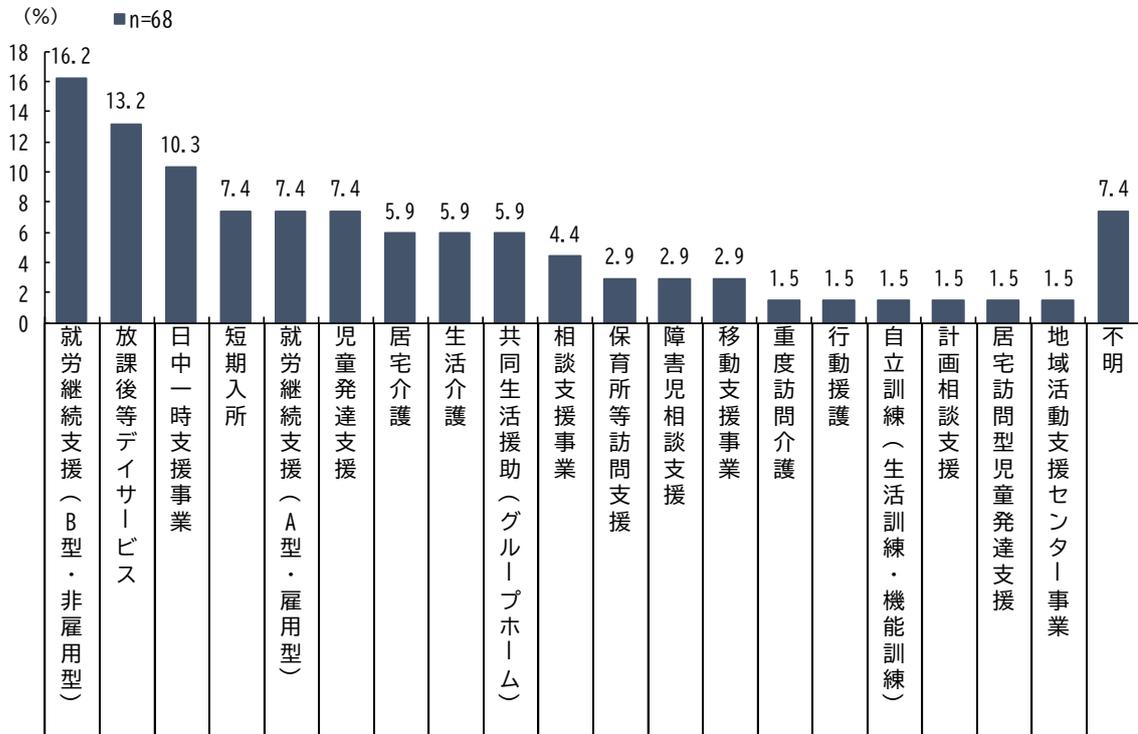


今後、取り組みたい活動については「体の動きや働きを高めたり、健康づくりをしたい」が36.1%で最も高く、次いで「家事や身の回りのことをなるべく一人でできるようにしたい」が35.7%、「趣味や文化活動など、自分の好きなことを習ったり、楽しんだりしたい」が25.0%となっています。



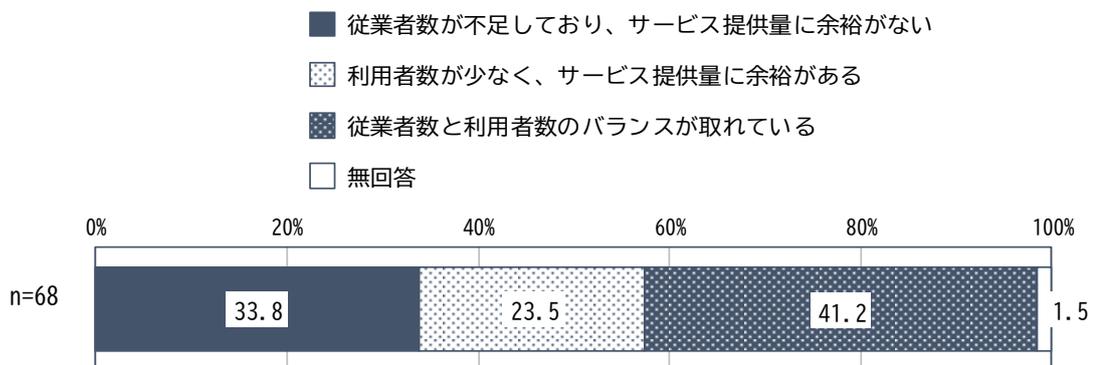
## (2) 事業所調査の結果

### ① 提供しているサービスの種類



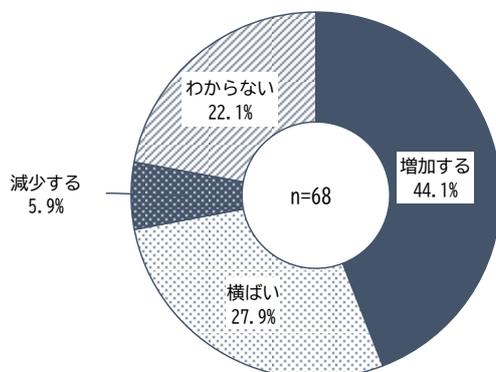
### ② 従業員の配置と利用者の受け入れのバランス

従業員の配置と利用者の受け入れのバランスについては「従業員数と利用者数のバランスが取れている」が41.2%で最も高く、次いで「従業員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」が33.8%となっています。



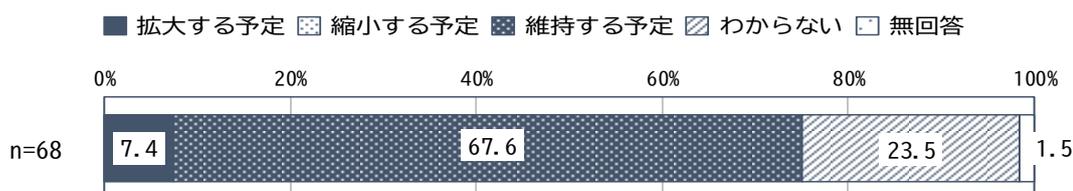
### ③ サービス利用希望者の人数変化

サービス利用を希望する方の人数の変化については「増加する」が44.1%で最も高く、次いで「横ばい」が27.9%となっています。



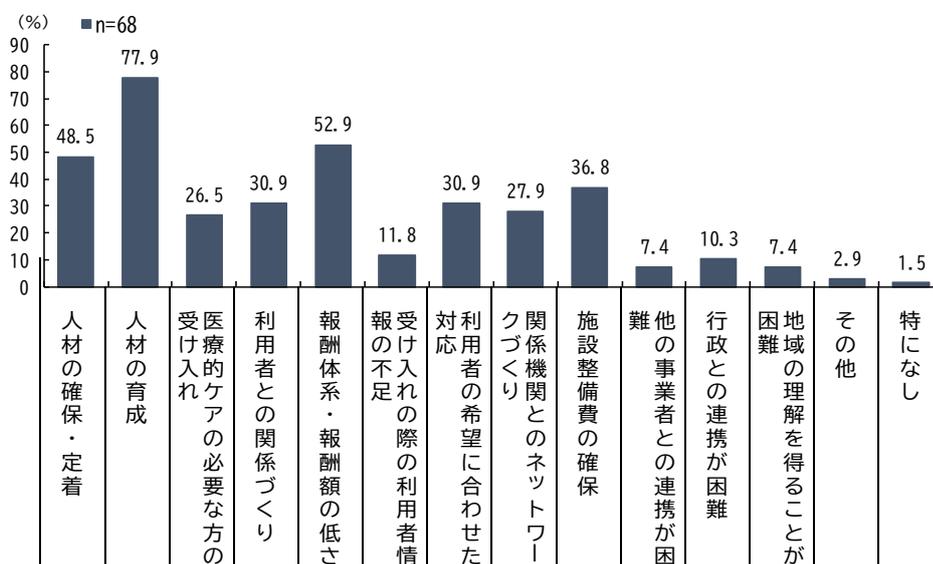
### ④ 今後の事業展開

今後の事業展開については「維持する予定」が67.6%で最も高く、次いで「わからない」が23.5%となっています。



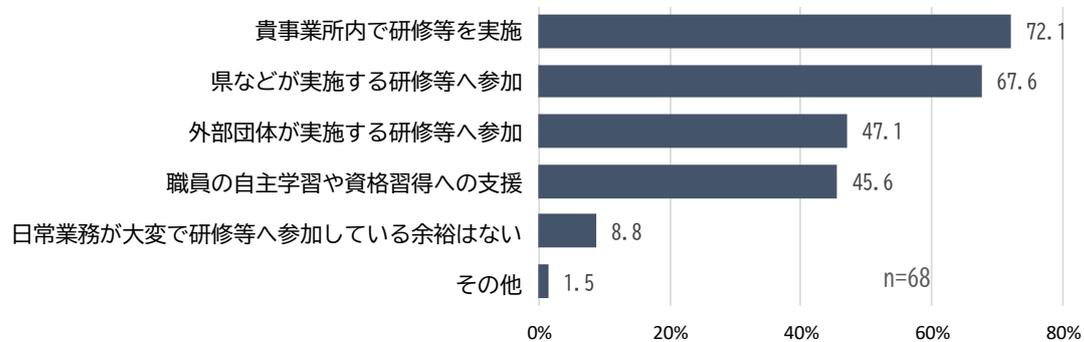
### ⑤ 事業運営を継続していく上での課題

事業運営を継続して行っていくうえで、「課題」または「課題となってくる」ことについては「人材の育成」が77.9%で最も高く、次いで「報酬体系・報酬額の低さ」が52.9%、「人材の確保・定着」が48.5%となっています。



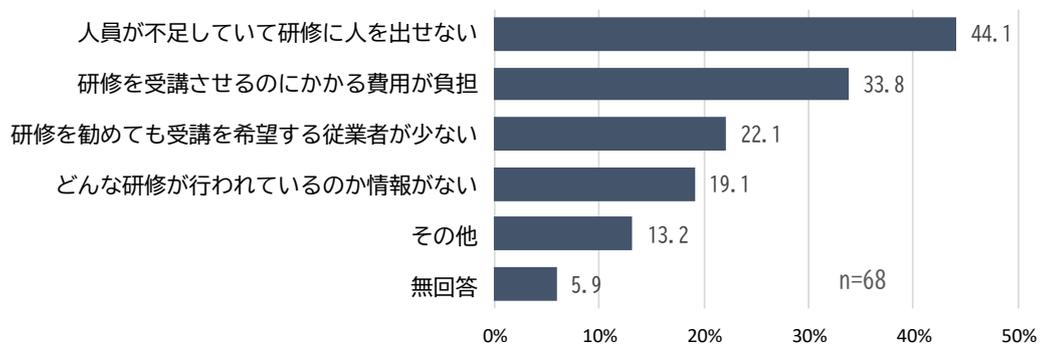
## ⑥ 人材育成のための取組

人材育成のための取組については「貴事業所内で研修等を実施」が72.1%で最も高く、次いで「県などが実施する研修等へ参加」が67.6%、「外部団体が実施する研修等へ参加」が47.1%となっています。



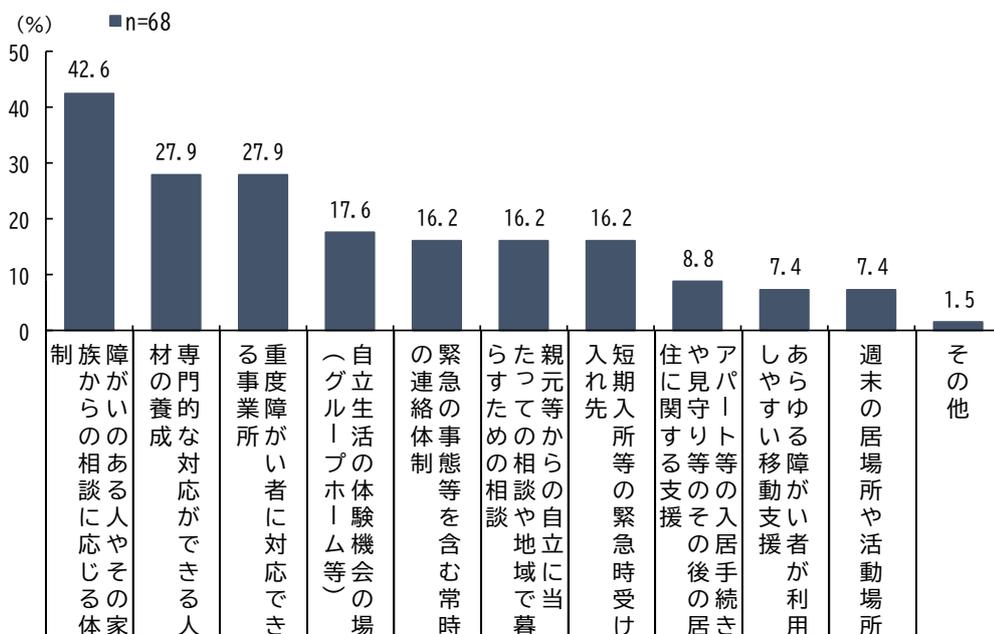
## ⑦ 専門的人材の育成についての課題

専門的人材育成について課題と考えていることは「人員が不足していて研修に人を出せない」が44.1%で最も高く、次いで「研修を受講させるのにかかる費用が負担」が33.8%となっています。



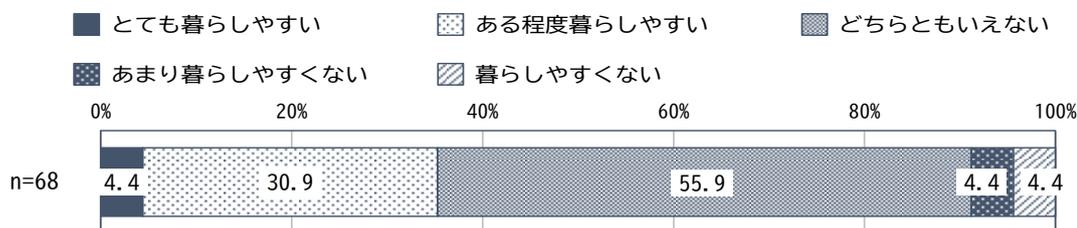
### ⑧ 障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なこと

障がいのある人が、安心して暮らしていくために特に必要と考える支援については「障がいのある人やその家族からの相談に応じる体制」が42.6%で最も高く、次いで、「専門的な対応ができる人材の養成」、「重度障がい者に対応できる事業所」がともに27.9%となっています。



### ⑨ 障がいのある人にとっての美濃加茂市の暮らしやすさ

美濃加茂市は障がいのある人にとって暮らしやすいと思うかについては「どちらともいえない」が55.9%で最も高く、次いで「ある程度暮らしやすい」が30.9%となっています。



## 4 団体等アンケート調査からみる現状

### (1) 障がい者関連団体等へのアンケート調査結果（抜粋）

障がい福祉に関わる分野	課題等の意見
理解促進・広報啓発に係る取組等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙でいろんな障がいを取り上げ、市民への理解を深めてほしい。</li> <li>○市や公共機関での行事には必ず要約筆記を付けてほしい。</li> <li>○市及び公共の機関で催す行事には必ず手話と要約筆記を設置していただきたい。</li> </ul>
地域での生活における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然災害が多発している現在、障がい者がスムーズに避難できるように、各自治会と市が連携して欲しい。聴覚障がい者でも手帳を持っていないと市に通訳申請派遣できない人もいるため、市の方でも聴覚障がい者に対する理解を深めて欲しい。</li> <li>○当事者が地域の日常生活の中で意思疎通支援を必要とした場合、個人派遣での通訳者を要請することを容易にしてほしい。</li> </ul>
行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の行事には、要約筆記を付けてほしい。（補聴システムの充実。）</li> <li>○すべての行事に手話、要約筆記の設置。行政からの広報に字幕をつける。補聴設備（ループ等）の充実。</li> </ul>
差別の解消、権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの無い・有るに関わらず情報が保障されて、聴覚障がい者を取り残されずに社会参加できるように。</li> <li>○誰もが障がいの有無に関係なく普通の生活ができるよう、行政においては講演会、セミナー等を定期的開催し、啓発活動を行っていただきたい。</li> </ul>
自立した生活の支援・意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文字で伝える情報があれば、意思決定できる。</li> <li>○障がいの有無に関わらず、誰もが自身の選択・決定を行えるよう、全ての障がいによるバリアを解決する努力を行う。聴覚障がい者においては、コミュニケーション支援、人それぞれの情報取得手段の違いがあるため、きめ細かい対応が必要と思う。</li> <li>○相談員制度があるが、広報などで知らせていただくとありがたい。</li> </ul>
安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を音声だけでなく、文字で伝えてもらえると理解が早い。</li> <li>○情報伝達時に音声情報だけでなく、文字情報を有効に提示する事で状況等をいち早く理解できる。</li> </ul>
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報アクセシビリティ：どこに行っても要約筆記や字幕が付いていることが当たり前。（後援会、YouTubeなど） 意思疎通支援：聴覚障がい者は手話が全てではなく、手話の分からない中途失聴難聴者も多いため、要約筆記者の担い手確保が必要。</li> <li>○近年文字通訳ツールの普及が進んでいるが、社会活動の中では聴覚に障がいのある方への配慮が足りないように思われる。ハード面よりもソフトの部分で誰もが安心な日常生活が送れる環境作りが必要。</li> <li>○「いつでも、どこでも情報保障がある」派遣制度は事前申請が必要なため面倒で、派遣依頼をしない人が多い。</li> </ul>

障がい福祉に関わる分野	課題等の意見
防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災→避難所では、通訳者が必ず待機していれば間違った情報を得ることはない。(周りの状況にまどわされなくて済む。)</li> <li>○近年の災害多発にて、この地域でも起こりうる可能性があるが、過去の災害時、特に避難所などで聴覚障がい者の苦勞を知った。当市でも災害訓練の中で障がい者に対する支援の取り組みを行うことが必要と思う。</li> </ul>
保健・医療の推進教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(疾病の早期発見・早期治療が)腎臓病の場合、特に必要。</li> <li>○聴覚障がい者が受診した時、受付・会計で呼ばれても分からない、医師の説明が分からない、指示が分からないなどの問題があるので行政機関から「呼び出し器具」を貸し出す。聴覚障がい者の情報提供である要約筆記を周知させる。</li> <li>○当事者の方の病院受診など現状の日常生活支援事業の範囲で意思疎通支援のため、通訳者の派遣を容易にさせていただく。</li> </ul>
障がいのある子どもの教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育事業に携わる教職員等に障がいの特性を理解してもらう。現場にて文字伝達方法の為、機器の充実。</li> </ul>
障がいのある子ども等に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障がいは早期の対応が生活全般、教育等に重大な影響があると思う。上記の様な相談、発達支援は欠かせないと思います。窓口案内や対処等の啓蒙が重要と思います。</li> </ul>
雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用促進法もあるが、企業に対して聞こえない、聞こえにくいの説明と理解が乏しい。</li> <li>○近年障がい者の雇用枠が年々拡大している。企業に対しての十分な説明がなされていると思うが、社会の中で差別的感情の払拭が急務。</li> <li>○雇用する側が「障がい」について理解がない</li> </ul>
社会参加を支える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年齢に関係なくスポーツを通して障がい者と交流することで、それぞれの障がいを理解でき、何かあった時でも動けることが可能になる場合もある。</li> <li>○映画などには字幕が常に付いていること。</li> <li>○高齢者難聴でも社会参加できること。</li> <li>○近年パラスポーツの普及など活発化しているように思うが、まだまだ参加の機会や場が少ないと思われる。地域の身体障がい者団体、行政など一体となった行事計画を立案していただきたい。</li> <li>○障がいがあってもスポーツ活動したいが、患者の高齢化で最近難しい。今後は文化・芸術活動が必要となってくると思う。</li> </ul>

## 5 課題の整理

### (1) 「共生のまち」をめざして ～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

- 5年以内に障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことは、「ない」が約6割を占めるものの、3割強は「ある」（「少しある」を含む）としている。【障がい者調査】
- 5年前と比べた差別や偏見の状況は、「改善されている」（「かなり」「少しずつ」の合計）と3割弱が感じているものの、2割強は「改善されていない」（「あまり」を含む）と感じている。【障がい者調査】
- 『障害者差別解消法』は「名前も内容も知らない」が6割以上、『障害者虐待防止法』は「名前も内容も知らない」が5割を占め、ともに認知度が低い。【障がい者調査】
- 『美濃加茂市権利擁護支援センター』の認知状況をみると、「名前も内容も知らない」が7割以上を占める。【障がい者調査】
- 障がいのある人にとっての美濃加茂市の暮らしやすさについて、「暮らしやすい」（「とても」を含む）は6割強を占めているものの、「暮らしにくい」（「少し」を含む）は2割以上あり、暮らしについて不満を持っていることがうかがえる。【障がい者調査】
- 障がい者関連団体より、「広報紙でいろんな障がいを取り上げ、市民への理解を深めてほしい。」や「手話通訳・要約筆記の設置などの意思疎通支援の充実」を望む声が多い。

#### 主な課題

- 障がいへの理解促進
- 差別・偏見の解消、虐待防止
- ボランティア活動の推進

上記から本市の現状をみると、障がいのある方が差別や偏見について近年改善傾向を感じているものの、差別や嫌な思いをしている方も少なくない状況です。

差別や偏見の解消に向けては、障がいや、障がいのある人の困り事への理解を深めることが重要となるため、広報紙・ホームページや行事を活用し、障がい者理解に向けた広報・啓発活動を定期的・継続的に取り組む必要があります。

加えて、『障害者差別解消法』『障害者虐待防止法』の法律や『美濃加茂市権利擁護支援センター』の認知度も低いことから一層の広報活動の必要性がうかがえます。

障がいのある人に対しては、行政等の配慮として、緊急時の支援体制や日頃の情報提供の充実が必要であり、また、地域生活においては、意思疎通支援の充実を望む声が多いため、障がい特性に配慮したきめ細かな対応が急務です。

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく地域社会の実現には、環境のバリアフリーと心のバリアフリーが必要となり、障がいや、障がいのある人の困り事への理解を深めたり、手助けをしたりするなど、市民一人ひとりがボランティア等の形で具体的に行動を起こすことが重要です。

## (2) 「安心・安全なまち」をめざして

～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

- 将来住みたいと思う生活の場についてみると、「自宅で家族と」が6割以上を占める。一方、自宅以外の「グループホーム」や「福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）」の希望は約1割。【障がい者調査】
- 将来、希望の生活の場で過ごすために必要とする支援等は、第1位に「経済的支援や各種助成の充実」、第2位に「緊急時に助けを求められる体制」をあげている。また、「身近な相談員や相談場所」や「在宅で介護を受けるためのサービスの充実」もともに2割前後があげている。【障がい者調査】
- 美濃加茂市の暮らしやすさについてみると、「暮らしやすい」（「とても」を含む）が約6割を占め、満足度は高い。【障がい者調査】
- 障がいのある方への情報提供が「充実していると思う」は1割に満たない。一方、3割以上が充実を望んでいる。【障がい者調査】
- 災害などの緊急時の避難についてみると、6割弱は避難が「できる」としているものの、「できない」、「わからない」がともに約2割となり、約4割に緊急時の支援の必要性がうかがえる。【障がい者調査】
- 避難行動要支援者制度（個別避難計画の作成提出）の認知状況を見ると、「知らない」が7割以上を占める。また、避難行動要支援者台帳への登録や個別避難計画の作成及び提出については、5割以上が「希望しない」としている。【障がい者調査】
- 障がいのある人が、安心して暮らしていくために特に必要と考える支援は、4割以上が「障がいのある人やその家族からの相談に応じる体制」、約3割が「専門的な対応ができる人材の育成」、「重度障がい者に対応できる事業所」をあげている。【事業所調査】
- 障がい者関連団体より、情報提供の際は音声だけでなく、文字など多様な伝達方法を希望する声が多い。

### 主な課題

- 相談や必要なサービスが受けられる親なき後を見据えた支援体制づくり
- 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実

上記から、住み慣れた地域で家族と生活することを希望する方が多く、希望の生活の実現のためには、「経済的支援や各種助成の充実」が求められています。また、将来「グループホーム」や「福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）」での生活希望は合わせて1割程度ですが、『親なき後』の生活に不安がないようグループホーム等の整備を促進するとともに、緊急時に相談でき、対応可能な地域生活支援拠点等の増加が求められます。

本市における情報提供については、満足度が低く、障がい者関連団体からは多様な伝達方法を希望する声が多いことから、情報提供手段の充実が求められています。

また、避難行動要支援者制度（個別避難計画の作成提出）の認知度も低いいため、緊急時の対策を再確認し、地域の協力体制を強化していく必要があります。

障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、孤立することなく日頃の悩みを相談できる場や、必要なサービスを適切に受けられることができる体制が重要です。

### (3) 「生きがいのあるまち」をめざして

～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

- 障がいのある児童の保育や教育について必要だと思うことは、第1位に「発達障がいのある児童に対する特別支援教育を充実させてほしい」、第2位に「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」、第3位に「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」をあげている。【障がい者調査】
- 一般就労については、「すでに一般就労している」が4割を占める。また、「一般就労したいができない」は2割強となっている。【障がい者調査】
- 障がい者の就労支援として必要だと思うことは、3割強が「職場の障がい者への理解」、2割弱が「短時間勤務や勤務日数などの配慮や在宅勤務の拡充」や「通勤手段の確保」をあげている。【障がい者調査】
- 充実してほしい市の福祉施策として、3割強が「障がい者の雇用促進」をあげている。【障がい者調査】
- 地域においてやってほしいレクリエーション・文化活動・スポーツ活動は、「障がいのある人のレクリエーションなど、友達と集まれるようにしてほしい」が最も多い。【障がい者調査】
- 障がい者関連団体より、「障がいの早期発見・早期対応はその後の生活全般、教育等に重大な影響があるため、相談、発達支援は欠かせず、窓口案内や対処等の啓蒙が重要である。」という意見が寄せられている。また、「近年パラスポーツの普及など活発化しているように思うが、まだまだ参加の機会や場が少ないと思われる。地域の身障者団体、行政など一体となった行事計画を立案していただきたい。」と社会参加の促進が求められている。

#### 主な課題

- 障がいのある児童への支援 ○療育、教育、就労への切れ目ない支援体制づくり
- 一人ひとりにあった就労支援（就労選択支援の体制整備）

上記から、障がいの早期発見・早期対応はその後の生活全般・教育等に重要であるため、適切に検査等を受けられるよう、関係機関との連携を図りながら実施していく必要があります。また、発達障がいのある児童に対する特別支援教育の充実が求められ、保護者への負担軽減のため身近な地域での療育の場の確保や、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の検討を進めていく必要があります。

就労についてみると、一般就労している障がいのある方は4割を占めるが、「一般就労したいができない」も2割強となっています。また、多くの方が就労の場における障がいへの理解や、障がい者に適した仕事の提供、自宅近くの職場、健康状態にあわせた働き方を望んでいることから、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある方が身近な地域で生きがいをもって働けるよう、障がい者雇用の環境整備が必要です。さらには、新たな就労選択支援サービスのスタートにより、障がいのある方の能力や希望に応じた適切な就労につながる支援が期待されます。

自分らしくいきいきと豊かな暮らしを送るためには、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ切れ目のない支援が必要となり、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むことが重要です。

## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念

本市では、『美濃加茂市第6次総合計画』で基本構想として掲げる「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」、地域福祉計画で目標としている、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、誰もが地域の中で当たり前の生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と一人の人間としての人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

本プランにおいても、前計画で掲げた理念を踏まえ、以下のキャッチフレーズを行動指針として計画を推進します。

障がい者プラン キャッチフレーズ

**みんなで歩むまち みのかも**

### 2 基本目標

総合計画が目指す10年後の将来像及び基本構想や行動指針を実現するため、本プランでは、3つの基本目標を設定しました。

#### **基本目標1 「共生のまち」をめざして ～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～**

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、小中学校での福祉教育をはじめ、地域住民に対しては、障がいへの正しい知識の普及・啓発を積極的に行うとともに、ボランティア活動などへの参加を促進します。

また、行政等の役割も重要であり、障がいや障がい者に対する理解を深めるよう周知・

啓発を行うとともに、行政職員自身が障害者差別解消法の理念を正しく理解し、実践していきます。

こうした取り組みを通じて、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら、「共生のまち」をめざしていきます。

## **基本目標2 「安心・安全なまち」をめざして**

### **～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～**

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていきたいという想いは全市民の共通の願いです。障がい当事者も家族も高齢化が進む中、「親なき後」を見据え、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、障がいに応じた各種のサービスを確保し、身近な地域で暮らすことができる支援体制づくりを進めます。また、障がいのある人への情報バリアフリーのため、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実を進めるとともに、日々の安心につながる災害時の避難行動要支援体制の構築を進めます。

こうした取り組みを通じて「安心・安全なまち」をめざしていきます。

## **基本目標3 「生きがいのあるまち」をめざして**

### **～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～**

障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの種類等を踏まえた適切な療育指導や個々の能力を伸ばす教育を提供します。

また、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージ（成長段階）をつなぐ長期的な視点に立った切れ目ない支援を行います。

さらに、就労については、就労選択支援のサービス創設を受け、関係機関や事業所との連携を強化していきます。スポーツや交流活動については、気軽に参加できる機会づくりなど、生きがい活動の充実に向けた支援を進めていきます。

こうした取り組みを通じて、「生きがいのあるまち」をめざしていきます。

### 3 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

みんなで歩むまち  
みのかも

「共生のまち」を  
めざして  
～ 障がいへの理解と  
思いやりの心を育むために ～

- (1) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
- (2) 地域での生活における支援
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

「安心・安全なまち」を  
めざして  
～ 住み慣れた地域で安心・安全な  
くらしを続けるために ～

- (1) 自立した生活の支援・意思決定支援
- (2) 安全・安心な生活環境の整備
- (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (4) 防犯、防災等の推進

「生きがいのあるまち」を  
めざして  
～ あふれる意欲と生きがい  
ある毎日を送るために ～

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 教育の充実
- (3) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (4) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (5) 社会参加を支える取り組み

①理解促進・広報啓発の推進、②小中学校における福祉教育等の推進、③ボランティア活動の推進

①社会参加と外出支援、②支援の受け手と支え手の循環

①行政サービス等における配慮

①権利擁護の推進、②虐待の防止、③障がい者を理由とする差別の解消の推進

①利用者本位の生活支援体制の整備、②障がい福祉サービスの充実、③意思決定支援の推進、④高齢障がい者への支援

①障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進、②親なき後を見据えた生活の場の確保

①情報バリアフリー化の推進、②意思疎通支援の充実、③行政情報のアクセシビリティの向上

①防犯対策の推進、②防災対策の推進、③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療等、②保健・医療の充実、③精神保健福祉・医療の充実、④難病に対する保健・医療施策の推進、⑤医療と保健・福祉の連携

①インクルーシブ教育システムの推進、②教育環境の整備

①発達支援体制の構築と推進、②障がい児福祉サービスの提供充実

①障がいのある人の雇用の促進、②総合的な就労支援施策の推進、③経済的な自立支援

①スポーツ活動の振興、②文化・芸術活動の振興、③生涯学習の振興

## 第4章 施策の展開



### 基本目標1 「共生のまち」をめざして

～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

#### 1 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

##### (1) 理解促進・広報啓発の推進

###### 《本市における取組の現況》

- ▶市のホームページの「障がいのあるかたのために」において、市が実施する障がい福祉に関する情報（制度やサービス、お知らせ）の掲載をしています。令和4年度には、市作成のパンフレット「障がい者が利用できる主な制度について」の掲載も開始しています。
- ▶社会福祉協議会ホームページ及び広報誌では、4コマ漫画を活用するなど、伝わりやすい工夫に努めています。
- ▶啓発ポスター・パンフレットを活用し、『世界自閉症啓発デー』『発達障害啓発週間』『障害者週間』や医療的ケア児支援センター開設等の周知に努めています。
- ▶障がいのある人との円滑な関わりに向け、ボランティア団体、民生委員、自治会などへの情報提供を行うなど、連携に努めています。
- ▶市民と障がい当事者の交流会を実施しています。（令和4年度は2回実施、延べ19名の参加）
- ▶健康・福祉すこやかフェスティバルでは、基幹相談支援センターによる「障がい者相談窓口」を設置し、来場された希望者への相談を受けるなど、イベントを通じた啓発活動を行っています。
- ▶地域共生社会の実現の取組の一環である就労準備支援事業は、延べ100人程度（月4回程度の活動）の参加がありました。
- ▶4月2日～8日の『発達障害啓発週間』及び12月3日～9日の『障害者週間』の期間に、庁内職員全員に周知啓発を実施しました。

## 施策の方向性

障がいのある人が地域の中で安心して暮らし、地域社会に参加していくためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることが必要です。

本市においては、ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がいのある人もない人も共に暮らし支え合う社会の実現に向けて、広報紙やホームページ等を通じた啓発、健康・福祉すこやかフェスティバル等のイベント、市民と障がい当事者の交流会などを実施してきました。

今後も引き続き、障がいや障がい者に対する理解促進を重要な課題として捉え、年齢や障がいの有無等にかかわらず、相互理解を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、広報・啓発活動を継続して進めていきます。

また、地域の中で「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の考え方を踏まえ、地域で働くことを通じて、「受け手」から「支え手」になることを後押しする支援を今後も継続して実施していきます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
広報紙等を通じた広報・啓発活動	精神保健をはじめとする障がいへの理解促進や差別の解消を図るため、「広報みのかも」、「社協みのかも」や市のホームページ等により、啓発・広報活動を行います。	福祉課 社会福祉協議会
啓発ポスター、パンフレットの活用	市民の福祉の心を育むため、国・県などの啓発ポスターやパンフレットの有効活用を図ります。	福祉課
障がい者関係団体との連携	障がい者団体や障がい者に係るボランティア団体と連携し、障がいのある人とない人が同じ体験を通して、ふれあう場の確保等により啓発・広報に努めます。また、会議、研修、交流等の場の拠点として、総合福祉会館を活用します。	福祉課 社会福祉協議会
イベントでの啓発活動	健康・福祉すこやかフェスティバル及び市民まつり等において、障がいに関するブースを設置し、啓発活動を行います。	福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体
障がいについてのシンボルマークの理解促進	障がいについてのシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮が図られるよう、「広報みのかも」、ホームページ等により、周知・啓発を図ります。	福祉課 総務課
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を推進していきます。	福祉課

主な障がい者に関するシンボルマーク



障がい者のための国際  
シンボルマーク



身体障がい者標識



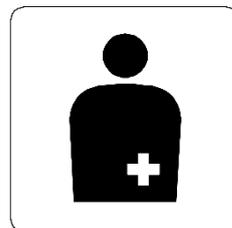
盲人のための  
国際シンボルマーク



ハート・プラスマーク



聴覚障がい者標識



オストメイトマーク



耳マーク



ほじょ犬マーク



ヘルプマーク



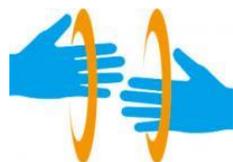
ヒアリングループマーク



「白杖 SOS シグナル」  
普及啓発シンボルマーク



障害者雇用支援マーク



手話マーク



筆談マーク

## (2) 小中学校における福祉教育等の推進

### 《本市における取組の現況》

- ▶ コロナ禍の影響により近年は実施できていませんが、例年、小中学生を対象に福祉教室を開催しています。
- ▶ 特別支援学級・特別支援学校と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習では、可茂特別支援学校の教師から生徒や先生に対して、障がい児の特性や障がい児への理解への醸成を図っています。
- ▶ 特別支援教育として、運動会や総合学習、学習発表会などに地域住民などを招待したり、講師として招聘することで交流を図っています。
- ▶ 可茂特別支援学校生徒が地域の学校の児童、生徒との交流を行う機会を設けています。特別支援学級の児童生徒は、日常の活動や学校行事など様々な場面で、通常学級の児童生徒と交流・共同学習を行っています。

### 施策の方向性

障がいや障がい者に対する理解促進を進めていくためには、子どもの頃から障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に過ごし、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の習得や、「個人の尊厳・人権」のあり方についての意識を深めるための福祉教育が重要となります。

本市では、コロナ禍により実施へ影響が出ているものの、例年では、学校教育の場において、福祉教室、福祉実践教室、福祉体験学習の実施や、特別支援学校等との交流、事業へのボランティア参加や福祉施設での職場体験等を通じ、関係機関との連携を図りながら障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解の促進に努めています。

今後も引き続き福祉教室や特別支援学級と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習の取組を継続・推進し、ノーマライゼーション理念に基づく福祉意識を育み、福祉への理解と関心の向上に努めます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
中学校における福祉教室開催	中学校において、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、継続して福祉施設での体験活動や福祉実践教室を開催します。	学校教育課 社会福祉協議会
福祉実践教室の充実	福祉実践教室の開催に当たり、障がい当事者を講師に迎える等の工夫を行い、当事者の声を通じて、より効果のある福祉教育に努めます。	学校教育課 可茂特別支援学校
特別支援教育	学校行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障がいのある児童生徒との自然なふれあいを通して相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育に努めます。	学校教育課
特別支援学級・特別支援学校と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習	小・中学校での特別支援学級・特別支援学校と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習を実施することにより、障がいや福祉に対する正しい理解や認識の醸成を図ります。	学校教育課

### (3) ボランティア活動の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 社会活動及び地域貢献活動への参加を促進することを目的とした介護支援ボランティア事業では、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して、自らの介護予防及び健康増進に取り組むことを支援しています。  
令和4年度は、638人のボランティア登録があり、41カ所の登録施設において活動を行っています。
- ▶ 精神保健福祉講演会を開催し、講演会の参加者と障がい当事者との交流会も実施しています。(令和4年度の講演会参加者は102名)
- ▶ 中学生のボランティア活動の機会の充実のため、夏休みボランティア体験募集を行っています。また、指定管理施設である「ひまわりの家」で実習ボランティアの受け入れを実施しています。

## 施策の方向性

障がいのある人や家族・介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化・複雑化に伴い、必要とする支援内容も多様化しています。このため、必要に応じて複数のフォーマル・インフォーマルな支援が連携・協働してきめ細やかな支援を行う必要があります。

本市においては、ボランティア活動の機会についての情報発信や、社会福祉協議会等関係団体との連携のもと介護支援ボランティアや精神保健福祉ボランティア養成に向けた講演会、中学生ボランティア活動の支援等を行っております。

今後は、市民へのボランティア参加の呼びかけや、更なるコーディネート機能の充実等、様々なボランティア活動の環境づくりを進めるとともに、ボランティア人材の育成を計画的に図り、ボランティア活動の一層の推進を目指します。

## 具体的な取組

取 組	内 容	担当課・関係機関等
ボランティア活動への参加促進	市民が各種のボランティア活動へ気軽に積極的に参加し活動できるよう、「広報みのかも」等で活動内容についての情報提供を行います。	まちづくり課
ボランティア人材の育成	社会福祉協議会等関係団体と連携し、求められる人材の育成を計画的に推進するため、必要となるボランティア養成講座や資質向上の研修会を開催するとともに、他機関で実施される講座情報の提供に努めます。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
中学生のボランティア活動の機会の充実	中学校での福祉教育の成果を生かすため、継続して社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、夏休みボランティア体験、福祉出前講座など、実践の場としてのボランティア活動の機会の充実を図ります。	学校教育課 福祉課 社会福祉協議会

## 2 地域での生活における支援

### (1) 社会参加と外出支援

#### 《本市における取組の現況》

- ▶障がいのある人の社会参加促進として、各種団体への補助金の交付を行っています。
- ▶心と暮らしの相談窓口による就労準備支援事業の社会参加活動は、令和4年度では実施回数163回の延べ290人が参加しています。
- ▶身体障害者福祉協会美濃加茂支部は会員数減少と高齢化が進む状況の中、コロナ流行の影響で活動は縮小傾向にありますが、継続して活動されています。
- ▶移動支援として「重度心身障害者タクシー代等助成」や「血液透析患者交通費助成」を行っています。
- ▶「あい愛バス」の利用促進として、令和5年4月1日から、これまでの手帳の提示に加え、デジタル障がい者手帳「ミライID」の画面を提示でも手帳と同様の取扱いを受けることができるようになりました。  
また、「あい愛バス利用資格証明書」を発行するなど、利用者の利便性を図りました。
- ▶高齢者、障がい者及び要介護認定者の家族等にスロープ付き車いす移動車を貸出し、外出の際の移動手段を確保する事業を行い、移動支援の充実に努めています。

#### 施策の方向性

地域活動への参加は、障がい者が多くの人々との交流やふれあうきっかけとなるだけでなく、障がい者の生きがいづくりややりがいの発見にもつながり、豊かな生活を送っていくために重要となります。

本市においては、市民の方が自動車を利用しなくても移動できる環境を整備する手段の1つとして、あい愛バス（コミュニティバス）の運行を行っており、デジタル障がい者手帳「ミライID」のスマートフォンでの画面の提示に対応しています。また、AIデマンド交通システムの導入の検討の中では、障がい福祉分野との連携も視野に入れながら、更なる利便性の向上を図っていきます。

社会参加支援の一環として、心と暮らしの相談窓口が行う、就労準備支援事業の社会参加活動は、ひきこもりがちな方々や上手く社会に溶け込めない方々を対象に、当事者の方々それぞれの個性や特技を活かす取り組みが行われており、地域参加へのきっかけとなっています。

今後も様々なサービスの内容の周知を図り、社会福祉協議会、関係機関等との連携を図りながら、障がいのある人の社会参加に向けた環境整備を進めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がいのある人の社会参加促進	障がいのある人が気軽に集い、交流の場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めるとともに、地域交流につながるイベント等を開催し、地域活動・社会活動への参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体
移動支援	タクシーを利用したり自動車を利用する場合、美濃加茂市と提携しているタクシー会社、給油所で利用できる「移動支援券」の交付をします。	福祉課
公共交通機関の利用支援	JR障がい者割引、有料道路障がい者割引、路線バス・タクシー料金助成など、各交通機関による障がい者利用サービスの周知を図ります。	福祉課
あい愛バスの利用促進	あい愛バスの利便性を確保し、障がいのある人への利用促進を図ります。	まちづくり課 美濃加茂市 地域公共交通 活性化協議会
福祉車両の貸出	社会福祉協議会がスロープ付き車いす移動車の貸出し事業を実施します。	社会福祉協議会
岐阜県内大手鉄道事業者に対する要望の追加提出	精神障がい者を対象とした運賃割引制度の実施について令和5年度要望に追加で加えて要望を行いました。	まちづくり課

## (2) 支援の受け手と支え手の循環

### 《本市における取組の現況》

▶令和6年度4月より、地域共生社会の実現に向け、分野横断的な連携協働による地域づくりの推進を基盤とし、重層的支援体制整備事業を実施していきます。そのうち、障がい領域との連携協働を推進するため、心と暮らしの相談窓口において、生活困窮者自立相談支援事業を行っています。

令和4年度の相談実績は320件、うち精神障がいのある人の相談は57件となっています。

### 施策の方向性

地域共生社会の実現のためには、障がいのある人を「支援の受け手」という固定化された関係性の中に位置づけるのではなく、障がいのある人が持ち合わせている「長所」を生かした役割と出番を、地域の中に作り出すことにより「支援の支え手」として、社会とつながり、参加する機会の確保が求められます。

本市においては、令和6年度4月より重層的支援体制整備事業を実施し、自治体内の分野横断的な連携協働による「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施し、多様な人々が出会い、交流する場や機会を通じて、自らの役割と出番を見つけ出しながら主体的かつ自発的に暮らしていくことができる地域づくりを目指していきます。

具体的には、生活困窮者自立支援法に基づく事業において、心と暮らしの相談窓口が行う就労準備支援事業の社会参加活動を通じて、社会とのつながりを再構築しつつ、自身の特技を活かしながら社会に参加し、自己肯定感・自己有用感・自己効力感の向上を支える取組を実施します。また、重層的支援体制整備事業によって、多様な社会資源を組み合わせつつ、誰もが地域の担い手になることができる機会の創出に努めていきます。そのためには、障がい分野の連携協働に留まらず、高齢分野の生活支援コーディネーターとも地域課題を共有し、連携協働を図っていくことの重要性を踏まえつつ、分野横断的かつ一体的な取組を推進していきます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
重層的支援体制整備事業の推進【新規】	地域の中で誰もが役割と出番を持ち、支援の支え手と受け手が柔軟に入れ替わりながら、お互いに支え合うことのできる地域づくりを実現するために「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施していきます。	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業の推進	仕事の事、お金の事、こころの病、DVや虐待、ひきこもり、不登校、人付き合いが苦手など、一歩踏み出す勇気がほしい…など、そんな「困りごと」や「悩みごと」について一緒に解決策を考えていく相談窓口として『心と暮らしの相談窓口』を開設しています。 相談を通じて当事者の方々の自己肯定感・自己有用感・自己効力感を向上し、自発的かつ自律的な生活の営みにつながる支援を継続していきます。	福祉課 社会福祉協議会

## 3 行政等における配慮の充実

### (1) 行政サービス等における配慮

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 『世界自閉症啓発デー』『発達障害啓発週間』『障害者週間』における、本庁舎ロビーや東図書館での掲示啓発では、『障害者差別解消法』の周知を実施しています。  
また、健康・福祉すこやかフェスティバルにおいても、啓発活動を実施しています。
- ▶ 「岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修」「障がい者差別解消の相談対応に関する市町村担当者研修会」「全国市町村国際文化研修所主催の令和4年度障がいのある人への自立支援」等の『障害者差別解消法』に関係する研修に職員が参加し、職員間で情報共有をしています。
- ▶ 障がいを理由とする偏見・差別等に関する相談を受けた場合は、適切な対応に努めています。
- ▶ 行政情報のアクセシビリティ向上として、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳相談員（聴覚障がい者とのコミュニケーションの円滑化、情報の提供、各種相談事業）による相談対応を行っています。

#### 施策の方向性

国においては平成28年4月から、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的とする『障害者差別解消法』が施行されました。市における各種事務や業務の実施に当たっては、障がい者が必要とする「社会的障壁の除去」について必要かつ合理的な配慮を行っていく必要があります。また、令和3年の同法の改正により、合理的配慮の義務化が事業者へ拡大されたことも踏まえ、広く周知を図り、今後も引き続きソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めていく必要があります。

本市においては、障がいのある人のアンケート調査では、市に福祉施策で充実してほしいこととして、「障がいのある人への情報提供の充実」、「一般の方が障がいのことを理解するための啓発活動の充実」等、障がい者への支援や障がいの理解への啓発についても希望がみられました。

こうした結果を受けて、障がいや障がい者への理解、差別解消等に向けて広報・啓発を推進するとともに、市職員に対する研修の実施や行政情報のアクセシビリティの向上を通じ、障がいのある人に配慮した行政の運営に努めます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障害者差別解消法や障害者権利条約の広報・啓発	障害者差別解消法や障害者権利条約の主旨について、市民の理解を広げるため、関係団体の協力を得て、啓発広報に取り組みます。	福祉課
市職員に対する研修の実施	市役所を含めた公的機関の職員に対し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための研修等を行い、窓口等における障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。	キャリアサポート課
障がいを理由とする偏見・差別等の解消	相談窓口寄せられた偏見・差別等の事案については福祉課で集約し、関係機関と協議の上、速やかに対応し、障がいを理由とする偏見・差別等の解消に取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会
行政情報のアクセシビリティ向上	ホームページでの行政情報の提供等に当たり、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどり着け、利用できる「Webアクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。	総務課 (システム係)
選挙における配慮、周知・啓発	投票所においてはスロープの設置等のバリアフリーに配慮します。また、「郵便等による不在者投票」や「郵便等による不在者投票における代理記載制度」、「成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復」について「広報みのかも」、ホームページ等により、周知を図ります。	選挙管理委員会
読書補助具の準備	通常の活字を読むことにいろいろな不便がある方に対し、拡大鏡、リーディングトラッカーなどを準備することで解消を図ります。	ひとづくり課 (図書館)

障害者差別解消法では、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）に対して、差別の解消に向けた具体的な取組として、「障害を理由とする差別」の禁止を求めています。

「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類があります。

### 障がい者への合理的配慮とは？

「合理的配慮の不提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があり、それを行うのに過重な負担が生じないにもかかわらず、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。例えば、次のような場面が考えられます。

- 車いすの人が、役所職員に高い場所の書類を取って欲しいと依頼したのに放置された。
- 視覚障がいのある人が、レストランでメニューの読み上げを依頼したが読んでもらえなかった。
- 聴覚障がいのある人が、窓口で筆談を申し入れたが対応してもらえなかった。

実際の場面において「合理的配慮の不提供」に該当するかどうかは、個々の状況に応じ、事案ごとに判断します。（実施に伴う負担が過重である場合などは、合理的配慮の提供義務は生じません。）

---

---

## 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

---

---

### (1) 権利擁護の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶令和2年度に権利擁護支援センターを開設し、障がい者関連の相談対応を行っています。
- ▶美濃加茂市権利擁護支援センターとしてのパンフレットを作成し、成年後見制度の利用等の周知・啓発に使用しています。
- ▶権利擁護支援センターの機能の一角を担っているが、予算や人員不足、日常生活自立支援事業の業務多過など権利擁護に向けた支援への着手は課題が多く難しい現状となっています。
- ▶権利擁護支援センター事業として、可茂圏域権利擁護支援推進協議会（10市町村参加）の事務局を運営しています。また、令和4年2月、障がい福祉係職員による権利擁護支援センター業務における係内研修を開催とともに、「成年後見の申立案内マニュアル【基本編】」を作成し、相談初期段階における案内を多くの職員が柔軟に対応できる体制を構築しています。
- ▶任意後見制度についての講演会を市内に在住・在勤・在学している人を対象に実施しています。
- ▶御嵩家庭裁判所や山県市へ受任調整会議の視察等、可茂圏域の権利擁護担当者との意見交換会、県社協や国が主催している成年後見制度利用促進に向けた研修の受講など、関係機関との連携に努めています。
- ▶成年後見制度法人後見支援事業については、令和4年度以降、近隣市町村での動向や、可茂圏域権利擁護支援推進協議会を通じた広域的な協力体制の構築も含め体制整備の方向性を検討しています。

## 施策の方向性

地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないために、自らの意思を適切に表現できない知的障がい者や精神障がい者などは、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されます。

そのような障がい者の権利を守るための制度として、成年後見制度があります。成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。

本市においては、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業の利用者は令和5年で1人と少ないですが、利用されています。また、障がいのある人のアンケート調査では、「成年後見制度」の認知状況は、名前も内容も知っている人は約3割とその認知度は十分とは言えない結果となっています。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度についての認知度を上げるために、権利擁護支援センター等を通じて市民への周知・啓発活動を推進し、利用促進につなげます。

また、関係機関との連携を図りながら、サービス提供機関等における成年後見制度についての知識習得の機会を提供するほか、成年後見人等の受け皿の確保に努めます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
成年後見制度の利用について周知・啓発	権利擁護に関する社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、様々な相談の機会を通じ、成年後見制度の利用についてパンフレットを有効に活用するなど周知啓発に努めます。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
社会福祉協議会による権利擁護に向けた支援	社会福祉協議会において、相談支援を要する困難ケースなどへの対応や、権利擁護のために必要な支援と法人後見の在り方の検討などを、福祉課と協力して行います。	社会福祉協議会 関係機関
権利擁護支援センター事業	「広報・啓発・相談受付」、「アセスメント・支援の検討」、「成年後見制度の利用促進」、「後見人等への支援」など中核機関の役割を推進するため、地域連携ネットワークの強化を図ります。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会 (権利擁護支援センター)

## (2) 虐待の防止

### 《本市における取組の現況》

- ▶市作成のパンフレット「障がい者が利用できる主な制度について」の中で美濃加茂市障がい者虐待防止センターの機能と窓口について周知をしています。
- ▶家庭内虐待に関する案件については、緊急隔離の判断も必要となるため、重層的支援体制整備事業の支援会議で関係機関と支援方針を検討しています。引き続き、伴奏型支援の充実を図っていきます。

### 施策の方向性

平成24年10月に施行された『障害者虐待防止法』では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課しています。しかし、施設利用者への虐待が報道等で取り上げられるなど、障がい者への虐待は全国的にも大きな社会問題となっています。

本市においては、県、市、関係機関とのネットワーク及び障がい者虐待防止センターのもとで、『障害者虐待防止法』に関する積極的な広報・啓発活動を実施していくとともに、高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、虐待の防止、虐待発生時の早期発見、一時保護等の早期対応、虐待に関する相談、再発防止等の体制整備を推進します。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がい者虐待防止センター	国及び県と協力し、虐待防止の体制整備、研修参加による職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を推進しています。 障がい者虐待防止の取組は障がい福祉主管課だけでは対応できないケースがあるため、労働、教育分野との連携や、高齢者虐待、児童虐待所管課との連携を図ることを大切にしています。ケースによっては、障がい者総合支援協議会において障がい者虐待防止の課題として取り上げ、効果的な連携協力体制の構築を図っています。	福祉課 健康課 子育て支援課 高齢福祉課 学校教育課 基幹相談支援センター 相談支援事業所 可茂県事務所福祉課 可茂保健所 加茂警察署 岐阜県労働局

### (3) 障がい理由とする差別の解消の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 『世界自閉症啓発デー』『発達障害啓発週間』『障害者週間』の啓発期間を利用し、本庁舎ロビーや東図書館において掲示啓発による『障害者差別解消法』の周知をしています。また、健康・福祉すこやかフェスティバルにおいても、啓発活動を実施しています。

#### 施策の方向性

国においては平成28年4月から、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的とする『障害者差別解消法』が施行されました。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいや障がいのある人に対する誤った認識が解消され、障がいを理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供を推進していく必要があります。

本市においては、県、市内の事業者、障がい者団体等の多様な主体との連携を通じ、『障害者差別解消法』の意義や趣旨、求められる取組等について広く市民への理解を深め、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動の展開に努めます。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
広報・啓発活動	障がいを理由とする差別の解消と、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向けた活動として、国や県で実施される周知啓発（世界自閉症啓発デー・障害者週間等）に合わせ、市としての啓発活動を実施します。	福祉課



## 基本目標2「安心・安全なまち」をめざして

### ～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

## 1 自立した生活の支援・意思決定支援

### (1) 利用者本位の生活支援体制の整備

#### 《本市における取組の現況》

- ▶中濃圏域相談支援に関する勉強会及び加茂郡7市町村障がい者自立支援協議会、美濃加茂市障がい者総合支援協議会を開催するなど、関係機関との連携に努めています。
- ▶相談員及び相談支援専門員のスキル向上のため、各種研修会及び勉強会を実施しています。
- ▶市内相談支援事業所（社会福祉協議会、カナリヤの家、地域生活支援センターひびき、みのかも西）との研修では、新規事業所紹介、情報共有、ケース検討、「ライフステージの変化に伴う相談支援事業所間の引継ぎや連携」「家族全体に支援が必要な重層での関係機関との連携の重要性」など1年間を通じて学びの場となっています。
- ▶市単独パンフレット「障がい者が利用できる主な制度について」を作成活用し、各種制度の周知に努めています。

#### 施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら暮らしていくためには、主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるようにすることが必要であり、そのための相談支援体制の充実が重要となります。

市内には福祉・保健・医療・労働等の内容に応じた相談支援機関があり、市内相談支援事業所との研修では、新規事業所紹介、情報共有、ケース検討等を行い、連携を図っています。

障がいのある人やその家族の状況、ニーズも複雑化かつ多様化する中で、相談内容についても複合的な問題を抱えているため、継続して相談支援機関相互の連携と情報共有に努めます。また、県や市で実施している各種サービスや制度の周知を図り、障がい者の主体的な選択・決定の促進を図ります。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
関係機関との連携	障がいのある人のライフスタイルに合わせたサービスが提供できるよう、地域生活支援拠点等を中心に、関係機関の連携を図ります。	福祉課 可茂圏域自立支援協議会
相談員若しくは相談支援専門員の講習会参加促進	適切な相談支援が提供できるよう、相談員若しくは相談支援専門員に講習等の参加を促します。	福祉課 相談支援事業所
各種制度の周知	障がいのある人が、人生の様々な場面で自己選択・自己決定ができるように、各種制度について「広報みのかも」、ホームページ、パンフレットの作成更新など各窓口で周知に努めます。	福祉課

## (2) 障がい福祉サービスの充実

### 《本市における取組の現況》

- ▶ 指定障害福祉サービス事業所一覧を活用し、相談支援事業所やサービス利用者への相談対応及び利用支援に努めています。
- ▶ 令和3年12月に市内初の「共生型サービス」（高齢と障がいの両方の対象者に対し生活介護サービスを同一事業所で提供）が開所しました。
- ▶ 相談支援活動等を通じて、多様な事業者からの相談を受けることで、地域に必要とされているサービスや支援の把握に努め、情報提供を行っています。
- ▶ 美濃加茂市障がい者総合支援協議会が、地域資源として必要な事業所の協議の場となっています。
- ▶ 令和3年度には、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、放課後等デイサービス、児童発達支援等5事業所、令和4年度には、共同生活援助、短期入所、就労継続支援B型、児童発達支援、障害児相談支援など5事業所が市内に新設されています。
- ▶ 地域生活への移行支援は、対象者の状況や特性を踏まえ、その支援には注意が必要となり、準備には手間と時間を要します。引き続き、基幹相談支援センター及び生活困窮支援担当と連携し対応していきます。
- ▶ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組として、相談支援部会、児童発達支援事業所連絡会議の開催の中で、事業所間での連携、課題に対する対応の検討を行い、福祉人材の育成に繋がる活動を行っています。

## 施策の方向性

障がいのある人が、自らの選択により自分らしく生きていくためには、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供が必要となります。

そのため、社会福祉協議会、障がい者総合支援協議会、各サービス提供事業所との連携強化を図りながら、必要なサービス量の確保や適切なサービス運営に努めます。

また、施設に入所している障がい者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域移行支援の充実が必要となります。地域移行支援に当たっては、相談支援体制の整備、地域で生活するための住まいの確保、在宅福祉サービスの充実等に努めます。

さらには、障がい者の多様化・複雑化しているニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題であるため、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成・定着を県や関係機関等と連携して実施し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
情報提供の充実と多様な事業所の参入	サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入促進に努めます。	福祉課 社会福祉協議会 総合支援協議会 各事業所
入所施設から地域生活への移行の促進	入所施設から地域生活への移行促進について、国が示す『障害福祉計画』の指針に基づき、計画的に事業展開をします。なお、入所施設から地域生活への移行に当たっては、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実に努め、障がいのある人が日常生活上の共同生活を行うグループホームの整備や在宅福祉サービスの適切な利用を促進します。	福祉課 障がい福祉サービス事業所
障がい者(児)福祉関係施設等施設整備費補助金事務	県及び市指定事業について市内のサービス需要状況を確認し、社会福祉法人及び事業者からの参入についての問い合わせの対応を行っています。市の障がい福祉計画の見込量との調整をとりながら計画的な事業所の参入促進を図るとともに、社会福祉法人等への補助金交付事務を行います。	福祉課 岐阜県
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する障がい福祉サービス等の各種研修への参加をします。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有ができるよう体制構築の推進を図ります。	福祉課

### (3) 意思決定支援の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 権利擁護支援会議では、意思決定能力の有無について判断が難しく、支援方針が定まらない等のケースに対応するため支援調整会議を行い、弁護士及び精神保健福祉士など専門職のアドバイザーからの意見も交え、意思決定能力の見立ての良否、支援方針の検討、必要に応じた成年後見申立の要否や受任候補者の選定に至るまでの対応を行っています。
- ▶ 美濃加茂市権利擁護支援会議では、医療機関・介護保険施設・事業所職員向け成年後見制度理解促進研修会や市内に在住・在勤・在学している人を対象とした任意後見制度についての講演会等を実施し、利用促進を図っています。

#### 施策の方向性

障がいのある人が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、各種サービスの情報提供や相談支援を受けることのできる体制が必要です。

知的障がい者や精神障がい者など、自ら意思を決定することや意思を表明することが困難な障がい者がいる中で、本人の自己決定を尊重する観点から、相談等を通じて必要な意思決定支援を行う必要があります。

本市においては、権利擁護支援センターにおいて、障がい者やその家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関等との連携を強化し、必要な情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
権利擁護支援センター事業	何らかの理由で生活の色々な事が「上手く判断できない」「人に上手く伝えられない」ときに、本人の想いを大切にしながらどうしたら良いのかを一緒に考えたり、代わりに伝えたり、福祉や法律の専門家の助けを借りることができます。 令和2年4月から相談窓口を開設しています。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会 (権利擁護支援センター)

## (4) 高齢障がい者への支援

### 《本市における取組の現況》

- ▶65歳以上になり、介護認定がおりる対象者は基本的に介護サービス利用に移行されます。ただし、介護認定がおりない健康な高齢障がい者、施設入所者、就労継続支援B型、同行援護など障がい者特有のサービス利用が必要な対象者、介護サービスだけでは必要な支援が不足する場合は、相談支援事業所を通じて継続利用を柔軟に行っています。
- ▶美濃加茂市内における「共生型サービス」の提供事業所は、令和3年12月に開設された「生活介護ほたるの園」の1事業所に留まっています。

### 施策の方向性

近年では、障がい者を介助している家族の高齢化に加え、障がい者自身の高齢化が問題となっているため、障がい福祉サービスと、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの間で密な連携を図り、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

これまで障がい福祉サービスを利用している障がい者は、介護保険の被保険者（65歳以上）となった場合、介護保険サービスを優先的に利用する事とされており、使い慣れた障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替える必要があるため、それまで使っていた障がい福祉サービス事業所が利用できなくなるケースがありました。このような状況を踏まえ、平成30年4月に「共生型サービス」が創設されました。

共生型サービスにより、介護が必要となった高齢者も障がい者も、同一の事業所でサービスを受けることができるようになり、これまで障がい福祉サービスを利用してきた人にとっては、歳を重ねても同じ事業所でサービス利用を続けられるというメリットがあります。

本市においては、令和3年12月から1事業所がサービスを開始していますが、今後は県の動向や社会的、地域的ニーズを踏まえ、高齢福祉課との連携のもと、実施事業所の拡充に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
65歳以上の高齢障がい者へのサービス提供	65歳以上の介護の必要のある人への訪問系サービス等の提供に関しては、原則『美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』の中で計画的に事業展開をします。サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。	福祉課 高齢福祉課 障がい福祉サービス事業所 居宅介護支援事業所 相談支援事業所

## 2 安全・安心な生活環境の整備

### (1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶新規体育施設については、ユニバーサルデザイン的整備を推進しています。(西体育館等)
- ▶小山公園南側トイレの改修など、老朽化した設備の改修を進めています。
- ▶住宅改修費助成については、利用者が少ないため支援内容の周知に努めます。

#### 施策の方向性

障がいのある人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を通じて障がいのある人の活動範囲を広げ、生活の質を高めることが求められています。

本市のまちづくりに当たっては、『岐阜県福祉のまちづくり条例』に沿って環境を整備し、住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう努めています。また、『美濃加茂市都市計画マスタープラン2020～2040』や『美濃太田駅周辺整備将来基本構想』に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進しています。

本市においては、今後も継続して『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)』に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を通じて、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点にたった公共施設の整備	岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点にたった、すべての市民にとって利用しやすい公共施設の設計・施工管理を進めます。	施設経営課
老朽化した設備の改修	都市公園の老朽化しているトイレ等整備が必要となっているため、全体的な改修を整備計画に基づき順次行います。	土木課
住宅改修支援	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、地域生活支援事業を活用し、住宅改修に対する支援を行います。	福祉課

## (2) 親なき後を見据えた生活の場の確保

### 《本市における取組の現況》

- ▶地域生活支援拠点整備事業は、令和3年度から5つの機能に加え、機能項目に「緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）」を加えることになり、実施要項の改正を行い、地域生活支援拠点等の整備の促進と機能の充実を推進しています。
- ▶火災被害のため自宅での生活が困難となった障がい者が緊急のショートステイからおよそ1か月後にグループホームへの入居が出来たという事案があり、機能としての必要性を実感した事例があります。

### 施策の方向性

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要です。また、障がいのある人やその家族（介助者）の高齢化が問題となっている中で、障がい者自身の老後や、いわゆる「親なき後」の生活の場の確保が課題となります。

障がい者の地域における住まいとしては、グループホームのほかに、公営住宅や民間住宅など一般住宅が挙げられます。障がい者の地域での生活を支える上で、住まいの確保に向けた体制をつくることが重要であり、多様な居住の場の提供を図るとともに、障がい者と地域の人が共に安心して生活できるような環境づくりが求められます。

本市においては、県及び可茂圏域市町村で協力して地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、令和元年度には単独で地域生活支援拠点整備事業を開始しました。

利用基準の作成、事業所説明会を通して認定事業所（令和5年度現在認定は31事業所）を増やし、緊急時の対象者への取組を推進するなど、今後も利用者や事業者など地域に情報発信し利用促進を図り、相談支援事業所等との連携を通じ、地域生活支援拠点の機能強化を進め、障がい者の多様な生活の場の確保に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
地域生活支援拠点の拡充	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱えている問題に向き合い地域で障がい児者やその家族が安心して生活するため、緊急時に直ぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として整備を進めます。 また、事業所や自治体同士の連絡会として相談支援部会を定期的開催し、継続的な事業の推進を図っていきます。	福祉課 相談支援事業所

## 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### (1) 情報バリアフリー化の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶障がいの方が対象となるサービス（ごみ袋の支給、移動支援券の交付、上下水道利用料金助成）など申請に関するお知らせはホームページ掲載に加え、令和3年度からは広報でも行っています。
- ▶大活字本、点字図書、点字新聞の継続的な購入など、視覚障がい者に配慮した図書の充実を図っています。また、録音図書はマルチメディアDAISYを活用し、継続的な蔵書の増加を予定しています。
- ▶団体向けの図書宅配サービスを継続実施しています。
- ▶庁内全体で導入している、タブレットを活用した多言語通訳サービスに音声筆談機能があるため、聴覚障がい者との窓口対応で利用できる体制となっています。
- ▶利用実績はないものの、岐阜県聴覚障害者協会が県下全市町村を対象として「タブレット等を活用した遠隔手話通訳サービス」が実施されています。

#### 施策の方向性

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化が求められています。

特に、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者など、情報を得ることが困難な人に配慮し、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号、点字、手話・筆記、ICT（情報通信技術）機器等による多様な情報提供手段を確保し、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

本市においては、令和4年の『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』の施行を受け、情報提供の一層の充実やICTの導入検討等を通じ、障がい者を含めた全ての方が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手及び発信できるさらなる環境の整備に努めます。

具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
情報提供の充実	必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の「広報みのかも」、「社協みのかも」、ホームページ等多様な媒体を活用した情報提供を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
視覚障がい者に配慮した図書の充実	令和元年度に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、2カ所の市図書館において、点字図書や録音図書の貸し出しに加え、布の絵本や大活字本の充実を図ります。また、中央図書館では点字新聞を毎週1回更新し、貸出も行います。	ひとづくり課
対面朗読サービス	東図書館では、文字を読むことが不自由な方のために、代読サービスを行っています。	ひとづくり課
図書宅配サービス	高齢や障がいをお持ちで、図書館へ来館することが困難な方へ月1回の図書館資料の宅配サービスを行っています。	ひとづくり課
ICT（情報通信技術）導入	中途失聴者・難聴者の方にはタブレットでのアプリやテレビ電話機能の活用により、音声を文字情報化し直接やりとりが可能になります。それらの活用により、ろう者が手話通訳者と手話で話せる機会の確保が可能になってくるため、最新技術の情報収集と導入に努めます。	福祉課

## (2) 意思疎通支援の充実

### 《本市における取組の現況》

- ▶補装具費支給や地域生活支援事業の日常生活用具給付でコミュニケーション手段の確保を促進するための用具や機器の購入費に対する補助を行っています。
- ▶加茂郡7市町村の共同にて、手話奉仕員養成講座（2年間：入門20講座・基礎24講座）を開催しています。
- ▶例年、社会福祉協議会で、初心者向け手話講座（全10回）の開催を企画し受講者募集を行っています。
- ▶要約筆記奉仕員が要約筆記者になるためには、全国統一要約筆記者認定試験の合格が必要となります。そのため、「要約筆記レベルアップ講座」を開催しています。
- ▶聴覚障がい者の相談支援活動において、サービス利用時や窓口対応、行事開催等で必要な時には派遣依頼を行いました。

### 施策の方向性

障がいのある人への情報提供方法や伝達手段の確保は、社会参加の促進や災害時の避難情報の提供など、地域で安心した生活を送るために重要な課題となります。

また、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用の促進、支援機器の利用促進などの取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

本市においては、意思疎通に困難を抱える人が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、市、社会福祉協議会、各種障がい者団体との連携を図りながら、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣など、コミュニケーション手段の充実に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
コミュニケーション手段の確保	適切なサービスの選択を支援するため、多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、様々な障がいに対応した適切な情報を入手することができるよう、日常生活用具の給付を通じてコミュニケーション手段の確保を促進します。	福祉課 日常生活用具販売事業者
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	聴覚及び言語に障がいのある人に手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、円滑な意思疎通の確保に努めます。	福祉課

取 組	内 容	担当課・関係機関等
手話奉仕員の養成	手話講座（入門・基礎）を開催して、手話奉仕員を養成し、人材の確保を行います。	福祉課
要約筆記者の養成	要約筆記チャレンジ講座、要約筆記者養成レベルアップ講座を開催して、人材の確保を行います。	福祉課 難聴者協会

### （３）行政情報のアクセシビリティの向上

#### 《本市における取組の現況》

- ▶平成28年度から「戦略的広報」を掲げ、全職員が広報する体制をとり、従来の紙媒体やホームページだけでなく、ソーシャルメディア（ブログ、フェイスブック、X（旧Twitter）、LINE、インスタグラム等インターネット上で展開するメディア）も積極的に活用して情報発信をしています。
- ▶市公式LINEなど、日常的に使われるアプリケーションで、より多くの市民意見を受け取れる環境の整備に努めています。

#### 施策の方向性

障がい福祉サービスやその利用手続き、各種支援や制度の周知、災害情報や政見放送等の伝達に当たり、行政から提供される情報は非常に重要です。

行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障がい特性等を踏まえた配慮や提供手段の充実が必要となります。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすい形で提供するなどの対応を図ることが求められます。

本市においては、ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの配慮やICT等新たな技術の利活用、ソーシャルメディア等を活用した行政情報における情報アクセシビリティの向上等に努めていきます。

#### 具体的な取組

取 組	内 容	担当課・関係機関等
情報アクセシビリティの向上	市や社会福祉協議会におけるホームページ等のアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	まちづくり課 (多文化共生室) 総務課 福祉課 社会福祉協議会

## 4 防犯、防災等の推進

### (1) 防犯対策の推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶聴覚や言語に障がいがある方など、音声による110番通報が困難な方が警察に通報が出来るスマートフォンアプリ「110番アプリ」の活用の推進をしています。
- ▶令和5年1月号の広報みのかもで、美濃加茂市メール配信サービス「すぐメールみのかも」の利便性と登録について市民に周知を行いました。
- ▶聴覚や言語に障がいがある方など、音声による119番通報が困難な方が消防署に通報が出来るスマートフォンアプリ「Net119緊急通報システム」の活用の推進をしています。令和2年度の導入時には、可茂消防署による導入説明会が開催され、美濃加茂市では2名が利用登録、その後令和3年度は5名、令和4年度は1名の新規登録があり、7名が登録利用されています。

#### 施策の方向性

近年、高齢者や障がい者といった社会的弱者を狙った犯罪が増加傾向にある中、障がいのある人が安心・安全な地域生活を送れるように、犯罪を未然に防ぐ取組が求められています。

障がい者を犯罪から守るためには、障がい者自身が防犯知識を高め、防犯意識を高めることが必要であるとともに、地域ぐるみの見守り活動も含めた犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要です。

防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察、社会福祉施設等関係機関や地域との連携のもとで、各種防犯活動を促進します。また、障がい者に対する防犯教室等の開催、防犯指導、啓発・広報を通じ、防犯意識の普及啓発に努めます。併せて、「すぐメールみのかも」を通じた早急な情報提供や、「Net119緊急通報システム」の周知等を進めます。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
犯罪被害の抑止・防止	警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、「地域安全大会」を開催するとともに、積極的な参画を促し、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組めます。	防災安全課 加茂警察署
緊急メール配信を通じた情報提供	「すぐメールみのかも」により、不審者情報などの事案を緊急メールで発信し、市内の防犯に努めます。	防災安全課 加茂警察署
Net119緊急通報システム	令和元年7月1日に可茂消防事務組合が運用を開始しました。 聴覚・言語機能障がい者を対象にインターネットを利用して119番通報ができるシステムです。具体的には、個人の携帯電話やタブレットなどで利用者登録を行う必要があり、市福祉課を通じて利用申し込み手続きが可能な制度です。	福祉課 可茂消防事務組合

## (2) 防災対策の推進

### 《本市における取組の現況》

- ▶ 防災行政無線で放送する、地震や避難及び火災情報などの緊急情報が聞けるラジオを平成30年12月1日から貸与対象を「市内に住所を有する世帯」に拡大し貸与しています。
- ▶ 災害弱者対策として、令和4年度に避難行動要支援者管理システムを導入しました。
- ▶ 障がい者（児）福祉サービスの新規利用者を中心に、相談支援事業所において、「避難の理解力向上に向けた取組」として事前に自宅の災害リスクを把握し、災害時にとるべき行動についての理解を深める活動を実施しています。
- ▶ 個人の計画相談支援において、災害時の避難方法についてサービス等利用計画等に記載する支援を行っています。特に必要な方には個別避難計画の作成支援を行っています。
- ▶ 地域住民による自主的かつ継続的な防災活動を行う自主防災組織に、共助を支える活動を促進するために、補助金の交付を実施しました。
- ▶ 美濃加茂市ハザードマップにおける浸水区域に位置する施設に対しては、平成30年度に社会福祉施設避難確保計画の策定が義務化され、避難確保計画に基づく避難訓練についても義務化され、避難確保計画に基づく訓練を、原則、年に1回以上実施する旨の周知を行いました。

- ▶福祉避難所に従事する職員を対象とした防災訓練の実施とともに、「要観察者避難所及び見守り対象者避難スペース運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）救護班・要支援者対策班 令和3年2月改定」を作成し、体制の確認と見直しを行いました。
- ▶福祉避難所常用備蓄倉庫に重度障がい児者用の非常用発電機を備蓄しました。

### 施策の方向性

我が国では東日本大震災及び熊本地震、全国各地で発生している台風等による被害など、様々な大規模災害が発生しています。東日本大震災の検証によると、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の死亡率が健常者の2倍になるなど、高齢者や障がい者といった避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。この地域においても、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないといわれる中、防災対策はまちづくりにおいて大きな課題となっています。

障がいのある人も含め、市民一人ひとりが災害に対する意識の向上を図ることが必要です。また、災害時における情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行うことはもちろん、避難先での生活について個々の状態に応じた配慮が必要となります。

本市においては、各種災害の発生を想定し、自主防災組織、市内事業所及び地域住民が防災訓練を実施しています。また、防災ラジオの配布や避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者管理システムによる情報共有など、災害時に備えた各種施策・取組を進めています。

今後も福祉や医療など関係機関との連携のもとで、防災体制の充実、災害時医療救護体制の充実、災害時の避難行動支援体制、福祉避難所等避難時の生活場所の確保などに努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
避難行動要支援者名簿の作成	災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時における地域のつながりを進めていきます。	福祉課 民生委員 加茂警察署 消防団 自治会
避難行動要支援者管理システムの導入【新規】	平常時から避難行動要支援者の住屋状況、要援護状態、避難経路及び避難所等の情報を避難支援関係者等と共有することで、発災時における適切な被災者支援を実現する支援体制を構築するとともに日常的な見守りを通じた気かけ合う地域づくりを進めていきます。	福祉課

取 組	内 容	担当課・関係機関等
障がい福祉事業所との災害時支援協定【新規】	災害時において、サービス利用者の安否確認等に協力が得られる障がい福祉サービス事業所を増やす、安否確認の方法を再検討する等、更なる支援体制の構築に努めます。	福祉課 障がい福祉サービス事業所
避難所の周知	障がい福祉サービス計画相談時に避難所の周知を図るよう、相談支援事業所に働きかけます。「災害時における避難の理解力向上に向けた取組」を継続して実施します。	福祉課 相談支援事業所
グループホームにおける非常災害時の連携	グループホームに入居する障がいのある人が安心して生活できるよう、非常災害時における消防や近隣住民との連携を促進します。	福祉課 自主防災組織 民生・児童委員 障がい福祉サービス事業所
障がい特性に配慮した情報伝達体制及び避難誘導體制の整備	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の防災関係機関、福祉・介護サービス提供者、障がい者団体等の福祉・介護関係者と協力して、障がい特性に配慮した情報伝達体制及び避難誘導體制を整備します。	福祉課 防災安全課 自主防災組織 民生・児童委員 社会福祉協議会
要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク事業	人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用する障がい児者は、電源の喪失が生命の危機に直結するため災害時には直ちに支援が必要になります。今後、災害時の具体的な支援を検討していきます。	福祉課 高齢福祉課 健康課 防災安全課
災害時の重度障がい者用食料備蓄	腎不全患者（人工透析患者）の皆さんは、その体質から食べ物に食事制限が必要とされています。市では災害など緊急時の非常食として専用食糧の備蓄管理を行います。	福祉課 防災安全課
避難行動要支援者へ防災ラジオの配布	防災ラジオ（美濃加茂市が実施する緊急起動放送によって自動起動するラジオ）を避難行動要支援者に配布することで、災害時における緊急情報等の迅速な伝達を図ることを可能にし、安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。	防災安全課
地域ごとの避難体制の整備	地域ごとに、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等避難体制を整備します。	防災安全課 自主防災組織 民生・児童委員
自主防災組織等への支援	地域での自主防災組織等に自主防災補助金を継続して支給します。防災訓練等の実施に当たっては、障がいのある人の参加が促進されるよう、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努めます。	防災安全課
住宅の耐震化に要する費用の一部助成	住宅の耐震化に要する費用の一部を助成し、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全対策の強化を図ります。	都市計画課 岐阜県建築指導

### (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

#### 《本市における取組の現況》

▶令和4年度の消費生活相談室への相談は270件程度あり、障がいのある人からの相談は2件となっています。内訳として、1件は契約解除に関して、もう1件はアプリ課金の解約に関する相談でした。

#### 施策の方向性

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者を狙った、電話勧誘や訪問販売を通じた悪徳商法など、障がいのある人を狙った消費者トラブルの相談が増加しており、そのような問題の相談に対処するため、市では消費生活相談室を開設しており、令和4年度の障がい者の相談は全体の中で2件であり、どちらも契約に関する相談がありました。

障がい者の消費者トラブルは、判断に必要な情報が不十分であり、相談のために特別な支援を必要とするため未然防止・問題解決が難しいこと、判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくいこと、また、被害にあっても抱えこんでしまい周囲に相談しないことなどの傾向があり、深刻な被害拡大につながっています。

障がい者の消費者としての利益の擁護・増進するため、必要な情報を積極的に提供していくとともに、市における相談体制の充実や県の消費者生活センターとの連携に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止等を図ります。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
消費者トラブルの防止	相談業務やサービス提供業務を行う中で、障がいを持つ方が消費者トラブルにあっているケースは度々あり、必要に応じて消費生活相談室での支援につなげています。 消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障がい特性に配慮した消費生活相談に努めます。	商工観光課 (消費生活相談室) 福祉課
日常生活自立支援事業	生活の中で大切となる福祉サービス等の契約や日常のお金の管理の相談を通じ、要支援者の想いに耳を傾け、寄り添い、本人の意思を尊重しながら、どうしたらいいかを一緒に考え、手続き等のお手伝いをする事業です。契約手続きと利用料が必要です。	社会福祉協議会



## 基本目標3 「生きがいのあるまち」をめざして

### ～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

## 1 保健・医療の推進

### (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療等

#### 《本市における取組の現況》

- ▶成人健康診査については、特定健康診査、各種がん検診等による疾病の早期発見・早期治療に努めています。新型コロナウイルスの影響により、令和2年度以降、それ以前に比べて各種がん検診受診率が低下しているため、コロナ禍であっても健康診査、がん検診の受診が大切であることの啓発を行っています。
- ▶乳幼児健診については、混雑緩和のため時間を区切った案内など対策に努めています。乳幼児健診では個別の健康教育を実施し、より深く支援が必要なケースは個別相談につなぎ、質の維持に努めています。
- ▶生活習慣病の早期発見、生活改善、重症化予防のために、健康教育、健康相談、訪問指導を実施しています。新型コロナウイルスの影響により、教室等の中止や定員の縮小、特定保健指導の積極的な家庭訪問の実施の見合わせなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。
- ▶乳幼児健診等の機会を通して、発達に関する保護者の思いも大切にしながら、必要に応じて「ことばの相談」「子ども心理相談」「なかよし教室」「カナリヤの家」を紹介していますが、支援が必要な子どもの増加がみられます。
- ▶市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の在宅生活の方で、日常生活において常時車いすを使用している方を対象に、健康診査を実施しています。

#### 施策の方向性

先天的な障がいについては、早期に発見し、適切な治療・療育に結びつけることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

また、生活習慣病等の増加が問題となっている現代では、成年期以降の疾病（脳血管疾患、心疾患、腎疾患等）による障がいの発生も多くなっており、後天的疾病を防ぐための生活習慣病予防が重要な課題となっています。

健康診査等の保健事業を充実させることにより、障がいや疾病を早期に発見し、適切な治療に結び付けていくとともに、医療的なケアを欠かせない人たちに対する支援を充実する必要があります。

さらに、近年増加傾向にある発達障がいも含めた乳幼児の障がいに対応し、早期療育につなげていくため、保健師による訪問指導・相談などの母子保健事業の充実が求められます。

本市においては、健康診査等を通じて各種疾病の早期発見・早期治療に努めていくとともに、関係課との連携のもとで保健指導・健康教育等の実施や母子保健事業の充実に取り組みます。

### 具体的な取組

取 組	内 容	担当課・関係機関等
各種疾病の早期発見・早期治療	乳幼児から成人における質の高い健康診査を、定期的に受けられる体制を整備し、受診率の向上を図るとともに、早期発見、早期対応による障がいの軽減に努めます。乳幼児健診については、未受診者への再通知や訪問等による状況の把握、所見のあった人に対する相談機関、医療機関の紹介等事後フォローに努めます。成人健康診査については、特定健康診査、各種がん検診等による疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康課 加茂医師会
障がい予防のための健康増進対策の充実	生活習慣病の後遺症による障がいの発生を予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導等により健康増進対策の充実に努めます。また、メタボリックシンドローム予防に注目した健康診査の事後指導としての特定保健指導の展開や、糖尿病治療中断者、健診後の未治療者等、保健・福祉の連携による高齢者の介護予防事業を強化します。	健康課 国保年金課 高齢福祉課
乳幼児健康診査事業	発達の遅れや障がい疑われる乳幼児の早期発見と早期療育につなげるため、乳幼児健康診査事業などを引き続き実施します。	健康課 子育て支援課 加茂医師会 加茂歯科医師会
各種健康診査や保健指導・健康教育等の実施	乳幼児や中高年齢層を対象とする健康診査だけでなく、生涯を通じた健康管理の推進を図るため、各種健康診査や保健指導・健康教育等について、『第4期美濃加茂市健康増進計画』の中で計画的に事業展開をします。	健康課 スポーツ振興課 運動普及推進員 食生活改善連絡協議会
身体障がい者健康診査事業	常時車椅子を使用されている身体障がいの方に対して、無料の健康診査を実施することにより、褥瘡、変形、膀胱機能障がい等の発生を予防することを目的とした事業を実施します。	福祉課

## (2) 保健・医療の充実

### 《本市における取組の現況》

- ▶各機関と健康づくり、疾病予防、治療について連携を図っています。  
圏域内の休日急患診療体制、歯科救急医療体制を強化・確保するため、加茂医師会・加茂歯科医師会に委託して、休日急患診療事業を実施しています。
- ▶加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会「かも丸ネット」、ワーキンググループ会議を開催し、在宅医療と介護の連携がより一層推進されるよう、「顔の見える関係づくり」を進めています。
- ▶障害者手帳情報等では医療的ケア児者の把握は困難なため、相談支援事業所等との連携により、相談支援部会を通じて対象者の状況把握に努めています。

### 施策の方向性

障がいのある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実や、医療機関との連携強化が求められています。

そのため、個々の障がいの程度や種類に応じた適切な医療やリハビリテーションが円滑に提供されるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、医療サービスを受けやすい環境づくりに努める必要があります。

また、本市における課題として、在宅医療（訪問診療・往診）の対応ができる医療資源が少ないという状況があります。障がい者の在宅医療へのニーズを把握するとともに、必要な医療が提供できるよう、医療機関への働きかけも必要となります。

このような課題を踏まえ、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業所等との連携のもとで医療サービス提供体制の構築を進めていくとともに、加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会を通じた地域課題の抽出及び改善等に努め、保健・医療の充実と連携を推進します。

具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
医療サービス提供体制の構築	医師会との連携のもと、必要な医療サービスが提供できる体制を構築します。また健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーションまでの、保健・医療・福祉が連携した地域医療体制を充実します。	健康課 高齢福祉課 加茂医師会 加茂歯科医師会 岐阜県薬剤師会 可茂支部 加茂圏域内の介護事業所等
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進を目的に、地域の医療・介護・保健福祉関係者等との顔の見える関係づくりを行いながら、地域の課題抽出や必要な取組を検討するなど、在宅医療をよりスムーズに行うためのシステム構築を推進します。	高齢福祉課 健康課 福祉課 長寿支援センター 加茂医師会 加茂歯科医師会 岐阜県薬剤師会 可茂支部 加茂圏域内の介護事業所等
福祉医療費助成制度（重度）の実施	障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、福祉医療費助成制度（重度）を継続して実施するとともに、ホームページ等により周知を図ります。	福祉課
重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実	身近な地域で必要な支援や放課後等デイサービス等が受けられるように、人数やニーズを把握することで、課題の整理を行います。	福祉課 子育て支援課 健康課

### (3) 精神保健福祉・医療の充実

#### 《本市における取組の現況》

- ▶心の健康が維持できる地域環境づくりとして、月に1回、精神保健福祉士による「こころの相談室」を開催しています。各個別ケースについては、各課と連携、情報共有をしながら、支援を行っており、連携するケースは、以前よりも増加しています。
- ▶ゲートキーパー養成講座を令和4年度は11回実施し、新たに131人がゲートキーパーとなりました。
- ▶毎年9月の『自殺予防週間』、3月の『自殺対策月間』などにおいて、市内各施設でのパネル展示やポスター掲示等により、自殺対策や精神疾患に関する啓発を行っています。
- ▶自殺対策の推進として、令和4年度は自殺対策部会1回、実務者ネットワーク会議（全体会1回・個別支援会27回）を開催し、関係機関と連携を図っています。
- ▶心と暮らしの相談窓口が行う、生活困窮者自立支援事業の令和4年度の相談実績は320件、うち精神障がいのある方の相談は57件となっています。

#### 施策の方向性

社会環境が目まぐるしく変化している中、ストレスから心の健康を損なう人が増加しており、対応が求められています。うつ病などの精神疾患を早期に発見し適切な治療に結びつけるためには、地域における精神科の医療機関との連携、また精神科と一般診療科の医療機関との連携を強化するとともに、これらの医療機関と相談支援機関等が適切に連携できる仕組みを構築することが必要です。

また、退院可能な精神障がい者の退院を促進するという方針が示されている中で、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源など、精神障がい者の地域生活への移行を実現するための課題は多く残されています。

本市においては、心と暮らしの相談窓口における相談支援の充実、依存症対策の充実など、心の健康が維持できる地域環境づくりを進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
心の健康が維持できる地域環境づくり	精神保健福祉士による定期的な「こころの相談室」等で、精神疾患等の早期発見、早期治療の支援を行うとともに、適切な医療の提供や障がい福祉サービスの継続した支援により、心の健康を維持していくことができる地域環境づくりを支援します。	健康課 福祉課 医療機関 加茂警察署 商工会議所 子ども相談センター 民生・児童委員 他各関係機関
精神障がいに対する理解・啓発の促進、連携	精神障がいに対する理解・啓発活動に努め、医療サービスがより利用しやすくなるよう関係機関と連携します。	健康課 福祉課 医療機関 保健所
自殺対策の推進	令和6年3月に「市民の自殺者ゼロを目指す」ことを目標に「第2期自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進しています。重点対象者を勤労者、高齢者、生活困窮者、子ども・若者、女性とし、5つの基本取組を行うことで対策の推進を行っています。市健康づくり推進協議会自殺対策部会や庁内連絡会、実務者ネットワーク会議を通じて関係機関との連携体制を構築しつつ、要支援者の問題解決に向けた取組を行います。	健康課 健康づくり推進協議会 他各関係機関
心と暮らしの相談窓口	生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口です。また、家族内における年齢性別を問わない複合的な問題を抱えるケースにおいても、連携が必要な部署や機関との調整を密に行うことで、多職種による効果的な支援の早期対応が可能になってきています。	福祉課 社会福祉協議会
長期入院患者の地域移行	長期入院患者の地域移行に際しては、安心して地域生活が送れるよう、障がい福祉サービスの地域移行支援事業の推進により、保健・医療・福祉の連携を図り、障がい福祉サービス等の適切な利用促進に努めます。	福祉課 健康課 医療機関
依存症対策	アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するため関係職員の研修機会の受講、幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要です。地域での関係機関の密接な連携を行うことで、当事者及びその家族への支援に努めます。	福祉課 健康課 医療機関

## (4) 難病に対する保健・医療施策の推進

### 《本市における取組の現況》

- ▶令和2年12月時点の美濃加茂市の医療費支給認定を受けた指定難病の患者数は286人、小児慢性特定疾病児は48名となっています。
- ▶健康課や保健所、必要に応じて「重症心身障がい在宅支援センターみらい」に相談するなど、関係機関と連携し相談者への支援の充実を図ります。
- ▶岐阜県では、公益社団法人岐阜県看護協会へ「重症心身障がい在宅支援センターみらい運営業務」を委託し、在宅障がい児者家族への相談支援や家族交流会の実施、訪問看護ステーション等各関係機関との連携などにより、在宅支援体制の充実が図られています。各市町村単位では体制整備が難しい相談機関であるため、難病（医療的ケア児者）への相談機関としての周知と有効活用を推進していきます。

### 施策の方向性

平成25年4月から、難病患者等が『障害者総合支援法』の対象となり、障がい福祉サービスの利用が可能となりました。当初は130疾病が同法における難病等の対象となっていました。その後難病等の範囲の見直しが行われ、令和元年7月からは361疾病、令和3年11月には366疾病まで対象が拡大されています。

難病は治療方法が確立していないことや、長期間の療養を必要とするなど多くの問題を抱えており、保健・医療・福祉等のサービスを適切に組み合わせて支援するためには、各サービスの支援者等の連携が重要となります。

本市においては、難病患者が地域でより安心して生活できるよう、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、保健・医療・福祉の連携について緊密化を図るとともに、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制の整備、ネットワークの構築、訪問指導の充実等、在宅療養支援体制の充実を図ります。

また、保健師等が生活・治療等における相談に応じるなど、制度の周知や難病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、難病等の特性に配慮し、きめ細かい対応を行います。併せて、岐阜県難病団体連絡協議会が実施する難病医療福祉相談会の周知を図るなど、難病に関する相談支援を推進します。

具体的な取組

取 組	内 容	担当課・関係機関等
難病患者等への配慮	難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供に当たっては、保健所と連携し、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。	保健所 福祉課 健康課
訪問指導の充実	保健所が主体となり、医療機関や関係団体との連携を図り、難病患者やその家族からの相談に応じた訪問指導を行っています。 市は保健所の要請により、必要に応じて連携を図ります。	保健所 医療機関等 福祉課 健康課
難病医療福祉相談会の周知	岐阜県難病団体連絡協議会が実施する、難病専門医やソーシャルワーカーなどによる疾患別の難病医療福祉相談会について、ホームページ等を通じて、継続して周知を図ります。	福祉課 健康課 保健所

## (5) 医療と保健・福祉の連携

### 《本市における取組の現況》

- ▶国や県からの研修案内を各関係機関に周知し参加について連携を図りました。
- ▶多機関の協働による包括支援体制構築事業委託業務において、重層的支援体制の構築に向けて多領域福祉相談員連絡会を開催し、支援者同士の連携作りや研修会開催によるスキルアップを図りました。
- ▶美濃加茂市障がい者総合支援協議会相談支援部会では、現状の課題の抽出、周知事項の連絡、年代や障がい種別にとらわれない相談支援事業所同士の連携をとるためのケース検討会を開催するなど相談員のスキルアップを図っています。

### 施策の方向性

今後の障がい者福祉施策の推進に当たっては、医療と保健・福祉の連携が必要であり、それらを担う人材が大きな役割を持っています。

障がい者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障がいに関する理解の促進を通じて、様々な場面や対象者に対応できるよう職員の資質向上を図る必要があります。また、地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障がい者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ることが重要です。

本市においては、職員の資質向上の研修の受講などの機会の提供、保健・医療・福祉事業従事者間の連携により提供サービスの質の向上につなげていきます。

また、障がい福祉サービスの提供の維持や質の向上に向けて、各種研修の周知や受講促進、障がい福祉の現場で働くことの魅力発信等に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
保健・医療・福祉の人材育成と連携	人材育成のため、専門性を高めるための研修の受講機会の周知、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知広報の実施など、国・県が行う活動の推進に努めます。 市保健センターは、中部国際医療センターに接した職場環境により、医療との連携及び職員の資質向上を図ります。	福祉課 高齢福祉課 健康課 子育て支援課

---

---

## 2 教育の充実

---

---

### (1) インクルーシブ教育システムの推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 学力生活力向上支援員は必要であるものの、予算の関係上、減員傾向にあります。  
一方、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増えており、特別支援学級・通級指導教室は微増傾向にあります。
- ▶ 特別な支援を必要とする児童生徒等の増加に反し、それに対応する教育現場での職員配置（予算確保）が厳しい状況が伺えます。
- ▶ 巡回発達相談は、令和4年度に年間77件の相談（先生への助言）を行いました。  
近年は、コロナの影響で経験不足等発達が十分に促されないまま教育の時期を迎える児童が目立つ傾向にあります。
- ▶ 令和3年度から、医療的ケア児者等の対象者リストの作成を始め、通常支援以外に、就学時期を迎える児童に必要な支援が行えるよう、関係機関の連携を図っています。
- ▶ 「夏季あじさい子育て相談会」では、相談員として可茂特別支援学校教員、カナリヤの家庭職員、入学予定の小学校教員、市教育センター特別支援係長が相談対応を行いました。
- ▶ 令和4年度は、地域支援会議を美濃加茂市が主体となり可茂特別支援学校と連携して、7回開催しました。

#### 施策の方向性

障がいのある子どもの教育においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい児が合理的な配慮を含む必要な支援のもと、インクルーシブ教育システムを推進していく必要があります。

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ立場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も適格に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることが重要です。

本市においては、特別な支援を必要とする生徒に対応する人員不足や予算減少による減員など教育の現場では大きな課題となっています。そのため、教育と福祉の連携を図る発達支援センターの支援により、教育現場に関わる課題に適切に対応することで、教育現場

の人員不足などの負担を補う役割が期待されており、関係各課や関係機関との連携により進めていきます。

特別な支援を必要とする児童生徒等のための取組を進めるとともに、巡回発達相談の充実や医療的ケア等の必要な障がい児の就学支援を通じ、美濃加茂市におけるインクルーシブ教育システムの構築・推進を図ります。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
特別な支援を必要とする児童生徒等への対応	発達障がいの傾向があり特別な支援を必要とする児童生徒等の増加に対応するため、学力生活力向上支援員を増員します。併せて、より適切な就学支援・就学判定を行い、計画的な特別支援学級・通級指導教室の新設・増設を図ります。	学校教育課 福祉課 子育て支援課 子ども相談センター 特別支援学校 医師
発達支援センターの設置による教育と福祉の連携推進【新規】	教育と福祉の連携を中核的機能とした「発達支援センター」を設置し、親世代が抱える「育てづらさ」、子ども世代が抱える「学びづらさ」、学校が発見した「困りごと」「福祉的ニーズ」をワンストップで受け止め、必要な支援関係機関との連携協働を図ります。	学校教育課 福祉課 関係各課
巡回発達相談の充実	市内保育所・幼稚園・認定こども園及び小中学校を訪問し、支援を必要とする児の支援方法について検討します。また、必要であれば保護者相談支援を行い、対象児の発達検査実施及び医療機関等への繋ぎ支援を行います。	学校教育課 子育て支援課
医療的ケア等の必要な障がい児の就学支援	医療的ケア等の必要な障がい児の就学については、医療・教育・福祉の連携を図り、必要な人員配置等受入体制の整備を県に要望します。	福祉課 学校教育課
就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。カナリヤの家の親の会などで開催しています。	学校教育課
就学・教育相談の体制強化	一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。年長児を対象とした「夏季あじさい子育て相談会」や各保育所等からの随時の就学相談を行います。	学校教育課
地域支援会議	特別支援学校に通う生徒を対象に本人や家族と面談を行います。 面談は3年毎に行い、成長した面、生活面での不安や課題、進路や将来の希望などを確認し、今後の目標などを共有するとともに支援体制の連携強化を図ります。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 相談支援事業所 特別支援学校

取 組	内 容	担当課・関係機関等
校内研修の実施	通常学級においても特別な支援を必要とする児童が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、全ての教員が障がいの状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修を充実させ、専門性の向上を目指すため各小中学校で行います。	学校教育課
特別支援教育支援員事業	小・中学校で障がいにより学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、校内支援体制が整うまでの間、特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
特別支援教育のリーダーの育成	大学等専門機関への派遣を行うことにより、特別支援教育を担う教員のリーダーの養成を行います。可茂特別支援学校への1～3年間程度の派遣研修が行われています。	学校教育課

## (2) 教育環境の整備

### 《本市における取組の現況》

- ▶ 県職員の派遣人事で可茂特別支援学校への配属機会、教育センターが開催する特別支援教育に関する研修への参加で資質向上を図っています。  
また、巡回発達相談において、実際に困り感を持つ児童生徒の実態を観察したうえで、カナリヤの家の職員から担任へ発達の視点で支援のアドバイスを随時行っています。
- ▶ バリアフリートイレの増設やエレベーター、スロープ等に関する施設整備は、学校規模や設置効果を検討しながら、最善の環境となるように整備していきます。

### 施策の方向性

障がいのある子どもが安心して教育を受けることができるようにするためには、学校の教職員や障がいのない児童生徒が障がいについて理解を深めることが重要であり、また、学校の施設・設備のバリアフリー化の推進などハード面での配慮が必要となります。

障がいによって特別な支援を必要とする子どもは、全ての学校・全ての学級に在籍するということを前提として捉え、特別支援教育の体制の整備を促進するとともに、全ての教職員が障がいに対する理解を促進していくことが重要です。さらに、障がいのある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性を踏まえ、ICT技術の利活用も含めた、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の活用を促進することも必要になります。

本市においては、教職員に対し、障がいのある児童生徒の教育に必要な知識及び技術の習得のための研修を実施することで資質の向上を目指し、また、障がいのある子どもに配慮した学校の施設及び設備の充実に取り組むことで、障がいのある子どもが安心して教育を受けることができる教育環境の整備に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
教職員の資質向上	障がいのある児童生徒の教育に必要な知識及び技術の習得のため、特別支援教育に関する教育センター研修等を継続して実施し、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課 子育て支援課
学校の施設及び設備の充実	障がいのある児童生徒が安心・安全に教育を受けられるよう、学校の施設及び設備の充実に努めます。	教育総務課

## 3 障がいのある子どもに対する支援の充実

### (1) 発達支援体制の構築と推進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 児童発達支援センターカナリヤの家が中心となり、障がい児への相談支援、発達支援を担っています。
- ▶ 多くの関係部署と連携し、必要な際はケースカンファレンスを実施するなど、幼少期から現在に至るまでの対象者への理解や、対象者を取り巻く環境について、他課・他機関で情報共有しながら、一貫した支援ができるよう努めています。
- ▶ 乳幼児健診や相談の機会、来所や電話相談等で、保護者の不安や悩みを聞き、必要な機関と連携しながら支援をしています。
- ▶ 令和3年秋に岐阜県難聴児相談支援センターが開設されています。
- ▶ 母子健康手帳交付時に、検査の必要性や費用助成について説明しています。令和3年度からは新生児聴覚検査受診票を発行しており、スムーズな検査実施につながっています。
- ▶ 保育所等訪問支援事業では対象児の在籍園で療育者が直接支援を実施します。令和3年度は7幼保こども園で9名の支援を行いました。
- ▶ 「発達支援センター」の持つべき機能、「児童発達支援センター」との棲み分けなどについて、美濃加茂市障がい者総合支援協議会発達支援部会において検討を行っています。
- ▶ 社会福祉協議会に委託している美濃加茂市基幹相談支援センター業務の仕様において、医療的ケアコーディネーターを配置し、市と連携し課題解決に取り組むこととしています。

#### 施策の方向性

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばせるよう、障がい等を早期に発見し、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげることが重要です。そのため、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育及び教育や、専門的、継続的な一貫した相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関・保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の関係機関との連携を強化していく必要があります。

また、近年、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進し、支援体制の充実に努める必要があります。

本市においては、引き続き、市、教育・保育関係機関、福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい児への相談支援体制の充実、発達支援体制の充実、障がい児の発達促進、

就学支援に努め、支援を必要とする子どもやその保護者へ切れ目のない支援が提供できるように努めます。

具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がい児への相談支援体制、発達支援体制の充実	発達障がいを含め障がいのある子どもたちを早期に発見する相談支援体制と、療育・保育・教育・就労まで一貫して支える発達支援体制に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康課 保育所・幼稚園・認定こども園 教育委員会
障がい児の発達促進、就学支援	児童発達支援センターカナリヤの家において、障がい児等、支援を必要とする乳幼児に適切な療育を提供し、対象児の健やかな発達を促します。また、幼保こども園においてはインクルーシブの視点に立ち、どの子ども共に育ちあう保育及び幼児教育を提供しています。また、就学時には児童発達支援センターと幼保こども園、教育委員会が連携し、適切な就学支援を行います。	子育て支援課 健康課 保育所・幼稚園・認定こども園 教育委員会
支援を必要とする子どもの保護者への支援	支援を必要とする子どもの保護者に対し、障がい等の理解を促し早期療育に繋がります。また、育児不安を解消するための相談・助言を行うことで、安定した親子関係の構築をサポートします。その他、県の地域療育システム支援事業を有効活用し、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課 健康課 医療機関
聴覚障がい児を含む難聴児の支援	保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。県では、難聴児への支援の充実を図るため難聴児相談支援センターが開設されました。市は難聴児支援の身近な相談機関として、県の専門機関の紹介や助成制度の周知を行うなどの役割を行います。	福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課
新生児聴覚検査	検査は出産後に医療機関で受けていただきます。母子健康手帳交付の際に、検査の重要性と費用助成制度があることをお知らせします。検査結果によっては、その後の発育における効果的な治療や早期対応が可能になるため、実施の推奨に努めます。	健康課

取組	内容	担当課・関係機関等
眼の屈折検査	<p>弱視や遠視の治療は児童の就学前までの時期における早期治療開始が非常に有効だと考えられています。</p> <p>3歳児健診で専用機器による屈折検査を行い、検査結果に基づき専門眼科医への受診につなげることで、児童の眼の健康維持に努めています。</p>	健康課
加配保育士の確保と職員の資質向上	<p>障がいのある子どもが安心、安全に地域の保育所等で保育が受けられるよう、加配保育士の確保に努め、保育内容の充実を図ります。また、職員については、研修等への参加を積極的に推進し、資質向上に努めます。</p>	こども未来課
公立保育所の施設整備	<p>公立の保育所の改築に際しては、障がいのある子どもの受け入れが可能となるよう、施設整備に努めます。</p>	こども未来課 施設経営課

## (2) 障がい児福祉サービスの提供充実

### 《本市における取組の現況》

▶市内において、児童発達支援事業所は5事業所、放課後等デイサービス事業所は11事業所となり、人口が集中している太田及び古井地区に位置する事業所が多い傾向にありましたが、山之上地区や下米田地区での事業所新設、外国人の利用受入れに力を入れる事業所も新設されるなど、利用者の利便性向上が図られています。

### 施策の方向性

障がい児福祉サービスについては、一人ひとりの多様なニーズを把握した上で、サービス利用状況を踏まえ、必要に応じた適切な提供に努めていくことが必要です。

障がい児を対象とした障がい児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスといったサービスは利用が増加しており、今後も増加する見込みがあるため、引き続き関係機関との連携を図り、サービス提供体制の確保を図っていく必要があります。

本市においては、各種障がい児福祉サービスの適切な提供に努めるとともに、重症心身障がい児、医療的ケア児等の支援拡充に向けて関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がい児福祉サービスの提供の充実	児童発達支援等のサービス、放課後等デイサービスのニーズが高く、サービスの質の向上などを図りながら、利用者のニーズを充足できるサービス提供体制を確保できるよう努めます。	福祉課 子育て支援課
重症心身障がい児、医療的ケア児等支援体制の充実	重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援拡充のため関係機関との連携の強化に努めます。	福祉課

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

### (1) 障がいのある人の雇用の促進

#### 《本市における取組の現況》

- ▶障がいのある人のアンケート調査では、充実してほしい市の施策として3割強が「障がい者の雇用促進」を挙げています。
- ▶障がい者の就労支援として必要なことは「職場の障がい者への理解」が3割強となっており、最も高くなっていました。また、障がい者団体のヒアリング調査では、「雇用する側が障がいについて理解がない」という意見や、「近年障がい者の雇用枠が拡大しているが、社会の中で差別的な感情を払拭する必要がある」という障がい者に対する理解不足や差別があるという指摘がありました。

#### 施策の方向性

働くことは障がいの有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加をしていく上で重要な要素であり、生きがいづくりにもつながります。

障がいのある人が地域の中で経済的に自立した生活を営み、社会参加するためには、多様な障がいの特性や、個々の障がい者のニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりが必要となります。また、働く場となる国・地方公共団体や、民間企業等において、『障害者雇用促進法』に基づく「障害者雇用率制度」により、一定の割合以上の障がい者を雇用するように定められており、障がい者の雇用促進に努める必要があります。

本市においては、障がいのある人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、障がいのある人のニーズに合った職域の開拓、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。

また、本市においては、法定の障がい者雇用率である2.6%を達成していますが、引き続き障がい者の雇用促進に努め、障がい者が活躍できる場の提供に努めます。

また、民間企業においては、障がい者雇用ゼロ企業や法定雇用率を達成していない企業を中心に、行政やハローワークによる指導等を通じて法定雇用率の達成を図るなど、積極的に障がい者の雇用を促進します。

## 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
ハローワークとの連携	ハローワークとの連携を強化し、近隣地域の雇用状況等の情報の共有、企業に対する障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金事業の周知、障がい者雇用の理解の啓発などを図り、障がいのある人の企業への就労促進に取り組みます。	福祉課 ハローワーク
障害者就業・生活支援センターとの連携	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障がいのある人の就労を総合的に支援します。	福祉課 障害者就業・生活支援センター
障がいのある人のニーズに合った職域開拓	障がい者雇用についての広報・啓発や助成制度に関する情報提供などを通じて、障がいのある人のニーズに合った職域開拓に努めます。	福祉課
障がい者雇用についての情報提供	「広報みのかも」やパンフレット等を通じて、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知に取り組みます。	福祉課 ハローワーク
障がいのある人が働きやすい環境づくり	公的機関の障がい者の法定雇用率の達成はもとより、市役所においては、障がいのある人がより働きやすい環境づくりに努めます。	キャリアサポート課
障がいのある人の雇用の場の拡大	令和5年度より中之島公園の公園清掃の一部を委託しています。また、令和6年度より3カ所の都市公園の清掃委託を予定しています。	土木課

## (2) 総合的な就労支援施策の推進

### 《本市における取組の現況》

- ▶障がいのある人のアンケート調査では、一般就労の状況と今後の希望については、「すでに一般就労している」は4割を占めていましたが、「一般就労したい」「一般就労したいができない」を合わせた35.9%と3割半ばの人が一般就労の希望があります。

### 施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、障がいのある人の就労を総合的に支援する取組が求められています。本市においても、一般就労を目指したいという障がい者の声や、就労支援の充実を求める声が上がっています。

また、就労支援に当たっては、「就労＝ゴール」ではなく「就労＝自己実現の手段のひとつ」という認識を持つことも重要です。

本市においては、市、各事業所、ハローワークとの連携のもとで就労支援ネットワークの構築を図り、就労移行に向けた支援、雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの一貫した就労支援、障がいのある人の工賃（賃金）向上など、障がい者に対する就業面・生活面からの一体的な支援の実施に努めます。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がいのある人の雇用確保、工賃向上	『障害者優先調達推進法』に基づき障がい者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障がいのある人の雇用の確保、工賃（賃金）の向上に努めます。	福祉課 市近隣の就労継続支援事業所 生活介護事業所
ジョブコーチ支援の周知	就労先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ支援の周知を図ります。	福祉課 ハローワーク
ハローワーク主催イベントの参加促進	ハローワーク主催の中濃地域障がい者就職合同面接会などへの参加を呼びかけ、就労意欲の向上に努めます。	福祉課 ハローワーク
就労支援ネットワーク機能の循環	地域における福祉・労働・教育等の各種関係機関と連携を図り、職場体験職業訓練、生活支援、職域開拓、職場定着支援等の就労に向けた総合的な支援が図られるよう、就労支援ネットワーク機能の循環に取り組みます。	福祉課 障がい福祉サービス事業所 ハローワーク 特別支援学校
農福連携	地域共生社会の実現に向け、障がい者が地域を支え、活躍する取組の1つです。 農業分野が抱える担い手不足や耕作放棄地の拡大といった問題に対し、障がいのある人の特性や能力にあった就労につないでいけるよう、市の福祉課と農林課が協力し就労継続支援事業と農業の連携を図ります。	福祉課 農林課

### (3) 経済的な自立支援

#### 《本市における取組の現況》

▶障がいのある人のアンケート調査では、希望の暮らし方を実現するために必要な条件・支援については、「経済的支援や各種助成の充実」が最も高くなっていました。このように、経済的な自立に向けた支援が求められています。

#### 施策の方向性

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするためには、経済的な支援も重要です。

本市では、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下で、生活を支える各種手当の支給や公的な経済的支援の充実を図ります。また、制度への理解促進に努め、受給資格を有する障がい者が障がい年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障害者年金給付事業	国民年金制度において一定条件を満たした場合に障害基礎年金の給付が受けられます。相談支援の中で給付対象になりそうな方への紹介を行います。	美濃加茂年金事務所 国保年金課
障害者手当給付事業	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障がい児福祉手当などの給付を行うことで、在宅で生活されている重度な障がいのある児者またはその家族の日常生活への経済的援助を行います。	福祉課
心と暮らしの相談窓口	生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある方）などが、必要とする支援が届くよう誰でも相談できる「断らない相談窓口」を行います。	福祉課
心身障害者扶養共済制度	心身障がい者の保護者が加入して掛金を納付することで、その保護者が死亡または重度障がいとなった場合などに心身障がい者に終身年金が支給される制度です。手帳交付時や相談支援の中で紹介を行います。	福祉課
生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。必要に応じて制度の適用を検討しています。	福祉課

## 5 社会参加を支える取り組み

### (1) スポーツ活動の振興

#### 《本市における取組の現況》

- ▶令和3年度に発足した美濃加茂市レクリエーション協会に対して、各種大会参加に伴う旅費補助を行っています。
- ▶スポーツ施設等の整備・改善として、中央体育館（プラザちゅうたい）の障がい者駐車場の立体表示や西体育館のバリアフリー、貸出車いす配置、オストメイト対応誰でもトイレ設置を行いました。

#### 施策の方向性

障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは、自らの健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的であるとともに、自立促進にも大きな役割を果たします。

本市においては、令和3年度に発足した美濃加茂市レクリエーション協会に対して、旅費助成など支援を行ってきました。令和4年度には、第22回全国障害者スポーツ大会出場者に助成金を交付し、1名が陸上競技で金メダル2個、1名が卓球競技で金メダル1個を獲得しています。

今後は「広報みのかも」を通じた障がいのある人のスポーツに関する情報提供や障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加支援を通じて、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の参加を促進します。

また、障がい者が利用しやすくなるように、スポーツ施設等の整備・改善に取り組みます。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加支援	障がいのある人の地域の中での生きがいづくりとして、社会福祉協議会やボランティア団体等の協力を得ながら、障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動への参加を支援します。	スポーツ振興課 福祉課 社会福祉協議会 (財)岐阜県障害者スポーツ協会
スポーツ施設等の整備・改善	障がいのある人のスポーツ・交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすいスポーツ施設等の整備・改善に努めます。	スポーツ振興課 施設経営課
障がいのある人のスポーツに関する情報提供	障がいのある人のスポーツに関する情報については、「広報みのかも」やホームページ等様々な媒体を活用して一層の周知に取り組みます。	福祉課 (財)岐阜県障害者スポーツ協会

## (2) 文化・芸術活動の振興

### 《本市における取組の現況》

- ▶障がいのある人の文化・芸術活動促進として、障がいの有無にかかわらず、どなたにも活動や創作作品の展示の場を提供しています。
- ▶文化施設等の整備・改善として、展示プレートの設置、障がい者トイレ及びバリアフリー化を実施しています。

### 施策の方向性

障がい者にとって、文化・芸術活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために大切なものです。また、障がいのある人とない人が共に活動することで、地域の人々の障がい者への理解促進にもつながります。

本市では、障がいのある人もない人も誰でも参加できる展示の場を提供しており、文化施設は障がい有無にかかわらず、利用できるものとなっています。

今後は、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに努めるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を推進します。

### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
障がいのある人の文化・芸術活動促進	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めます。	福祉課 文化振興課 (財)岐阜県身体障害者福祉協会
文化施設等の整備・改善	障がいのある人の文化活動、交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすい文化施設等の整備・改善に努めます。	福祉課 文化振興課 施設経営課
障がいのある人の文化活動などに関する情報提供	障がいのある人の文化活動などに関する情報については、「広報みのかも」やホームページ等様々な媒体を活用して一層の周知に取り組みます。	福祉課 文化振興課 (財)岐阜県身体障害者福祉協会

### (3) 生涯学習の振興

#### 《本市における取組の現況》

- ▶ 博学連携を進めており、子どもたちの成長に応じた博物館ならではの学習を教員とともに立案し、学びの場を提供しています。
- ▶ 電子図書館の導入に向け検討しています。

#### 施策の方向性

障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたって培っていくために、効果的な学習や支援の在り方の検討や、障がい者の各ライフステージにおける学びの提供など、生涯学習活動のための環境づくりが必要です。

生涯学習は学びを通じて障がい者自身の教養を高めることに加え、障がいのある人同士、あるいは障がいのある人とない人との交流の機会となることから、障がい者の社会参加や障がいに対する理解の促進につながります。

本市においては、「博物館と学校の連携」を進めており、小・中学校の特別支援学級が博物館において学ぶ機会を提供しています。

今後も、関係各課との連携を図りながら、障がい者が持つ多様な学習ニーズを把握し、様々な生涯学習の機会の確保に努めるとともに、障がいの有無に関わらず共に学び合うことのできる環境づくりを図ります。

#### 具体的な取組

取組	内容	担当課・関係機関等
博物館と学校の連携	学校の教科の授業としてカリキュラムの中に位置付け、見学だけで終わらない学習活動を実現し継続的な学習の機会を考えていきます。文化の森でしかできない体験「展示物や企画展の活用・学芸員、ボランティアによる学習・博物館という場を感じる学習」を通してより深い学習を重ねていくもので、市の子ども全てが等しく得ることができる「博物館への入り口」です。 文化の森や他の地域社会・人々と触れ合うことは、未来を担う「美濃加茂市民」を育てることにつながります。生涯にわたって博物館と関わり文化的な市民が育つことにつながり、子どもたちの豊かな心を育てる一助になるよう連携を行います。	小学校 中学校 可茂特別支援学校 文化振興課
電子図書館の導入	学習機会の充実をはかるため、紙の図書の貸出しに加え、電子書籍を取り扱う出版事業者を活用した電子図書の貸出し事業の導入を検討していきます。	ひとづくり課

## 第5章 第7期障がい福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～

### 1 第7期計画の成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ◆国の基本指針◆

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

##### 本市の考え方

国の指針を本市に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数50人のうち、3人（6.0%）が地域での生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者50人から3人（6.0%）削減した47人を目標とします。

##### 《基準》

令和4年度末の施設入所者数（人）	50
------------------	----

##### 《目標》

目標年度	項目	目標値	備考
令和8年度末	地域生活移行者数（人）	3	基準年の施設入所者数の6%を目標
	施設入所者の削減数（人）	3	基準年の施設入所者数の6%を目標
	施設入所者数（人）	47	基準年の施設入所者数の6%削減後の人数を目標

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◆国の基本指針◆

○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。

【県目標】

○令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】

○精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

### 本市の考え方

数値は県目標のため市としての設定はしませんが、国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。また、本市の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標(126頁参照)を設定します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### ◆国の基本指針◆

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

#### 本市の考え方

地域生活支援拠点等の整備については、圏域で1カ所設置しているため、引き続き機能強化に取り組めます。機能強化の取組として運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。

強度行動障がいがある方への支援体制については未整備のため、整備に向け、関係機関との協議・検討を行っていきます。

#### 《目 標》

目標年度	項 目		目標値
令和8年度末	地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数（カ所）	1
		コーディネーターの配置人数（人）	0
		支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数（回/年）	1
	強度行動障がいがある方への支援体制の整備【新規】		協議・検討

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ◆国の基本指針◆

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度中に令和 3 年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。
  - ・就労移行支援事業：令和 3 年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
  - ・就労継続支援 A 型事業：令和 3 年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
  - ・就労継続支援 B 型事業：令和 3 年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の1.41 倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和 8 年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

### 本市の考え方

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和 3 年度の移行実績 7 人の 1.86倍である13人を目標とします。

また、サービス種別の目標人数は以下とします。

- 就労移行支援事業は 4 人を目標とします。
- 就労継続支援 A 型事業は 6 人を目標とします。
- 就労継続支援 B 型事業は 3 人を目標とします。

就労定着支援事業の利用者数は、国の指針を踏まえ、令和 3 年度末実績 9 人の1.44倍である13人を目標とします。

就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所は市内にないことから、目標の設定はしていません。

《目 標》

目標年度	項 目		実績 (令和3年度末)	目標値
令和8年度末	一般就労への 移行者数	全 体 (人)	7	13 (1.86倍)
		就労移行支援事業 (人)	1	4 (4.00倍)
		就労継続支援A型 (人)	4	6 (1.50倍)
		就労継続支援B型 (人)	2	3 (1.50倍)
	一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】(カ所)		—	—
	就労定着支援事業利用者数 (人)		9	13 (1.44倍)
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数【新規】(カ所)		—	—

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針◆

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

本市の考え方

本市では、美濃加茂市基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を行っています。そのため、今後は相談支援体制の強化を目指します。

《目 標》

項 目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
基幹相談支援センターを設置	設置済	設置済のため体制強化

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

### ◆国の基本指針◆

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

### 本市の考え方

サービスの質の向上を図るための取り組みとして、本市の実績や実情を加味して活動指標（128頁参照）を設定します。

## 2 第7期計画の活動指標

### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

#### ◆国の考え方◆

- 地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定することが望ましい。

- ・協議の場の1年間の開催回数
- ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数

### 本市の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第7期目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	12	13	13	13
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数（人）	18	18	18	18
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1	1

## (2) 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

### ◆国の考え方◆

○精神障がい者の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・ 地域移行支援の利用者数
- ・ 共同生活援助の利用者数
- ・ 地域定着支援の利用者数
- ・ 自立生活援助の利用者数
- ・ 自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】

### 本市の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第7期目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援の利用者数（人）	0	1	1	1
地域定着支援の利用者数（人）	4	5	6	7
共同生活援助の利用者数（人）	11	13	15	17
自立生活援助の利用者数（人）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】（人）	6	6	6	7

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

#### ◆国の考え方◆

- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のため、以下の事項について、活動指標として設定する。
  - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
  - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
  - ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数
  - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
  - ・主任相談支援専門員の配置数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等のため、以下の事項について、活動指標として設定する。【新規】
  - ・相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
  - ・参加事業者・機関数
  - ・専門部会の設置数
  - ・専門部会の実施回数

#### 本市の数値目標

項目		実績値 (見込み)	第7期目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)		24	26	28	30
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)		10	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)		10	10	10	10
個別事例の支援内容の検証の実施回数(回)		10	10	10	10
主任相談支援専門員に配置数(人)		1	1	1	1
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(回)	16	15	15	15
	参加事業者・機関数(カ所)	21	21	21	21
	専門部会の設置数(カ所)	4	4	4	4
	専門部会の実施回数(回)	19	16	19	19

#### (4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

##### ◆国の考え方◆

- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を活動指標として設定する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を活動指標として設定する。

##### 本市の数値目標

項目		実績値 (見込み)	第7期目標 (見込み)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数(人)		4	4	4	4
事業所や関係自治体等と共有 する体制の有無及びその実施 回数	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数(回)	1	2	2	2

### 3 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

『障害者総合支援法』に基づく、本プラン期間中の各障がい福祉サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

#### (1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

##### ■ サービスの概要

サービス名	実施内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

##### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	57	53	53	53	53	53
	延時間数/月	854	713	715	715	715	715
重度訪問介護	人/月	0	1	1	1	1	1
	延時間数/月	0	5	12	12	12	12
同行援護	人/月	2	3	4	5	6	7
	延時間数/月	44	41	49	52	55	58
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	延時間数/月	37	45	42	45	45	45
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

## 見込量確保の方策

訪問系サービスは介護者の高齢化等に伴い、ニーズが高まることが予想されるため、社会福祉協議会、障がい者総合支援協議会、各サービス提供事業所との連携強化を図りながら、必要なサービス量の確保や適切なサービス運営に努めます。

利用見込がないサービスについても、ニーズが生じた場合に備え、対応できる事業者の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

### ■ サービスの概要

サービス名	実施内容
生活介護	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援【新規】	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障がい者本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

サービス名	実施内容
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所（福祉型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等のうち、医療の必要性の高い人を対象に、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	120	124	125	126	128	129
	延日数/月	2,317	2,407	2486	2,561	2,637	2,717
うち重度障がい者	人/月	18	26	65	66	67	68
	延日数/月	289	421	1,275	1,280	1,285	1,290
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	3	6	7	7	7	7
	延日数/月	28	106	90	100	100	100
就労選択支援 【新規】	人/月				0	0	0
	延日数/月				0	0	0
就労移行支援	人/月	3	4	10	13	15	17
	延日数/月	38	54	135	139	143	148

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人/月	91	92	95	97	99	101
	延日数/月	1,700	1,725	1,709	1,726	1,743	1,761
就労継続支援（B型）	人/月	112	119	124	129	134	139
	延日数/月	1,731	1,766	1,840	1,877	1,914	1,953
就労定着支援	人/月	9	3	3	5	5	5
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所（福祉型）	人/月	51	50	54	56	57	59
	延日数/月	393	344	345	355	366	377
うち重度障がい者	人/月	6	9	12	15	15	15
	延日数/月	43	40	63	65	65	65
短期入所（医療型）	人/月	0	3	2	2	2	2
	延日数/月	0	3	9	4	4	4
うち重度障がい者	人/月	0	3	2	3	3	3
	延日数/月	0	3	9	10	10	10

※令和5年度は実績見込み

## 見込量確保の方策

障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう関係機関と連携し、日中活動の場の整備に取り組みます。

就労系サービスについては、ハローワーク、商工会議所等と連携しながら、身近な場所での就職先・実習先の確保に努めます。また、新しい就労選択支援については、サービスの実施に向け検討していきます。

短期入所サービスについては、介護者のレスパイト等のためニーズが高く、引き続き、サービス提供の拡充に取り組みます。

### (3) 居住系サービスの見込量と確保方策

#### ■ サービスの概要

サービス名	実施内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	37	39	42	45	48	51
うち重度障がい者	人/月	3	5	6	7	7	7
施設入所支援	人/月	46	49	50	52	54	56

※令和5年度は実績見込み

#### 見込量確保の方策

地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、重度障がいの人も含め、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

また、自立生活援助については、ニーズが生じた場合に備え、対応できる事業者の確保に努めます。

#### (4) 相談支援サービスの見込量と確保方策

##### ■ サービスの概要

サービス名	実施内容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

##### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	125	135	129	132	134	137
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	5	4	0	4	4	4

※令和5年度は実績見込み

#### 見込量確保の方策

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援専門員の質の向上に取り組んでいきます。

施設または医療機関から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援を図ります。

### 3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村を中心として実施される事業です。

サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

#### (1) 必須事業の見込量と確保方策

##### ■ サービスの概要

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいを有する人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいを有する人等の理解を深めるため研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障がいを有する人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいを有する人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	障がいを有する人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。本市では、以下の5つの事業を実施しています。
障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い障がいのある人等の相談を総合的に行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に、入居に必要な調整等に関する支援や、家主等への相談・助言等を行い、障がいのある人の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。

事業名	実施内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の購入に対して、基準の範囲内で給付を行います。 本市では介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）について給付を行っています。 近年では、技術向上により利用しやすい用具の開発が進む傾向にあり、障がいのある人の高いニーズの情報を収集し、新たな用具種目や更新が必要な用具についても給付できるよう、定期的な種目等の見直しを行うとともに、利用促進のための周知を行っています。
奉仕員養成研修事業	障がい者のコミュニケーションの支援者となる手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行う事業です。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がいを有する人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

#### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業 （カ所）	6	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人）	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
支意思疎通	手話通訳者設置事業	設置人数（人）	1	1	1	1	1
	手話通訳派遣事業	派遣人数（人）	167	119	120	167	167
	要約筆記派遣事業	派遣人数（人）	28	74	80	86	93

サービス			第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付等件数(件)	4	3	2	4	4	4
	自立生活支援用具	給付等件数(件)	2	6	6	6	6	6
	在宅療養等支援用具	給付等件数(件)	10	8	10	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	給付等件数(件)	6	4	7	8	10	12
	排泄管理支援用具	給付等件数(件)	1,087	1,179	1,113	1,124	1,135	1,147
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数(件)	0	1	1	1	1	1
研修事業 奉仕員養成	手話奉仕員養成講座	利用者数(人)	8	8	20	20	20	20
	要約筆記チャレンジ講座	利用者数(人)	—	5	9	10	10	10
移動支援事業	実利用者数(人)	16	13	18	20	22	24	
	延べ利用時間(時間)	362	408	657	742	839	948	
地域活動支援センター事業	市内実施箇所数(カ所)	1	1	1	1	1	1	
	延利用件数(件)	696	217	187	367	367	367	

※令和5年度は実績見込み

◎手話奉仕員養成講座の受講期間は2年間、加茂郡と共同開催。

### 見込量確保の方策

社会全体の障がい理解の促進のため、関係機関と連携して研修会や講演会等を開催するなど、障がい理解を深める機会の提供に努めます。また、障がいのある人たちをはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取り組みの促進を図ります。

また、成年後見制度については、社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、周知啓発に努めます。

## (2) 任意事業の見込量と確保方策

### ■ サービスの概要

事業名	実施内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者を有する人に移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいを有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。
自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
運転免許取得助成事業	自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業です。

### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	6	8	8	9	11	13
	延べ利用回数（回）	420	531	748	823	905	996
	市内実施事業所数（カ所）	1	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数（人）	63	61	76	78	81	83
	延べ利用日数（日）	5,216	5,380	6,295	6,484	6,678	6,879
	市内実施事業所数（カ所）	23	23	26	26	26	26
自動車改造助成事業	実利用者数（人）	0	1	1	1	1	1
運転免許取得助成事業	実利用者数（人）	3	2	2	3	3	3

### 見込量確保の方策

ニーズの把握とともに、地域の実情にあった地域生活支援事業の実施に努めます。また、今後も事業内容の周知に努め、関係機関との連携のもと、サービス利用の確保に取り組めます。

## 第6章 第3期障がい児福祉計画 ～数値目標と見込量の設定～

### 1 第3期計画の成果目標

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

###### ◆国の基本指針◆

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 本市の考え方

美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家を設置しています。引き続き、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切で切れ目のない支援を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制はすでに構築済みのため、現行の体制を継続しながら、更なる推進を図っていきます。

#### 《目 標》

目標年度	項 目	目標値
令和8年度末	児童発達支援センター設置	設置済み
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	構築済み

## ② 重症心身障がい児・医療的ケアへの支援について

### ◆国の基本指針◆

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保するを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

### 本市の考え方

主に重症心身障がい児を支援する事業所については、整備実績を踏まえ、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所ともに1カ所の確保を目標とします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場はすでに設置しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。

医療的ケア児支援調整コーディネーターについては、3人の配置を目標とします。

### 《目 標》

目標年度	項 目		目標値
令和8年度末	主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所（カ所）	1
		放課後等デイサービス（カ所）	1
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済み
	支援調整コーディネーターの配置（人）		3

## 2 第3期計画の活動指標

### (1) 発達障がい児等に対する支援

#### ◆国の考え方◆

○発達障がい児等に対する支援として、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

#### 本市の数値目標

項目		実績値 (見込み)	第3期目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数(保護者)及び実施者数(支 援者)	受講者数(人)	25	30	30	30
	実施者数(人)	2	2	2	2
ペアレントメンター数(人)		0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数(人)		0	0	0	0

## 3 障がい児支援サービスの見込量と確保方策

『児童福祉法』に基づく、本プラン期間中の各種障がい児支援サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

### (1) 障害児通所支援等の見込量と確保方策

#### ■ サービスの概要

サービス名	実施内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児について、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児について、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の支援をします。

サービス名	実施内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

### ■ 利用実績と見込量

サービス		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	102	104	95	106	108	110
	延日数/月	314	366	369	373	376	380
放課後等 デイサービス	人/月	143	158	179	197	217	238
	延日数/月	1,883	2,049	2312	2,520	2,747	2,994
保育所等訪問支援	人/月	8	5	6	8	8	8
	延日数/月	12	9	12	12	12	12
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	61	77	86	96	108	121

※令和5年度は実績見込み

### 見込量確保の方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上に努め、必要なサービス供給量の確保に努めます。

また、教育・保育関係機関、福祉関係機関等との連携を図りながら、支援を必要とする子どもやその保護者へ切れ目のない支援の提供に努めます。

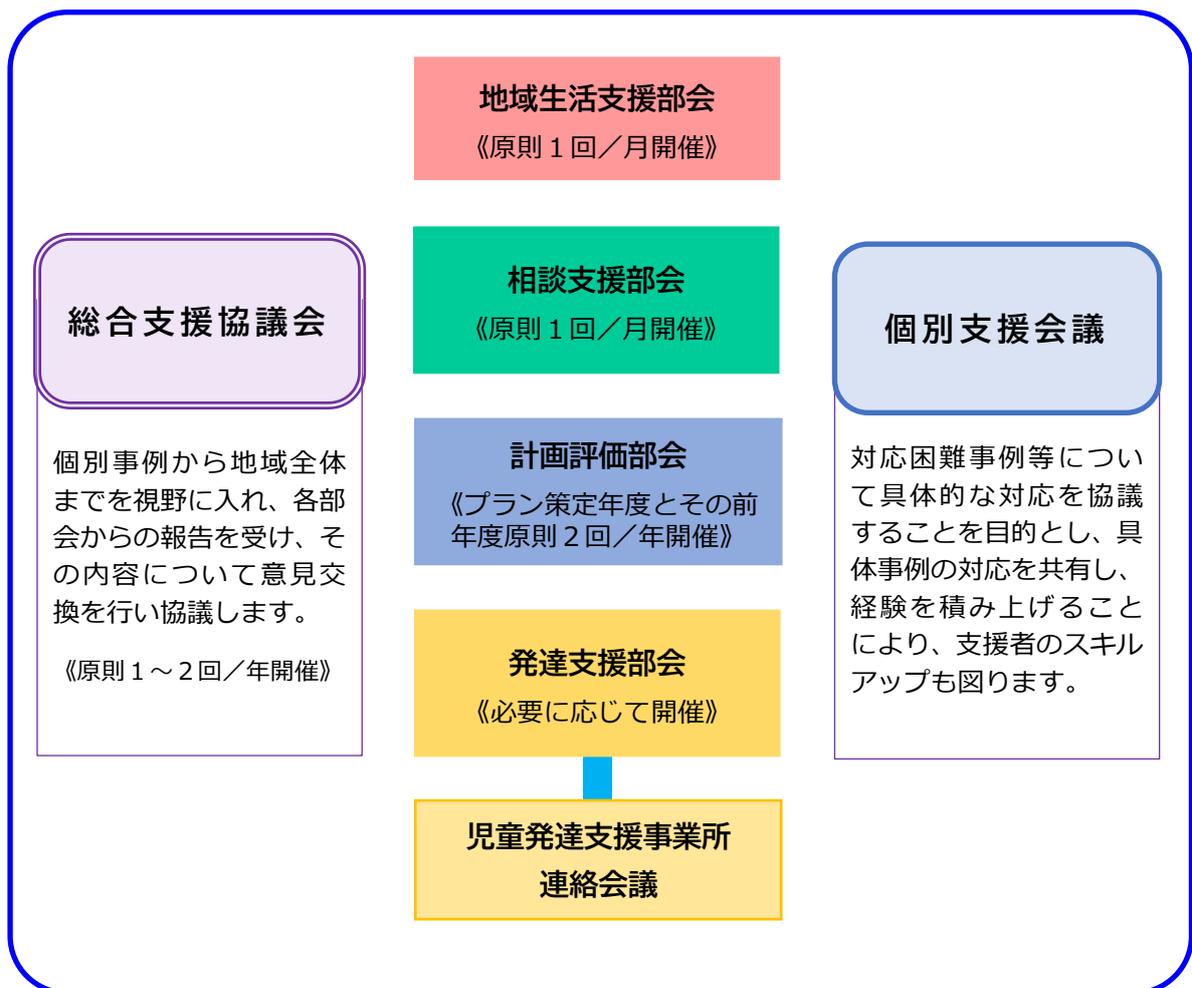
## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進に向けて

本プランは障がい者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野は、啓発・広報、行政サービス等における配慮、権利擁護の推進、マンパワーの育成、生活支援、生活環境、情報・コミュニケーション、安心・安全、保健・医療、療育・教育、雇用・就業、社会参加、スポーツ・文化活動などの様々な分野にわたっています。

このため、庁内の関連する個別計画の担当課の連絡調整や関係機関、当事者団体、ボランティア団体等との連携をより一層強化し、美濃加茂市障がい者総合支援協議会の中での協議を通じて、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

#### ■ 美濃加茂市障がい者総合支援協議会の組織図



## 2 計画の進行管理

計画の点検・評価については福祉課が中心となって実施結果のとりまとめを行い美濃加茂市障がい者総合支援協議会への報告及び意見聴取を通じて計画の進捗状況を把握していきます。

また、計画の進行管理に当たっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へとつなげます。

### ■ 計画の進行管理（PDCAサイクル）



## 1 用語解説

---

---

この用語解説は、本プランに使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的に分かりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### あ行

#### ▶ アクセシビリティ

さまざまな閲覧、利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉。「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障がいのある人などハンディを持つ人に関して多く用いられる。

#### ▶ アセスメント

対象を客観的に調査、評価すること。

介護や福祉では、利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかをケアマネジャー等が調査や評価する。

#### ▶ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等の方法により、障がいのある人と、その他の人との意思疎通を支援するための制度。

#### ▶ 医療的ケア

自宅で家族等が日常的に行う、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的生活援助行為のこと。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。

#### ▶ 胃ろう

口から食べ物を食べられなくなった人に対し、なるべく体に負担をかけずに栄養を摂取することを目的とし、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことを指す。

### ▶ インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。障がい者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

### ▶ NICU (エヌアイシーユー)

「Neonatal Intensive Care Unit : 新生児集中治療室」のこと。

出生時の適応障がいから呼吸循環不全に陥った新生児、切迫早産や早期破水などにより予定日より早く生まれることを余儀なくされた新生児や先天的な異常を持って生まれた新生児を収容し、24時間体制で医師、看護スタッフが新生児の治療・看護を行う。

## か行

### ▶ 加配保育士

生まれつきの障がいなどで、他の児童と同じように保育所の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える保育士。

### ▶ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関。

### ▶ 強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

### ▶ 岐阜県障がい者総合支援プラン

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、及び障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、岐阜県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策を包括的に記述するとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者福祉施策の総合的な推進を図ろうとする計画。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。

### **▶ グループホーム**

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては、平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス（入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助）」がグループホームで提供されている。

### **▶ ケアマネジメント**

障がい者におけるケアマネジメントについては、「障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保険・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらに社会資源の改善や開発をも推進する援助方法」を指す。

（厚生労働省「障害者ケアガイドライン」より）

### **▶ ケーススタディ**

ある具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。事例研究法ともいう。

### **▶ 権利擁護**

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

### **▶ 高次脳機能障がい**

病気や事故などのさまざまな原因で、脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいが起こった状態。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。

### **▶ 工賃**

本計画においては、就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

### **▶ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**

高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）

などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。平成18年12月施行。

#### ▶ 合理的（な）配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。

## さ行

#### ▶ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2000年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）に代わり、2015年に国際連合で採択された、2030年までの15年間の新たな持続可能な開発の指針を示したもの。

この中でSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が提唱されている。

#### ▶ 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが研修を行い養成する市民後見人をいう。

#### ▶ 社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### ▶ 障害者基本計画

障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる。現在の障害者基本計画（第5次）は、令和5年度からの5年間を対象とする。

#### ▶ 障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方

公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療養、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

#### ▶ 障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、法定雇用率未達成企業（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、法定雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障がい者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給する仕組み。

#### ▶ 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。平成25年6月公布。平成28年4月施行。

#### ▶ 障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

#### ▶ 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行ったもの。平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。

#### ▶ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。平成18年12月に国連総会で条約が採択され、我が国は平成19年9月に署名、平成26年1月に批准。

### ▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

### ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、平成24年6月に公布、平成25年4月から新たに施行された法律。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

### ▶ 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的な購入を推進することを定めた法律。平成25年4月施行。

### ▶ 児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うなど、地域における中核的な療育支援施設。

### ▶ 情報保障

身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない者に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

### ▶ 褥瘡

寝たきりなどによって、体重で圧迫されている場所の血流が悪くなったり滞ることで、皮膚の一部が赤い色味をおびたり、ただれたり、傷ができてしまうこと。

一般的には「床ずれ」とも言われる。

### ▶ ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

### ▶ 自立支援協議会

関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。地方公共団体が単独又は共同して設置する。

### ▶ 人工呼吸器

人工呼吸を自動的に行うための医療機器。自分の力での呼吸が困難な人の代わりに呼吸を補助する。

### ▶ 人工透析

人工的に血液中の余分な水分や老廃物を取り除き、血液をきれいにする働きを腎臓に代わって行う治療法。

透析療法には、機械に血液を通してきれいにする「血液透析」と、患者自身のお腹の膜（腹膜）を利用して血液をきれいにする「腹膜透析」の2つに大きく分けられる。

### ▶ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。都道府県知事、指定都市市長、中核市市長から交付される。障がいの種類は、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障がい、ぼうこう又は直腸の機能の障がい、小腸の機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がい、いずれも、一定以上で永続することが要件とされている。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

### ▶ すぐメールみのかも

市で行っている、市民の皆様が安全で安心な生活を過ごすことができるように、緊急災害情報、防犯・防災情報、子育て情報、健康情報など、暮らしに直接結びつく情報をお手持ちの携帯電話にメールで配信するサービス。

### ▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認定された人に都道府県知事から交付される手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。なんらかの精神疾患のために、長年にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象とする。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

### ▶ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

平成26年4月から、保護者制度が廃止されており、医療保護入院の要件を精神保健指定医1名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更し、また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課されている。

### ▶ 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

### ▶ 成年被後見人

知的障がいや精神上的障がいにより判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人。本人の代理として成年後見人が財産管理などを行う。

### ▶ ソーシャルワーカー

病気や障がい、老化による機能低下などによって生活に問題を抱える人やその家族に対して、適切な助言・支援を行う人のこと。

国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士を指す場合が多いが、必ずしも資格が必要ではない。

## た行

### ▶ 地域生活支援拠点（等）

障がいのある人の重度化・高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

### ▶ 地域包括ケアシステム

人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて対応していこうというシステム。

### ▶ 地域療育システム支援事業

障がいのある児童が住み慣れた地域で必要な療育を受けられるよう、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの医療、福祉のスタッフが、地域の支援機関職員の支援技術向上を図るとともに、市町村や療育機関等に対する助言・指導を行うことなどにより、「地域療育システム」の構築のための取組を支援する、岐阜県の事業。

### ▶ 特定医療費（指定難病）受給者証

国が指定する難病に罹患した対象者が、住所地を管轄する保健所などへ申請し、認定を受けることで発行され、医療費の助成を受けられるもの。平成27年1月から医療費助成の対象となる指定難病は拡大され、制度も一部変更となった。

### ▶ 特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## な行

### ▶ 難病

原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっている。指定難病は令和3年11月には338疾病となっている。

### ▶ ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるとの考え方。1950年代、デンマークのバンク・ミケルセンらが関わっていた、知的障がい者の家族会の施設改善運動から生まれた理念。障がいを持っていても地域社会で普通の暮らしを実現する脱施設化など、社会環境の変革に寄与した。国連の国際障害者年（1981年）を契機に認知度を高め、現代の社会福祉の基本理念となった。

## は行

### ▶ 発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、① 自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）② 学習障がい（限局性学習障がい）③ 注意欠陥多動性障がい（注意欠如、多動性障がい）その他にもあるが、以上が主なものとなっている。

### ▶ パブリックコメント

行政が法令や政策を決めていく過程で民意を反映させる仕組み。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファクス、メールで意見を募る。1999年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

### ▶ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がいを欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）が取り除かれた状態。その取組がバリアフリー化。

### ▶ ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer：ピア」）が、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合い、回復を目指す取組。

### ▶ 避難行動要支援者

美濃加茂市避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱によって定められている、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、身体障害者手帳1級又は2級に該当するものなど、特に支援を要するもの（社会福祉施設等に入所している者を除く。）をいう。

### ▶ 福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

### ▶ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。

### ▶ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グ

グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

#### ▶ ペアレントメンター

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

### ま行

#### ▶ メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満の人が、高血圧、高血糖、高脂質のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。糖尿病などの生活習慣病にかかりやすくなる。

### や行

#### ▶ ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

#### ▶ 要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

### ら行

#### ▶ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

▶ 療育

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

▶ 療育手帳

知的障がい児および知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。

---

---

## 2 美濃加茂市障がい者総合支援協議会設置要綱

---

---

令和4年2月25日

告示第47号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、心身に障がいがある者及び難病等により生活に支障がある者（以下「障がい者等」という。）への包括的な支援体制の整備並びに障がい者等及びその家族への適切な支援を図り、もって地域共生社会の実現に繋げることを目的として、美濃加茂市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた障がい者等及びその家族への包括的な支援（以下「包括的支援」という。）の推進に関すること。
- (2) 包括的支援の体制の整備に係る保健、医療、福祉、教育その他関係する分野の連携及びネットワークの強化に関すること。
- (3) 法第51条の2第1項の指定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）の運営の評価及び資質の向上に関すること。
- (4) 市が策定する障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の障害者計画及び法第88条第1項の障害福祉計画（同条第6項の規定により一体のものとして作成することができる児童福祉法第33条の20第1項の障害児福祉計画を含む。）の評価及び見直しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域共生社会の実現に向けた障がい者等及びその家族への支援体制に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事項の協議の結果について、必要に応じ、市長に提言することができる。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障がい者等及びその家族
- (2) 障がい者団体の代表者及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項の身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項の知的障害者相談員
- (3) 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者及び相談支援事業者

(4) 保健、医療、福祉、教育及び雇用に関する機関の代表者

(5) 学識経験者、関係行政機関その他市長が必要と認める者

2 委員に対する報酬等は、支給しない。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に第2条第1項に規定する所掌事務に関し、専門的な協議を行う部会を設置する。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の議事について準用する。

(個別支援会議)

第8条 協議会は、包括的支援に関し、個別の事案ごとに次の各号に掲げる事項を協議する個別支援会議を置くことができる。

(1) 個別の障がい者等及びその家族の状況の把握及び課題の共有に関すること。

(2) 個別の包括的支援計画の策定及び支援内容の評価に関すること。

(3) 個別の障がい者等及びその家族に対する支援方針及び関係機関の役割分担に関すること。

(4) その他包括的支援に必要と認められる事項に関すること。

(意見の聴取等)

第9条 協議会、部会及び個別支援会議は、協議するに当たって必要があると認めるときは、

学識経験者、当該協議事項に専門的知識を有する者その他会長が必要と認める者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第10条 委員及び前条の規定により出席を求められた関係者は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委託)

第12条 市長は、この協議会の庶務の全部又は一部について、適正な運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に廃止前の美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会設置要綱（平成20年美濃加茂市訓令甲第62号。以下「旧要綱」という。）第4条第1項の規定により委嘱された協議会の委員である者は、この告示に基づく協議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱第5条第1項の規定により会長である者は、当該協議会の委員により互選されたものとみなす。
- 4 第2項の規定により委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、施行日において引き続き旧要綱に基づく協議会の委員とした場合における当該委員の残任期間とする。

### 3 美濃加茂市障がい者総合支援協議会委員名簿

(敬称略)

氏名		機関名
1	横井 里美	可茂地区手をつなぐ育成会 中濃理事
2	大矢 正明	岐阜県身体障害者福祉協会美濃加茂支部 支部長
3	大矢 正明	美濃加茂腎友会 会長
4	木村 まつゑ	身体障害者相談員
5	西部 達矢	ひまわりの丘地域生活支援センター 相談支援専門員
6	臼井 潤一郎	地域生活支援センターひびき 顧問
7	鎧塚 勝徳	美谷の里 相談支援専門員
8	浅野 雅彦	地域生活支援センターすいせい 相談支援専門員
9	酒井 伴好	地域活動支援センターかざぐるま 相談支援専門員
10	長縄 敦志	社会福祉法人 清流会 きらら美濃加茂 管理者
11	石原 京子	美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家 相談支援管理責任者
12	河合 香澄	岐阜県可茂保健所 技師
13	高橋 邦彰	美濃加茂市民生児童委員協議会 会長
14	酒向 洋	美濃加茂市社会福祉協議会 常務理事
15	谷口 利治	可茂県事務所福祉課 課長
16	亀谷 真也	可茂特別支援学校 教諭
17	長谷 阿耶子	美濃加茂市教育委員会 係長
18	坂田 麻魅	美濃加茂公共職業安定所 就職促進指導官
19	松本 登志也	法テラス可児法律事務所 弁護士
20	金井 敏文	美濃加茂市議会 文教民生常任委員会委員長

# 美濃加茂市障がい者プラン

## 障がい者計画

### 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行・編集：岐阜県美濃加茂市市民福祉部 福祉課

〒505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-25-2111（代表）



*Walkable City  
Minokamo*